

## 重点要望

### 1 持続可能な財政運営について

(要望)

本県は厳しい財政状況に置かれており、現時点で来年度予算編成時における財源不足額は約 350 億円と見込まれる。

国は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、社会経済活動を継続するとしている。今後、アフターコロナを見据えた上での施策・事業を抜本的に見直していたものを再度取り組んでいく必要が生じることから、県民ニーズに応じて柔軟かつ機動的な財政出動を実施し、持続可能な財政運営に取り組んでいくこと。

(回答)

令和 5 年度は予算編成方針を発出した時点で 350 億円の財源不足が見込まれる状況にありましたが、施策・事業の見直しや令和 4 年度の税込増等により財源を確保し、予算を編成しました。

新型コロナウイルス感染症との共存を前提とした医療提供体制を構築するとともに、脱炭素社会の実現や人口減少社会における次世代育成など、様々な政策課題に的確に対応できるように、持続可能な財政運営を目指してまいります。

### 2 富士山噴火対策の充実について

(要望)

令和 4 年 3 月に富士山火山広域避難計画検討委員会の中間報告が公表され、計画の改定について令和 5 年度も継続して検討することとなる。現行の富士山火山広域避難計画では、市町村区域外への広域避難者の受入先が山梨県及び静岡県では示されており、受入市町村の調整は県が行うこととなっているが、広域避難が必要な神奈川県内の市町については、現時点で受入先が未定となっている。市町においては、令和 3 年の富士山ハザードマップの改定で、大規模噴火の場合では溶岩流が町全域に到達する可能性が示され、地域住民のいのちを守るための避難を最優先するためには、市町外への広域避難が不可欠となった。

最悪の事態を想定した実効性のある町避難計画を早期に策定するために、受入先市町村の調整や避難路・交通手段の確保等、早急な対応を実施すること。

(回答)

富士山噴火に係る広域避難については、「富士山火山防災対策協議会」において、「富士山火山広域避難計画」を改定するため、「富士山火山広域避難計画検討委員会」を設置して、検討を行っています。

同委員会での検討を踏まえ、本県においても、富士山噴火の影響を受ける市町と連携した広域避難に係る訓練を行う予定ですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ検討してまいります。

また、県民の皆様にも、富士山の噴火の影響やその対策を理解していただくため、ハザード

マップの周知を図るとともに、火山災害警戒地域に指定され、広域避難を必要とする市町が広域避難計画を策定できるよう「神奈川県富士山火山広域避難計画策定指針（仮称）」を策定するほか、「神奈川県版富士山火山防災マップ」による普及啓発を進めてまいります。

### 3 アフターコロナを見据えた観光事業者への支援について

#### （要望）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、観光宿泊事業者が大きな打撃を受けている。宿泊業はテレワークの活用や業態変化に対応できない業種でありながら、日頃から施設や雇用を維持するために多くの費用がかかるという特徴があり、今後は更に感染対策を強化した経営を行う必要も生じている。

これに対し、県では「かながわ旅割」などの観光支援策を推進しているが、引き続き県内観光を回復させるための「かながわ旅割」の継続と、OTA事業者と実店舗との取扱期間や金額に差が出ることがないようにすること。

#### （回答）

県では、国の補助金を活用して、「かながわ旅割」、全国旅行支援「いざ、神奈川！」等、切れ目なく観光需要喚起策を講ずることで、観光事業者を支援し、観光産業の復興と地域経済の活性化につなげています。引き続き、国の動向に合わせて対応してまいります。

また、全国旅行支援「いざ、神奈川！」の実施に際しては、事業者の声を踏まえ、国に対し、事業期間や割引率の設定など、制度の見直しを要請してきました。その結果、観光庁により制度が改正され、一律の割引率、一定程度の事業期間の確保が実現しました。また、県では、事業に伴う手続きを簡略化し、事業者の負担を軽減するための改善も行いました。

### 4 脱炭素社会の実現に向けた取組の強化について

#### （要望）

令和3年に「地球温暖化対策推進法」が改正され、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルが、法に基本理念として位置付けられた。カーボンニュートラルを実現するためには、地域における再生可能エネルギーの利用が重要であり、国・県・市町村はもとより民間事業者や団体等との密接な連携の下に行わなければならない。

引き続き太陽光発電・小水力発電などの再生可能エネルギーの普及を促進し、その際には各再生可能エネルギーの特性を踏まえるとともに、県内をいくつかのブロックに分けた上で、各ブロックの地域特性を勘案し、環境性はもとより、経済性や供給安定性等を総合的に検討すること。その上で、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域を市町村が設定するに当たり、県が環境配慮基準を定めた場合にあつては、当該基準に基づくものとされているため、早急に環境配慮基準を定めること。

加えて、脱炭素社会の実現には、次世代エネルギーなどの新技術の活用が不可欠であり、地域の特性を知る民間事業者や団体等が新技術の開発に集中できるよう、環境整備や資金

援助等の支援を行うこと。

(回答)

令和3年に「地球温暖化対策推進法」が改正され、法の基本理念に「2050年脱炭素社会の実現」が位置付けられたことを受け、本県では令和4年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を改定し、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を本計画の長期目標として明確に位置付けました。

この極めて高い目標を達成するためには、県単独での取組では困難であり、国や市町村、民間企業や県民による、まさしくオールジャパン、オール神奈川であらゆる主体が自分事として取り組む必要があります。

県では、「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、それに基づき、再生可能エネルギーの導入促進の取組を進めています。

風力発電や小水力発電の導入ポテンシャルが低い本県で最も導入ポテンシャルがあるのは、屋根置き太陽光発電であることから、引き続き、太陽光発電の導入促進に取り組んでまいります。

また、地域の脱炭素化を進める上では、「地域脱炭素ロードマップ」や「かながわ脱炭素ビジョン2050」も考慮して、それぞれの地域の魅力も生かしながら脱炭素化を進めることができるように県民、事業者、市町村に働きかけてまいります。

地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の対象となる区域における県が定める環境配慮基準については、都道府県は国の省令を踏まえて設定できる任意規定とされていることから、市町村の意向も十分踏まえ検討します。

さらに、県では、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所を通じて、新技術の開発における技術的課題の解決に向けた支援を行っており、引き続き支援してまいります。

## 5 ポストコロナ社会を見据えた対応について

(要望)

国においては、新型コロナウイルス感染症を2類相当から5類にする検討が行われる。

実際、コロナウイルスの致死率が当初に比べて下がり、季節性インフルエンザに近づいていることを考えるとポストコロナ社会を見据えた対応を検討する必要がある。

ポストコロナ社会においては、自己負担の考え方、発熱した時の対応等これまでと異なることが予想されるので、今から論点を整理したうえで、速やかに県民にポストコロナ社会の県の対応を周知徹底すること。

(回答)

県では、Withコロナの社会を見据え、保健医療体制を段階的に日常体制へ近づけるための検討を進めています。具体的には、令和4年7月には「神奈川県新型コロナウイルス感染対策指針医療・福祉施設編」を策定し、病棟でなく病床単位でのコロナ対応を可能とし、医療機関において、他の疾患の診療も維持できるような体制づくりを推進しています。加え

て、同指針に基づき、高齢者施設等での家族等との面会のガイドラインも見直し、一定の感染対策があれば面会ができるようになってきています。

また、同年同月及び9月の国の事務連絡の改正により、患者や濃厚接触者の待機期間が短縮されるとともに、外出制限の考え方も緩和されてきています。さらに、国は1月20日に、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、5類に移行する方向で検討を進める旨を発表しました。引き続き、国の動向を注視しながら、県の対応を検討し、その対応方針が決まり次第、速やかに県民の皆様にご周知してまいります。

## 6 急激な経済悪化時の事業者支援策について

(要望)

新型コロナウイルスのまん延、ウクライナ侵攻、急激な円安による物価高騰、急激に経済を悪化させる事態が発生している。このような緊急時においては、国からの交付金に応じ、本県として早急な支援策の立案、実行が求められる。その際、迅速性、有効性のみならず、公平性にも十分配慮すること。

また、その経済状況が続く場合は、一時的な緩和措置を継続させるのではなく、新たな経済環境に合わせた本質的な支援策に転換していくこと

(回答)

県では、物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援については、国の支援策や事業者の声、事業効果などを踏まえ、企画立案し事業を実施してきました。今後、支援策を講ずる際は、事業者の声や事業効果、公平性なども踏まえ、事業を実施してまいります。

また、物価高騰等の影響は長期化することが見込まれるため、今後、事業者が、「稼ぐ力」を身につけるための支援を実施してまいります。

## 7 物価高にとまなう建設資材高騰への対策について

(要望)

ウクライナ情勢や急激な円安などに伴う物価高は建設資材の価格にも大きく影響を及ぼしている。公共工事においては資材高騰の対策としてスライド条項が設けられているが、現在ほとんど活用されておらず、周知・運用に懸念が残る。事業者が資材高騰対策としてスライド条項を活用できるよう適切な対応をはかること。

また、一部の資材については価格高騰とあわせ納期の遅れも指摘されている。資材の納期遅れについても、工期の柔軟な見直しも含め、適切な発注・工程管理に努めること。

さらに、県発注工事に関しては、資材高騰の影響が、下請け・孫請け、ひいてはそこで働く労務者の賃金へのしわよせへ及んではならない。状況に応じ、アンケート等による現状把握、相談体制の充実など、適切に対策を図ること。

(回答)

スライド制度の活用を促すため、制度を案内するチラシを作成し、監督員との調整の中や

契約締結時に契約担当者などから周知をしているところですが、引き続き対応します。

また、資材の入手難により工程の調整がつかず、工期延期等が必要な場合には、受注者の方と調整を図りながら、柔軟に対応してまいります。

## 8 教職員の労働環境改善と、担い手不足解消に向けた人材確保について (要望)

全国的に教職員不足が叫ばれ、本県も例外ではない。また国は働き方改革を推進しているが、残念ながら教職員の働き方改革はなかなか進んでいない現状がある。

「一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保」「教育現場の労働環境改善」など、児童・生徒だけでなく、教職員も共に安心して学校生活を送ることができる環境構築が必要である。

一方、人材確保については、大学の教員養成の縮小や教員志望学生の減少など、構造的な要因もあり、教職員の病気休職や産休育休代替の臨時的任用職員の不足は深刻なものとなっている。

教職員の在校時間等の現状の客観的把握を行い、教育施策の見直しや業務改善を図るとともに、教職員の働き方改革を更に推進することによって負担を軽減し、労働環境の改善と併せ担い手不足解消に向けた人材確保の具体的施策を図ること

### (回答)

県教育委員会は、教員の働き方改革を推進するため、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定し、時間外在校等時間の縮減等を目標として掲げ、個別業務の役割分担とその適正化などに取り組んでおります。

県立学校においては、令和2年11月から導入している勤務時間管理システムにより、教員の在校等時間を客観的に把握しており、市町村立小中学校においても、令和3年10月以降、全ての学校において、在校等時間の客観的把握が行われています。

今後も引き続き、時間外在校等時間の縮減など、指針で掲げた目標が実現されるよう、市町村教育委員会と連携し、具体的な取組を推進してまいります。

人材確保については、大学説明会の参加対象を1・2年生にも拡大して実施し、神奈川県内の教員の魅力を周知するとともに、教員採用試験に大学推薦を設けることで、教員を志している学生への窓口を広げております。

さらに、臨時的任用職員及び非常勤講師の登録について、県のたよりにお知らせ記事を掲載することや、教員採用試験の際にお知らせの文書を配付するなど、制度周知に取り組んでおります。また、更なる人材の確保を図るため、令和3年度から「ペーパーティーチャー研修」を実施し、この研修の中で臨時的任用職員等の登録受付を行うなど、必要な人材を確保できるよう努めております。

## 常任委員会別要望

### 総務政策

#### 1 新型コロナウイルス感染症対策事業費等への財政措置について

(要望)

新型コロナウイルス感染症の収束の先行きが見えない中で、原油価格や物価の高騰なども加わり、今後も地域住民が活用できる消費喚起への支援と、特定の企業・業種へ偏ることのない支援策の創出や地元観光業のためのマイクロツーリズム（県内移動）に対する支援メニューの拡充、公共交通事業の継続のために必要な支援策や物価高騰対策などに係る行政需要が益々高まることが予想される。臨時交付金の継続交付はもとより、地方自治体の実情に応じて柔軟に対応することが可能な財政措置について、積極的に国に働きかけること。

(回答)

新型コロナウイルス感染症や経済情勢等への対応について、地方自治体に対し必要な財政措置を講ずるよう、国に強く要望しております。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）について、県では、これまで国に対して、県独自に、全国知事会、関東地方知事会、九都県市首脳会議を通じて、さらには東京都、千葉県及び埼玉県の知事と連携するなどして臨時交付金の増額などについて要望を行ってきたところです。

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況や経済情勢等を踏まえ、全ての地方自治体が必要とする額の確保について、引き続き機会をとらえて国に求めてまいります。

#### 2 再委託等の透明性の向上に向けた取組について

(要望)

我が会派の指摘や提案などを踏まえ、実態調査を行い、ルールの明確化などの取組を整理したことについて一定の評価をするものの、県として、県民の皆様の税金がどのように使われているのかをはっきりと示していくこと、そして、県民の皆様の個人情報適切に取り扱われていることが重要であるので、今後は、指定管理者や地方独立行政法人を含めて、共通のルールを実効性のあるものにし、県民の皆様への説明責任をしっかりと果たし、再委託等の問題が再び起こることがないようにすること。

(回答)

令和4年3月に実態調査を行い、その結果等を踏まえて、再委託等に係る契約事務におけるルールの明確化などを行いました。今後は、明確化した新たなルールや個人情報保護におけるルールである委託基準の職員研修等における周知の徹底に加え、会計事務検査でのチェック、個人情報保護に係る庁内向け相談窓口の設置などにより、実効性を担保してまいります。

また、指定管理者や地方独立行政法人にも、県と同様の取組を促していくなど、適正な執行に努めてまいります。

### 3 特別自治市構想について

#### (要望)

特別自治市構想に関しては、県の考えや、構想のメリット・デメリットも含めて、県民や市町村にしっかりと「見える化」することが必要である。その上で、広域自治体である県としては、構想実現により大きな影響を受けることが懸念され、他の市町村の意見を聞いていく必要があるため、速やかに政令市以外の市町村に対し特別自治市構想に関する調査を実施すること。

#### (回答)

特別自治市構想は、県民生活や市町村の行政サービスに大きな影響を及ぼすため、構想の内容やその影響などについて、県民の皆様や市町村に「見える化」していく必要があると考えています。

県では、令和4年3月に、「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」を公表し、構想の課題・懸念等を具体的にお示ししており、11月には、こうした県の見解等を、より一層分かりやすく伝えることができるよう、県ホームページに図表やイラストを活用するなどの見直しを行っています。

また、同年5月には、「県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会」を開催し、構想自体の是非等に関し、率直な意見交換を行い、今後も、県と3指定都市で課題を共有し、「住民目線」での解決に向け、協議を行っていくことを合意しました。県からは、こうした議論に当たって、他の市町村の意見を聞くことも重要である旨を意見表明しており、今後、懇談会で合意された3指定都市との協議の進捗を見据えながら、他の市町村の意見を伺っていきたいと考えています。

### 4 日米地位協定の改定などの米軍基地について

#### (要望)

県内米軍基地の整理・縮小・早期返還、日米地位協定の見直し、厚木基地における航空機騒音の解消等について、引き続き神奈川県基地関係県市連絡協議会の構成自治体及び関係自治体との連携を進め、基地周辺住民の不安解消を目指し、安全で快適な生活を送れるよう国に要請し、新型コロナウイルスなど感染症対策での米軍人等への国内と同等の対策実施は、県民の健康を守るために切実な課題であることから、国に対して確実な改善を求め、状況に応じて、県から直接現地米軍責任者に徹底を申し入れること。

#### (回答)

県は、県と県内の基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」を通じて、米軍基地の整理・縮小・早期返還や厚木基地における航空機騒音の解消、日米地位協定の見直し、在日米軍における確実な感染症拡大防止対策の実施等を国に要望しております。引き続き、国に対し粘り強く求めてまいります。

## 5 行政手続オンライン利用の促進について

### (要望)

行政手続のオンライン化については、年々着実に手続数が増えており、個別の課題を解決しながら継続して取組を進めていくことは承知しているが、行政手続のオンライン化は、それ自体が目的ではなく、大切なのは県民にいかにも利用してもらうかが重要である。様々なアプローチで県民への周知・広報を行い、利用促進に取り組んでいく必要があるため、行政手続のオンライン化と、その利用促進の取組の両輪をしっかりと推進し、特に市町村で受付をしている県所管の行政手続について、オンライン化が可能な手続きの整理などを早急に行った上で、可能な限り多くの手続きにおいて、県の責務としてオンライン申請を実現すること。

### (回答)

市町村の経由事務は、県民の方々の利便性の向上の観点のみならず、市町村における情報の適時把握の観点から移譲されています。

その上で、事務のオンライン化の検討を行い、県及び市町村においてオンライン化が可能な事務については、引き続き市町村の経由事務とすることが必要かつ妥当か、市町村の意見も伺いながら、個別の事務ごとに検討していく必要があると考えております。

## 6 公契約に関する法律の整備について

### (要望)

県は「入札・契約制度の見直し」、「一般業務委託の積算等のルール化」、「公契約条例制定自治体の運用状況調査」、「賃金実態調査」の継続に取り組み、公契約に関してどのように進めるべきか検討し、県が締結する業務委託契約書に「労働関係法規の遵守」条項を盛り込んでいることは承知している。しかしながら、公共工事等に従事する労働者の確保が困難になっており、入札に参加しようとする事業者が減る一要因となっている。ダンピング防止による地域建設業の担い手確保、労働者の労働環境整備、公共工事の品質確保、適正な入札事務の執行及び事業の質の向上を図るため、公共工事等の公契約に関する条例の整備を速やかに講じること。

### (回答)

公共工事における入札の平均応札者数は横ばいであり、入札参加者が減少している状況ではありません。

また、公契約の取組のうち賃金実態調査については、年度によって、設計労務単価よりも、平均賃金の方が、上昇幅が大きいケースもあることから、今後も推移を見て行くために継続していきます。

なお、県としては、引き続き、「公契約に関する協議会」から県が検討すべきと指摘された4つの課題に取り組む中で、条例の必要性について、検討してまいります。



## 7 ナッジの活用について

(要望)

行政におけるナッジの活用は、予算をかけずに効果を生み出しうるものであり、積極的に活用すべきと考える。効果に関し因果関係の証明ができれば最善だが、ナッジだけの効果か否かの判断が難しいと承知しているので、まずは事例を数多く作り出しナッジの活用の浸透を図るとともに、県有施設はもとより、県内自治体で幅広く活用し好事例を積み上げること。

(回答)

ナッジの活用については、庁内に対して、ホームページや職員向け研修等を通じて国内外の効果的な事例や県庁内での活用事例を紹介するほか、いのち・未来戦略本部室に相談窓口を設置し、ナッジに取り組もうとする所属に助言を行っています。

さらに、県民と接する機会の多い出先機関に対しては、現場の状況に沿った事例を個別に紹介しており、こうした取組により、多くの事例を生み出してまいります。

また、ナッジに関心の高い県内自治体に対しても、個別に研修を実施しており、これらの取組を通じて、ナッジの浸透と好事例の積み上げを行ってまいります。

## 8 県有知的財産の利活用等について

(要望)

県試験研究機関の研究成果について県民に分かりやすい広報を行い、研究の成果が県民へ収入として還元されるよう、特許など知的財産の創出と保護及び活用を進められる人員体制を強化すること。及び事業の質の向上を図ること。

(回答)

県試験研究機関の研究成果の公表にあたっては、県の科学技術に関する取組等を紹介するホームページ「かながわサイエンスインフォメーション」等を活用するなど様々な機会を捉え、図表やイラストを用いながら、県民の皆様に分かりやすい広報に努めてまいります。

また、県試験研究機関が大学や企業等と連携して取り組んでいる、知的財産の創造・保護・活用を一層促進するとともに、課題解決力等を強化する産学公連携を展開し、知的財産の利活用を進める体制を整えてまいります。

こうした活動に取り組むことで、県試験研究機関の研究成果を地域社会に展開し、県民の皆様に向けていくことを目指します。

## 防災警察

### 1 帰宅困難者対策について

(要望)

多くの県民が都内に通勤していることに鑑み、帰宅困難者対策について東京都と本県な

どの都道府県の関係機関相互の連携のあり方について更に進めるため、具体的な議論を始めること。

(回答)

令和4年8月に内閣府主催で「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」の第4回が開催され、一斉帰宅抑制等の適切な行動の促進方策や鉄道帰宅者への支援等について検討されました。

また、上記検討委員会での検討は、内閣府、東京都が共催する「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」にフィードバックされ、首都圏（東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県）の連携について検討し、顕在化する課題について情報を共有しています。

今後も、上記検討委員会等の動向を注視していくとともに、検討結果については首都圏で連携しながら、対策を進めてまいります。

## 2 大規模災害時の官官、官民、民民連携の更なる促進について

(要望)

本県が災害時に協力協定を結んでいる団体と、あらかじめ官官、官民、民民での通信連絡、対応行動に即した災害訓練を行うことにより、実際の災害時に効果的な対応が可能になると考える。

災害協定を結んでいる団体と通信連絡、対応行動に即した災害訓練はビッグレスキューかながわにおいてそれらの団体が参加していることは承知しているが、より多くの団体が参加するよう積極的に働きかけること。

(回答)

県では、大規模な災害に備えて、ビッグレスキューかながわ等の訓練を実施しており、例年、県と災害協定を締結している多くの団体や民間事業者にも参加をいただいています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じた上で、ビッグレスキューかながわを開催し、多くの関係機関との連携体制の維持強化と、関係機関相互の顔の見える関係の構築を図りました。今後も、効果的な災害時連携に向けた取組を行ってまいります。

## 3 消防団員の確保の支援策について

(要望)

県内各地の消防団員の担い手が減少していることから、各種メディア・SNS等を活用したPRで消防団への入団並びに活動への参加を促す取組を行っていることは評価する。

一方で、静岡県や岐阜県で取り組んでいる、消防団員の確保と活動の充実を図るため、一定の要件を満たした消防団員を雇用する事業所の事業税を軽減する制度や過疎地域の消防団員の確保に貢献した事業者に対し報奨金を交付する岐阜県の「消防団員雇用貢献企業報奨金制度」などを調査・検討することに加え、県制度融資信用保証料割引、入札参加資格の加点、総合評価落札方式の加点など、企業のインセンティブが働くような具体的施策の実現

に向け取り組むこと。

(回答)

県内全市町村との共催による消防団啓発イベント「かながわ消防フェア」の開催、消防団員を地域で応援する「かながわ消防団応援の店」の登録推進、若者・女性向けの消防団員募集リーフレットの作成などの従来からの広報に加え、テレビ番組やラジオ放送といった各種メディアをはじめ、県公式YouTubeやTwitterアカウント、FacebookページといったSNS等を通じ、引き続き消防団への入団、活動への参加を促していきます。

また、県ホームページでは、消防団協力事業所表示制度について紹介するとともに、県内各市町村の消防団協力事業所の公表を行っております。学生消防団活動認証制度とともに、市町村に制度の活用を働きかけるとともに、県としてもどのような施策がより有効なのか、企業への直接的なインセンティブも含めて、引き続き検討を進めてまいります。

#### 4 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の水平展開

(要望)

高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方々の消費者被害を防ぐため、市町村や地域の関係者が連携して見守り活動を行う消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）は現在、鎌倉市のみで協議会を設置し消費者保護に取り組んでいるが、この取組を県内に水平展開をすること。

(回答)

鎌倉市における取組について、機会をとらえて他市町村に共有し、地域協議会設置にかかる課題解決に向けた個別の助言や働きかけを行ってまいります。

#### 5 災害激甚化時代における機関連携した広域避難の取組について

(要望)

一級河川氾濫や大地震発生などの大規模災害発災時においては、他都道府県の自治体への避難が適切な場合も考えられる。

そこで、県があらかじめ県内市町村と「避難所の相互利用」に関する協定を県と33市町村とで包括的に協定を結ぶことや、他都道府県の自治体とも「避難所の相互利用」に関する協定を県が指導力を発揮して結ぶことにより、より県民が避難しやすくなる調整をあらかじめ行うなど自治体間での協議を促進すること。

(回答)

県は、市町村と相互応援協定を締結しています。災害対策基本法の改正により、災害発生前後における広域避難に係る協議の手续が制度化されました。県は法に基づく広域避難が円滑に進むよう、広域避難研究会の開催を通じて、市町村の避難対策の支援に努めてまいります。

## 6 特殊詐欺犯罪抑止対策の更なる強化について

(要望)

令和3年の県内の特殊詐欺発生件数は1,461件、被害額は25億8,400万円であり、被害金額、認知件数とも減少しているが、依然として高齢者の被害が続いている。

金融機関、宅配事業者、コンビニエンスストア等と連携した被害の未然防止、押収名簿を活用した注意喚起などにより踏み込んだ被害防止対策に積極的に取り組むこと。

(回答)

県は、迷惑電話防止機能を有する機器の普及啓発を目的として、令和2年度から3年の期限内で、市町村が行う同機器の普及事業に対して補助を行い、機器の普及に取り組む市町村が事業開始前の2自治体から22自治体が増えるなど、一定の成果を上げたところです。同機器は、特殊詐欺の入口となる、犯人からの電話を物理的に遮断することにより被害を未然防止するというもので、今後も市町村等と連携し、県民に対して同機器の有効性を発信し、普及に努めてまいります。

また、引き続き金融機関等と連携し、注意喚起チラシ等を活用した被害防止対策を実施するほか、特殊詐欺の兆候に対する気付きの機会を増やすため、若年層も含めた幅広い世代を対象に、Twitterでの特殊詐欺被害防止の注意喚起や情報提供をはじめ、動画を活用し、様々な媒体での広報啓発を推進するなど、被害防止対策の取組を一層強化するため、令和5年度で所要の措置を講ずることといたしました。

県警察としては、金融機関、コンビニエンスストア、高齢者と接する機会が多い事業者等に対して、声掛けの強化や広報啓発を依頼するなど、社会全体で高齢者を特殊詐欺の被害から守る気運の醸成に取り組んでいるほか、高齢者世帯への戸別訪問や特殊詐欺等被害防止コールセンターによる電話での注意喚起を行うなどしており、引き続き、関係機関・団体等と連携を一層強化し、特殊詐欺被害防止対策を推進してまいります。

また、関係機関と連携しつつ、特殊詐欺を敢行する実行犯の検挙を徹底するほか、犯行グループの中核に迫る捜査を推進するとともに、特殊詐欺に直接・間接に関与する暴力団等のあらゆる犯罪組織に対し、多角的・総合的な視点で取締りを展開する等、特殊詐欺撲滅に向けた取組を推進してまいります。

## 7 インフラ整備におけるバリアフリー化の促進

(要望)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）により、日常生活で利用する施設を広く対象に生活空間全体におけるバリアフリー化が求められている。また、急速な高齢化社会への進展とノーマライゼーションの思想から、高齢者や身体障がい者等の自立した生活が保障されるインフラ整備が重要である。

そのため、高齢者や視覚障がい者の方々に配慮した信号の補助装置であるLED付音響

装置や横断歩道を利用する視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるための横断歩道であるエスコートゾーンの増設に取り組むこと。

(回答)

県警察としては関係機関と調整を図り、交通環境及び要望を勘案した上で増設に取り組んでいます。

## 8 生活道路における安全対策について

(要望)

生活道路における安全対策として、地域住民の歩行の安全を確保するため、自動車の速度抑制及び事故発生防止として移動式(可搬式)オービスの積極的導入や横断歩道における音響信号機の設置及び設置要件の緩和をすること。

(回答)

可搬式オービスの取締りについては、取締り場所の確保が困難な幹線道路等著しい速度超過が認められる路線、「重点通学路」「ゾーン 30」を含めた生活道路、警察官の複数配置が困難な時間帯の運用を主な目的としているところです。

県警察としては、交通事故実態、道路状況、車両の通行量等の実態調査を踏まえた上で、効果的な時間帯、場所を選定した積極的な取締りを検討してまいります。

また、音響式信号機については、視覚障害者の方々の御要望を踏まえつつ、道路交通実態や視覚障害者の方々の利用頻度等を勘案して、緊急性の高い箇所から整備を進めております。

音響式信号機及び視覚障害者用付加装置の設置要件については、警察庁の通達で示されている「視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針」に基づき、整備を推進しております。

## 国際文化観光・スポーツ

### 1 文化振興の財政支援について

(要望)

コロナ禍においても文化芸術活動を継続していくためには、団体等の維持に適切な「財政支援」が重要である。

県は、今年度から「マグカル展開促進補助金」を創設し、支援を行っているところであるが、多くの団体から申込みがあり今年度補助を受けられなかった団体等が多数ある。こうした状況に対処するために「マグカル展開促進補助金」事業を継続し、予算の拡大を図ること。

(回答)

県では、令和4年度に既存の補助制度を見直し、新たに、演劇、ミュージカル、伝統芸能等の文化芸術に係る新たな事業を補助する「マグカル展開促進補助金」を創設し、予算規模も拡充いたしました。令和5年度も、本補助金を継続し、支援が必要な文化芸術団体が活動

を継続できるよう努めてまいります。

## 2 文化振興の活動の場の支援について

### (要望)

コロナ禍においても文化芸術活動を継続していくためには、団体等の維持に適切な「財政支援」に加えて、「活動の場」の確保も重要である。

県は、県庁前日本大通りを舞台に音楽、ダンス等を自由に発表できる開放的な空間である「マグカル開放区」や、オンライン上で文化芸術オールジャンルの動画を募集し配信する「バーチャル開放区」のほか、県立青少年センタースタジオHIKARI及びかながわアートホールの会場・設備・備品を無償で提供する「マグカルシアター」を引き続き実施し、文化芸術活動の場を確保すること。

### (回答)

県では、県庁前日本大通りを活用し、音楽、ダンス等のジャンルを問わず自由に発表できる開放的な空間である「マグカル開放区」や、オンライン上での文化芸術オールジャンルの動画コンテンツ「バーチャル開放区」のほか、県立青少年センター「スタジオHIKARI」及びかながわアートホールの会場・設備・備品を無償で提供する「マグカルシアター」を実施するなど、引き続き、文化芸術活動の場の確保に努めてまいります。

## 3 ポストコロナ時代のスポーツライフのあり方について

### (要望)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、スポーツを取り巻く環境も厳しい状況に置かれているが、今後はポストコロナの時代を見据えたスポーツライフのあり方を目指す必要がある。

県においては、藤沢にある「県立スポーツセンター」をはじめとする県立スポーツ施設において、新型コロナウイルス感染拡大防止策も含め、利用者の安全・安心により一層配慮した運営、施設の適正な利用によるまちの賑わいの創出・地域交流の創出へとつながるスポーツ施策の展開を図ること。

### (回答)

施設や競技ごとのガイドラインの遵守などによる新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行ったうえで、体験会や教室を開催するなど、県立スポーツ施設を訪れる方を増やすことで、まちの賑わいの創出・地域交流につなげるよう努めてまいります。

## 4 新たな観光資源開発への支援について

### (要望)

横浜、鎌倉、湘南、箱根といった全国的に有名な観光スポットのほかにも、県内には、丹沢大山国定公園の自然環境、三浦地域の豊富な食材など、高いポテンシャルを持つ観光資源

が存在する。

更なる観光戦略を推進し、より多くの観光客を誘致するため、新たな観光資源の開発に取り組もうとする企業や市町村に対し、その動きを促進・加速させることができるよう、様々な許認可権限と高い調整能力を持つ、県の幅広い支援を行うこと。

(回答)

県では、観光振興計画において、魅力ある観光地の形成に向けて、地域主体で取り組む魅力づくりを支援し、観光地の魅力向上を推進することとしています。

新たな観光資源の開発に対しては、県内各地域の観光に関する各種データを収集・分析し、結果を提供するとともに、地域がデータに基づく効果的な観光施策を行えるよう、広域自治体として市町村や民間事業者等の取組を支援し、連携・後押ししてまいります。

また、新たに開発した観光資源については、「観光かながわNOW」や「Tokyo Day Trip」において引き続き情報発信してまいります。

## 5 私立中学校の生徒のスポーツに親しむことができる機会の確保について

(要望)

スポーツ庁の有識者会議は、2022年6月6日、公立中学校の運動部活動について、2023年度から2025年度末までの3年間をめどに、休日の運動部活動から段階的に地域移行するように提言した。これは、少子化や教師の業務負担等を背景に学校の運動部活動では支えきれなくなっている中学生等のスポーツ環境について、学校単位から地域単位の活動に変えていくことで、少子化の中でも子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保することを目的とする。

かかる状況は私立中学校においても同様と考えられるとともに、当該提言は私立中学校に対しても何らかの影響を及ぼすと考えられる。

本県においては、私立中学校の生徒が、引き続きスポーツに親しむことができる機会の確保に努めること。

(回答)

私立学校は、私立学校法により、その特性に鑑み、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、健全な発達が図られておりますので、私立中学校における運動部活動のあり方は、各学校の設置者がそれぞれの実情に応じて対応するものと考えております。

## 6 拉致問題を風化させない為の取組について

(要望)

1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮による日本人拉致が発生し、謝罪及び再発防止の約束はあるものの、現在に至るまで解決できていない状況である。これまで日本国政府は北朝鮮に対して誠実な対応を求めてきており、認定されている拉致被害者17名のうち5名の帰国が実現したが、残りの被害者の帰国も待たなしで求められるところである。

本県では、拉致問題の風化を防ぐべく、取組を行っており、県議会でも年1回の街頭活動を通じて、普及啓発活動を行っている。

引き続き、外交課題として県民に周知啓発活動を行いつつ、県としても被害者の帰国を実現させるために、あらゆる分野において協力を惜しまないこと。

(回答)

拉致問題の解決に向けた啓発の取組については、「めぐみさんと家族の写真展」の開催や本県にゆかりのある拉致被害者や特定失踪者の方のパネル展示のほか、映画「めぐみ」の上映会など、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら県内市町村とも連携して「オール神奈川」で取り組んでおります。

拉致問題を決して風化させないように引き続き、啓発活動に取り組むことで、県民の皆様の拉致問題に対する理解を深め、解決に向けて県民世論を高めてまいります。

## 7 国際社会への貢献について

(要望)

2022年2月下旬からロシアによるウクライナへの侵攻が発生し、本県でもウクライナ避難民の受け入れを行っている。東アジア地域に目を向けると、台湾海峡の緊迫度が増してきており、国家としての役割はもちろんのこと、有事の際の避難民の受け入れは、国際社会の一員として本県に求められている重要な役割の1つである。

ウクライナ情勢は未だに予断を許さない中、避難民の受け入れは長期化することも想定され、引き続きのきめ細かな対応を行うと同時に、行政としての経験を活かし、同様の事象が発生した際にいち早く体制が構築できるようにすること。

(回答)

本県では、避難民の受入について全庁横断的に検討する「対策会議」や、避難民等のための「相談窓口」をいち早く設置するとともに、民間企業や市町村等と連携し、住居や生活用品等の提供をするなど、避難民に寄り添った支援に取り組んでまいりました。ロシアによるウクライナへの侵攻は依然として続いており、避難生活は長期化することが予想されることから、引き続き、避難民のニーズに応じたきめ細やかな支援について、関係機関と連携し、「オール神奈川」で取り組んでまいります。

また、今後、同様の事象が発生した場合には、国の受け入れ方針に基づき、迅速な避難民の受入体制づくりに努めてまいります。

## 環境農政

### 1 物価高騰にかかわる農林水産業への支援について

(要望)

国際的な物価高騰をうけ、農林水産業における資材等の高騰が生じていることから、燃油や肥料等の資材に対して県として支援を行っているところである。こうした物価高にかか



わる問題に関しては、今後更に拡大することも予測され、価格転嫁も容易ではないことから、価格の動向を見極めつつ、すでに措置された補助金支援の継続・拡充を検討する必要がある。

その上で、状況の長期化もありうるとの視点に立ち、これを契機として、燃油のような価格高騰対策の制度が存在しない肥料等に関しても、価格高騰の影響を緩和する仕組みを設けるなど、現行制度の課題を点検したうえ、中長期的な視点に立った持続的な農林水産業の展開にむけた対策を行うこと。

(回答)

農業については、御指摘のとおり、今後も燃油や肥料等の生産資材高騰が継続する可能性があり、継続した場合は農家負担を軽減する必要があることから、動向を注視し、必要な対策について検討してまいります。

なお、国に対しては、令和4年9月21日に、物価高騰が継続した際に、燃油や肥料等の価格高騰対策事業を継続することや、段ボールやビニールなどの価格高騰に対し、製造段階への支援など農家負担の上昇を軽減する対策等を要望しており、今後も肥料の長期的な価格高騰の影響緩和対策を含めて、必要に応じて働きかけをしてまいります。

畜産業については、飼料や電気代等の価格高騰に対する緊急的な支援を行っていますが、畜産農家に対し、有用な手段として国の配合飼料価格安定制度の活用についても働きかけるとともに、国に対しては、制度の拡充と予算確保や、価格高騰対策の制度が存在しない粗飼料について、畜産農家が安定的に確保できるよう必要な対策を講ずることを引き続き提案・要望してまいります。また、畜産経営の強化策として、輸入飼料への依存体質から脱却し経営の安定化を図るため、飼料増産・確保に向けた中長期的な取組を畜産農家や関係団体と協議を重ねており、その中で県としての可能な支援策について検討してまいります。

林業については、きのこ生産に係る燃油費の高騰分に対する補助を行っていますが、燃油以外のそのほかの資材等についても価格の動向を注視し、生産者への影響や要望をしっかりと聞き取った上で必要な対策について検討してまいります。

水産業については、燃油価格の高騰による漁業者の費用負担の増加に対する支援を行うとともに、国の漁業経営セーフティーネット構築事業への加入促進及び省エネエンジンの導入により、中長期的な燃油コストの削減に対する支援を行っています。今後も、燃油等の価格動向に注視し支援の必要性を検討してまいります。

## 2 プラスチックごみ・プラスチックを含む海洋ごみ対策について

(要望)

プラスチックごみによる海洋汚染問題への対応として、「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」の一部を改正し、県・事業者・県民が一体となったクリーン活動の推進等を条例化した点は評価できる。

海洋汚染の原因とされる河川から流出するプラスチックを含む海洋ごみに関しては、自然災害の多発に伴い沿岸域に流出した流木やゴミ等が、漁具の破損や漁船の航行障害など

漁業操業への影響を与えるほか、これらが海底に沈み、漁場の荒廃にもつながるなど、漁業への影響が大きくなってきているとの指摘もある。

SDGs 未来都市として、本県の河川から沿岸あるいは県外に流出するプラスチックを含む海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）に関して、近隣都県と連携し、トレーサビリティの確立を目指すなど、全国に先駆けた対策に取り組むこと。

（回答）

海洋ごみのうち、漂着ごみについては、国作成の地方自治体向け調査ガイドラインに基づき、県内沿岸で発生する漂着ごみの実態把握及び発生源を推定し、今後の発生抑制対策に活用するための調査を行っているところです。

一方で、漂流ごみ及び海底ごみについては、そのような統一的なガイドラインはなく、船舶が必要など陸上に比べ調査の実施が難しい上に経費もかかり、また、県境を問わず広域的に漂流しているため、県単独で調査を実施することは困難であり、国が広域的に行うべきと考えています。

なお、現在、漂流ごみ及び海底ごみの調査を国が東京湾などで実施しているため、相模湾を含め、調査範囲を拡大し継続して実施していくよう国に要望しております。また、近隣都県との連携については、まずは互いの情報を共有し、連携方法を検討してまいります。

### 3 農業における新たな担い手への支援について

（要望）

持続可能な農業生産の確立にむけ、新たな担い手育成のための新制度として、令和4年度に措置された「新規就農者育成総合対策」には期待が大きい。本事業は、あらたに就農する際、経営開始にあたる資金交付として、1,000万円を上限として国と県が支援するものであるが、国と県と生産者が2：1：1の割合を基本に費用負担する制度とされており、就農者にも応分の負担を求めるものとなっている。

新たな担い手の就農をさらに促進していくために、就農者の負担割合をさらに引き下げていくことが必要との観点から、県として市町村とも連携し、生産者の負担を減らす補助制度など取組を進めること。併せて国の「みどりの食料システム戦略」において示された有機農業推進の方針を踏まえ、有機農業に取り組む担い手の育成にも一層注力し取り組むこと。

（回答）

新規就農者育成総合対策のうち、令和4年度に新設された機械・施設等の初期投資的経費を補助する「経営発展支援事業」については、新規就農者の早期の経営発展につながる重要な事業と考えていますので、必要とする新規就農者を支援できるよう、引き続き予算の確保に努め、市町村と協力し支援してまいります。

また、有機農業に取り組む担い手の育成については、上記に加え、技術的な支援も重要と考えていますので、就農前については、かながわ農業アカデミーによる有機農業講座の実施や先進的な有機農業者と連携した支援を行うとともに、就農後についても農業技術センタ

一の普及指導員による巡回指導などの支援を実施してまいります。

#### 4 頻発する自然災害に起因する農地の災害復旧支援について

(要望)

気候変動に起因すると考えられる記録的な豪雨等、自然災害の頻発化・激化にともない、農地の崩落と土砂流入、さらにはその土砂が人家にまで及ぶといった被害が多発してきている。

これまで、こうした農地被害に関しては、国の農地災等の活用を図るほか、市町村において独自の補助をするなど対策を講じられてきたところであるが、近年大規模な自然災害が毎年のように発生することから、県としてもこうした自然災害に起因する農地の被害と復旧に関しても、一義的に地権者の責任とするのではなく、気候変動の影響などを踏まえ、対策の在り方を抜本的に再検討していくべきである。

現在、農地の災害復旧に関して県独自の補助事業はないが、被災した生産者に迅速な支援が実施できるよう、技術的支援にとどまらない支援策を講じていくとともに、国に対しても支援の拡充を求めていくこと。

(回答)

農地の災害復旧については、国の災害復旧事業の要件に満たないものについても、被災農家の方の負担軽減につなげるための様々な制度があることから、災害復旧事業に係る市町村担当者研修会を実施し、市町村職員等の災害復旧事業に対する知識習得を支援するとともに、引き続き、被災状況等に応じた支援制度の活用を助言するなど、市町村との連携強化に取り組んでいきます。

また、近年の災害の状況を鑑み、国の支援制度の拡充について、様々な機会をとらえて要望してまいります。

#### 5 持続可能なかながわ畜産業への変革について

(要望)

近年における豚熱の流行、および本年に入ってから飼料価格の高騰等により、畜産に取り組む生産者は厳しい経営環境におかれている。経営存続の危機に直面する畜産農家に対し、短期的には物価高騰にかかわる支援を行うことは極めて重要であるが、同時に輸入飼料に過度に依存したあり方を見直すなど、県として持続的な県内畜産業の確立を目指していく必要がある。

中長期的に畜産業を持続可能な産業としていくためには、市場の求めるSDGsに配慮した畜産展開が不可欠である。畜産資源の地域循環をもたらすエコフィードの県内での確立をさらに進めるとともに、輸入の配合飼料に依存しない畜産のためインセンティブとなりうる、自給飼料を自ら確保する生産者に対する支援制度を設けるなど、持続可能な(サステナブルな)かながわ畜産業への変革を、畜産業者・団体と協力し進めていくこと。

(回答)

県では持続可能な畜産経営の体質強化策として、価格に左右されやすい輸入飼料への依存体質からの脱却を目指し、エコフィードの活用を推進してまいります。そのため、まずは食品事業者等を対象とした食品残さの排出調査や、飼料利用が可能な食品残さの畜産農家等のマッチングを実施し、対応を図ってまいります。

また、併せて生産者や関係団体等と粗飼料ネットワーク分科会等を設置しており、引き続き飼料増産・確保に向けた中長期的な取組について連携して検討を進めてまいります。

## 6 持続可能なかながわ水産業に向けた取り組み強化について

(要望)

気候変動への適応、水産資源の回復、担い手の確保をはじめ、持続可能な水産業の確立の観点から、本県の水産業が多くの課題を有していることは明らかである。

水産資源の回復に関しては、「資源管理方針」に基づいた資源管理を効果的に進めるために、漁業者と共通認識の形成が核となることから、県として将来にわたり継続的水産業を支えていく姿勢をあらためて示し、漁業者の一層の理解を促進すること。沿岸域での磯焼け対策としては、市町村と連携した取組を進めること。

(回答)

資源管理方針に基づいた適切な資源管理が行われるよう、県は定期的にその効果について漁業者に丁寧に説明するとともに、将来にわたり水産資源を持続して利用できるよう指導支援してまいります。

磯焼け対策としては、漁業者や民間活動団体、市町が協働した藻場再生事業を今後も支援していくとともに、早熟カジメ等を活用した藻場の再生事業も進めてまいります。

## 7 SDGs・2050年脱炭素化達成に向けた林業・水源環境保全の推進について

(要望)

本県が平成19年度から全国に先駆けて進めてきた、かながわ水源環境保全・再生施策大綱は、令和8年度で終期を迎える。SDGsの観点からも、また2050年脱炭素化の実現の観点からも、未来に向けて、水源林をはじめとした水源環境保全・再生施策の発展的継続と水源地域が担う水質保全の取組への支援拡充が求められる。

水源環境保全税の継続により、着実な森林保全を進めるとともに、林業振興の観点から県産の木材を有効活用するための体制構築や、公共建築の木造化の推進、県内森林の吸収源としての機能向上をはかること。

(回答)

施策大綱期間終了後の施策については、施策大綱に示した最後の計画となる「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」で提出される「水源環境保全・再生かながわ県民会議」からの総合的な評価も踏まえ、施策大綱に基づく取組の到達状況や事業効果等をしつ

かりと検証・評価した上で、市町村、県議会、県民の皆様等の御意見を伺いながら、検討してまいります。

県産木材を有効活用するための体制としては、川上業界と川下業界の合意形成を進め、県産木材需要の一層の拡大と安定供給・加工・流通体制の整備を目的として「かながわ森林・林材業活性化協議会」が設立されており、県としても引き続き協議会の活動を支援していきます。

公共建築物の木造化の推進については、「公共施設の木造・木質化等に関する指針」（以下「指針」）を策定し、県の建築物等における木材利用、特に県産木材利用の促進に努めてまいりました。また、「木材利用促進法」が改正され、民間建築物を含む建築物一般について木材利用を推進するとしてを受けて、令和4年4月1日に民間建築物についても木材利用を促すこととする一部改正を行っています。

さらに、平成31年度から始まった森林環境譲与税の取組に関しても、「木材利用に関するガイドライン（H31.4）」の策定や、県がモデル的に実施している事業の紹介など、市町村に木材利用の働きかけを行い、その結果、令和4年度は都市部を中心に11市町が木材利用に取り組む予定です。

水源環境保全税と森林環境譲与税を活用して森林の保全再生を進めていくことで、森林吸収源としての機能を含む公益的機能の発揮を図ってまいります。

## 厚生

### 1 新型コロナウイルス感染症第7波の対応について

(要望)

新型コロナウイルス感染症第7波の到来以前より、本県は自主療養を県民に求めてきた。

このことは抗原検査キットが県民にいきわたっていることが前提になる。

県が無料で抗原検査キットを配布したことは一定の評価するところだが、一部混乱があったことは否定できない。また重症化率が低いとはいえ、病床もひっ迫していた。

今後は、感染拡大の有無にかかわらず抗原検査キットを必要とする県民の元に届ける体制の構築すること、また引き続き必要な病床確保に注力すること。

(回答)

Withコロナに向けては、県民自らが感染に備えていただくことが重要です。抗原検査キットについては、県民に事前に備えていただけるよう、様々な機会・媒体を用いて広報に努めており、国に対しても、キットを購入しやすくなるような政策を行うよう、要望を行っています。引き続き様々な機会をとらえ、県民に対して事前の備えを働きかけてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の病床については、引き続き県内各病院に御協力いただき、一般医療との両立も見据えながら、必要な病床数を確保してまいります。

## 2 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に伴う体制と施策について

(要望)

困難な問題を抱える女性を支援するための新法（議員立法）では、目的や基本理念に「女性の福祉の増進」や「人権の尊重・擁護」などが明記され、支援のために必要な施策の実施を国・自治体の責務としているが、県としての計画策定や事業展開にむけた準備がまだ見えてこない。

婦人相談所を女性相談支援センター、婦人保護施設を女性自立支援施設とする名称変更、国の方針を待つ間に県としての実態把握、関係部局・NPOはじめ支援団体との連携に向けて協議会等恒常的な連携・協議の場など、県内の支援機関の洗い出し、国からの説明・情報を収集し、必要な施策に即応できる体制構築を進めること。

(回答)

厚生労働省が基本方針等の策定に向け開催している「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」での議論内容を確認するなど、国の動向に係る情報収集を行っています。また、国の基本方針等の策定に先立ち、令和4年度中に、県の基本計画策定のための情報収集、現状把握等を行うため、女性保護事業・相談事業を実施する県機関、政令市、民間団体、女性相談員及び県関係課に対しヒアリングを実施するとともに、市町村や民間団体との連携強化について検討していきます。

## 3 子ども家庭庁創設にともなう子ども・子育て支援の拡充について

(要望)

今年6月15日、こども家庭庁を設置する関連法案が可決成立し、令和5年4月に発足する。具体的な組織区分は、大きく「企画立案・総合調整部門」、「成育部門」、「支援部門」の三部門となり、これまで以上の取組に期待ができるが、推進する担当や体制については不明であり、県の組織も再編・統合・拡充され、整理が必要である。施設に通わない「無園児」の家庭訪問や困り事把握といったこれまでにない施策等に対して国からの説明・情報を収集し、県としても必要な施策に即応できる体制構築を進めること。

(回答)

施設に通わない、いわゆる「無園児」に関する支援について、国が「未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチに関する調査研究」を行っており、県はその内容や国の交付金事業を踏まえ、関係部局が連携し市町村と協力して、切れ目のない子育て支援を進めてまいります。

また、県としての体制については、平成28年度から、子ども施策を全庁一丸となって推進する体制として、知事を本部長とする「子ども・青少年みらい本部」を設置し、「全庁横断的な体制」での取り組みを開始しており、平成30年度には、次世代育成部門と福祉部門を統合して、「福祉子どもみらい局」を設置し、「子ども・子育て支援の体制を強化」してきました。

さらに、子どもを取り巻く環境は、随時変化しているため、令和4年度に、「子ども・青少年みらい本部」の下に、「ワーキンググループ」を設置し、子ども・子育て施策の「新たな課題」については、「全庁体制で検討を進めていく」こととしています。

#### 4 障がい者施策について

(要望)

「神奈川県当事者目線の障がい福祉推進条例」を策定する本県にとって、当事者の声を丁寧に取り取りながら地域移行を円滑に進めることが重要である。

障がい者が地域で生活できる環境を整備するため、各サービスや支援活動の拡充に努めるとともに、専門人材の養成を行い、一層地域資源の充実を図ること。特に、民間支援団体への支援につとめること。

(回答)

令和4年3月に改定した第6期「神奈川県障がい福祉計画」では、若い世代を含むあらゆる層に対して、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを周知・広報するとともに、専門性を高めるための研修を実施するなど、障がい福祉を担う人材の確保、育成及び定着に向け、教育機関などの関係機関と協力しながら取り組んでいくことを明記しています。

そこで、県では、激しい行動障がいを伴う重度知的障がい児者に対する専門的な対応を修得するための強度行動障がい支援者養成研修のように、研修を行う民間事業者の指定を通じて、研修の受講機会を確保し人材の確保に努めるとともに、一定の基準に基づく研修事業の指定や指定事業所の指導を通じて、質の高い人材の養成に努めているところです。

以上のような取組を実施するとともに、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の目的、基本理念等を県民の皆様にも周知啓発し、障がいや障がい者への理解の促進に努めてまいります。

#### 5 児童虐待の防止について

(要望)

虐待の通報は義務であり、認知件数の増によって未然予防、早期発見・早期対応、再発防止につとめるとともに、その対応についても強化しなければならない。

増え続ける児童虐待対応するため、児童虐待に対応する専門人材の確保・増員に努め

た上、車内放置なども含めたネグレクトに対して県民がいち早く虐待の通報をしていただけよう市町村や関係団体とも連携し、本県としても情報発信等の対応を強化すること。

(回答)

県では、令和3年度に大和綾瀬地域児童相談所を新設するとともに、児童福祉法の配置基準に基づき、児童福祉司の増員を図るなど、児童相談所の体制強化に努めています。

児童虐待の防止については、体罰防止や車内放置などの啓発動画等を作成し、広く県民に

向けたメッセージを繰り返し発信しています。

## 6 医療提供体制の充実について

### (要望)

コロナ禍においても、夜間・救急の医療提供体制がひっ迫することのないよう、基準病床数や今後の必要病床数に照らして不足している地域については医療提供体制を早急に整えなければならない。今後は地域包括ケア病棟や回復期リハ病棟といわれる回復期の病床のニーズが高まっていくため拡充が求められる。

特に、地域包括ケアシステムの構築においては在宅医療の提供体制も欠かせないため、在宅医療を担う人材確保や医療資源偏在の解消について、市町村とも連携し着実に取り組むこと。

### (回答)

病床の整備に当たっては、法令等に基づき算定する二次医療圏ごとの基準病床数を上限に、地域の実情を踏まえつつ、各二次医療圏の地域の関係者の意見を聞きながら進めていくとともに、病床整備を行う際は、全県で不足している回復期の病床を中心に、必要な機能の病床配分を実施してまいります。

また、在宅医療提供体制の検討に当たっては、市町村や関係団体等で構成される在宅医療推進協議会・地域包括ケア会議を県全域及び4つの保健福祉事務所単位で開催しており、課題の抽出や情報共有等を行っているところです。

なお、県では、県医師会が運営する在宅医療トレーニングセンターへの補助や、県内各地域の課題に対応した医師等の病院関係職種及び在宅関係職種向けの研修への補助などを行っており、こうした取組を通じて、在宅医療の担い手となる医師等の確保・育成を引き続き推進してまいります。

## 7 生活困窮者への支援体制の強化について

### (要望)

本県は令和3年11月に「神奈川県生活困窮者対策推進本部」を設置しNPOや企業と連携した共助の取組を推進しているが、同時に住民間の支え合いが十分に機能することも求められる。共生社会実現に向けた公民連携ネットワークの推進として、地域包括支援センターを核として障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センターの設置や住民からの相談に適切に対応できるよう、民生委員のための公民連携ネットワーク事業を推進するなど、一人ひとりへ支援が行き届く体制を強化すること。

### (回答)

県では、「神奈川県生活困窮者対策推進本部」を立ち上げ、誰一人取り残さないというSDGsの理念に基づき、県庁全体で公的支援の取組を一層進めるとともに、NPOや企業と連携した共助の取組も進めることとしています。



地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では対応できない狭間のニーズ等を受け止める包括的な相談体制が求められており、各市町村において、それぞれのこれまでの取組や既存機関を活かし、地域包括支援センターを含む関係機関が連携した包括的な支援体制の構築を進めています。

地域包括支援センターは介護保険法第 115 条の 46 第 1 項で、第 1 号介護予防支援事業、包括的支援事業及びそのほか厚生労働省令で定める事業を実施するものと規定され、設置主体は市町村とされています。

御要望の内容は、地域包括支援センターの設置主体である市町村がそれぞれの実情に応じ、検討、対応するものと考えます。

なお、市町村が、包括的な支援体制の構築をする際に、障がい、子育て等の分野を問わず一元的に相談を受ける窓口を地域包括支援センターに置くことも可能です。

県では、市町村における包括的な支援体制の構築を円滑に進めるため、令和 3 年度から経費の一部負担を含む市町村の体制整備の後方支援事業を実施しており、引き続き、各市町村の実情に合わせた体制整備を後押ししてまいります。

## 8 介護・高齢者福祉の充実について

### (要望)

本県は令和 3 年 3 月に「かながわ高齢者保健福祉計画」を改訂し、地域包括ケアシステムを推進してはいるが、地域包括支援センターや認知症疾患医療センターそのものの存在を知らない住民も多い。更なる周知を行い、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう施策や環境を整え、新たな介護の課題として団塊ジュニア世代のダブルケア問題や「ヤングケアラー」・「若者ケアラー」など、介護に関する実態調査を行い、支援が必要と考えられる方には行政から積極的に働きかける「プッシュ型」の支援に取り組むこと。

### (回答)

県では、県ホームページで地域包括支援センターや認知症疾患医療センターを広く紹介するほか、インターネットサイト「介護情報サービスかながわ」では、介護保険を利用する手順の掲載や、最寄りの地域包括支援センターを検索することができるようにする等、周知に努めています。

また、認知症に関する各種相談窓口を紹介するリーフレットに、県内の認知症疾患医療センターの一覧を掲載し、市町村や保健所等で広く配布しています。

引き続き、支援を必要とする方が、必要なサービスを受けることができるよう、周知に努めてまいります。

政令市及び中核市を除く公立学校では、日頃の児童・生徒の様子や教育相談等を通じて、支援が必要な児童・生徒を把握し、県スクールソーシャルワーカー等を介して、学校外の関係機関等と連携しながら支援してまいります。

県では、令和4年度から、ケアラーから様々な相談を受け付ける電話及びLINE相談窓口を設置し、ケアラーに必要な支援につなげる取組を開始するとともに、分野を横断した効果的な支援をするため、支援機関同士のネットワークの構築を行うケアラー支援専門員を設置しました。

また、経済的余裕のない若者ケアラー等が、自身のために使うことができる時間を確保するため、家事支援ヘルパーの派遣費用の一部を県が支援することについて令和5年度に所要の措置を講ずることとしました。

## 9 小児医療費助成制度の創設・充実について

(要望)

子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるよう国の制度として小児医療費助成制度創設の国への働きかけ、小児医療費助成事業について緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、県の補助率の引き上げ、対象者の一部負担金を撤廃し、補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大し、補助基準について、将来に渡り財政力の弱い自治体への負担軽減に資する補助制度となるよう、社会情勢の変化を踏まえた基準の見直しなどを行うこと。

(回答)

県では、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、小児医療費助成制度の実施主体である市町村に対して補助を行っていますが、一部負担金や所得制限の撤廃の今後の方向性については、対象者が多く、県民への影響も大きいと、慎重に検討してまいります。

こうした中、市町村は、子育て世帯が更なる安心感を得ることや、経済的負担の軽減のために、小児医療費助成制度の拡充を図ろうとしており、県も市町村への、より一層の支援が必要と判断したため、小児医療費助成制度の対象年齢を、現行の6歳までから、小学校卒業の12歳まで引き上げるよう所要の措置を講ずることといたしました。

また、県としては、同制度について、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「関東地方知事会議」や「令和5年度国の施策・制度・予算に関する提案」において要望を行っております。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

## 10 保育士の確保及び処遇改善について

(要望)

国は令和4年2月から保育士の収入を3%程度引き上げる処遇改善を実施したが、保育所への国庫補助は配置基準の人数分のみの交付であり、依然として保育士の給与は、他の業

種と比較して低いため、保育の安定的な提供と民間保育所の保育士の確保により更なる待機児童対策のため、県独自の補助制度創設により、給与増額に要する経費を独自に補助すること。

また、今後も見込まれる保育士不足の抜本的な解決に向け、保育士の人数を総体的に増やす策を早急に講じるよう国に働きかけ、県においては、処遇の改善や、子ども・子育て支援法に基づく保育対策協議会による保育士需給の調整など、県域内の人材の確保などに向けた積極的な取組を進めること。

(回答)

保育士の処遇改善については、自治体間の更なる給与格差を生まないためにも、国全体の制度設計において取り組むべきものと考え、国に対して保育士賃金の引上げなど、処遇改善について要望してきており、国が処遇改善の取組を始める前の平成24年度と比べると、令和4年度までの10年間で約17%の賃金引上げが実現しました。

さらに、保育対策協議会において、保育士確保策について市町村と協議した結果を踏まえて、令和元年度から、潜在保育士の復職を促進するための「短時間保育士雇上事業費補助」や養成施設の学生の就職を促進するための「養成施設就職促進事業」を実施しており、令和2年度からは、保育所等の働きやすい職場環境づくりの支援を行う「保育所等就業継続支援事業」を実施しています。

また、保育士不足の解消に向けて、地域限定保育士試験や保育士・保育所支援センターによる就職支援セミナー・就職相談会などの保育士確保の取組を進めてきました。

今後も、処遇改善を含めた保育士確保の取組について国へ要望するとともに、市町村と協議しながら、取組を進めてまいります。

## 産業労働

### 1 中小企業・小規模企業支援について

(要望)

令和2年度に、新型コロナの感染拡大による中小企業支援として、民間金融機関を通じた「実質無利子」「無担保」融資、いわゆる「ゼロゼロ融資」が行われた。この「ゼロゼロ融資」の利子免除期間は3年であり、最も早く借り入れた事業者では、令和5年5月から利子の支払いが発生することになる。しかし、長期化するコロナ禍において、今も売り上げがコロナ以前に戻らない企業も多い。

金融業界や中小企業の団体、弁護士の代表などが新たなガイドラインを作成し、中小企業の返済猶予や減免などに柔軟に応じ事業再生を支援する動きがある。本県としても、出口戦略を見据えながら、中小企業・小規模企業に対し、伴走支援、経営改善支援など支援体制を強化すること。

(回答)

神奈川県制度融資では、今後の返済に向け、県内中小企業に「稼ぐ力」を回復していただ

くため、令和5年度も引き続き、「コロナ新事業展開対策融資」及び「伴走支援型特別融資」の保証料補助を実施し、新たな事業展開や金融機関の伴走支援による経営改善を金融面から支援することで、今後も、県内中小企業の売上や利益の回復を支援してまいります。

また、県では、物価高騰等の影響を受ける中小企業に対し、ビジネスモデル転換の補助や消費喚起、信用保証料をゼロにするなど、中小企業の事業継続に向けた支援をしてきました。さらに、令和4年度補正予算により、商工会・商工会議所、(公財)神奈川産業振興センター、神奈川県中小企業団体中央会といった支援機関の相談体制の強化を後押ししてきました。

今後、支援機関と連携を図りながら、事業者に寄り添い、経営改善に向けた支援を実施してまいります。

## 2 企業誘致について

### (要望)

本県ではセレクト神奈川NEXTによる企業誘致を促進し、一定の成果をあげている。しかし、その政策の中心は、個々の企業に対する補助金等の経済的インセンティブ付与であり普遍性に乏しい。

普遍性を高めるには、産業活性化のためのインフラ・環境整備等、企業にとっての事業環境の魅力向上が有効である。

既存の事業環境の魅力を企業に伝えるのみならず、企業が求める事業環境を分析し、魅力ある事業環境の構築に一層力をいれ、より普遍的なインセンティブによって企業誘致を促進すること。

### (回答)

県では、企業誘致に向けて「セレクト神奈川NEXT」による補助金等のインセンティブのほか、良好な交通アクセスや研究機関の集積など、様々な魅力をアピールしてきました。

企業を取り巻く事業環境が大きく変化する中、立地先を決定する際に重視する判断材料を把握・分析し、市町村や関係部局と共有することで、今後の企業誘致に活用してまいります。

## 3 再生可能エネルギーの導入や省エネ対策の促進について

### (要望)

2050年までの脱炭素社会の実現に向け、本県でも「経済と環境の好循環」をつくっていく産業政策(グリーン成長戦略)を示していかなければならない。国の動向を見据えて、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の促進に取り組むこと。

また、今後進化する様々な再生可能エネルギー、省エネルギー対策、蓄電技術や環境の動向を把握し、的確な政策に適時更新していくこと。

### (回答)

県では、2050年脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進しています。

2050年脱炭素社会の実現という非常に高い目標を達成するためには、再生可能エネルギーをはじめとする、様々な分野での技術革新が必要です。

県としては、今後進化する様々な技術や、国や企業の動きを注視し、適宜、対応していきたいと考えております。

また、省エネルギー対策の促進については、中小規模事業者のサプライチェーンの脱炭素化への取組を支援するため、令和4年度より、省エネ設備導入のための補助制度「中小規模事業者省エネルギー設備導入支援補助金」を創設し、実施しています。令和5年度は、さらに利用しやすい補助制度になるよう、補助制度を拡充し、引き続き中小規模事業者の省エネ設備の導入を資金面から支援してまいります。

#### 4 DX推進について

(要望)

AI、IoT、ICTなどの活用による社会的課題の解決や産業競争力の向上に向けて民間企業などにおける研究開発や設備投資が更に求められることから、特に中小企業におけるDX推進施策を強化すること。

また、デジタル技術を活用して仕事を進めるためのスキルやITリテラシーの向上に向け、人材育成のための支援を充実させること。

(回答)

県では、中小企業におけるDXを後押しする支援策の一環として、令和3年度から、データとデジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発プロジェクトに対する支援を実施しています。令和5年度も、令和4年度の事業の実施状況を踏まえ、実証事業の実施や製品等の実用化に向けて必要な専門家の助言や経費の一部に対する支援を行ってまいります。

また、(公財)公益財団法人神奈川産業振興センターに設置している経営相談窓口において、中小企業・小規模企業のIT・IoT等の導入・活用に関する相談に応じるほか、専門家を派遣して、その企業に最適なIT・IoT等の導入・活用の助言を行ってまいります。

今後、これらの取組を通じて、県内中小企業等におけるDXの促進に取り組んでまいります。

また、人材育成については、令和4年度から、デジタル技術に関する訓練カリキュラムを開発しています。

今後、開発したカリキュラムを産業技術短期大学校や総合職業技術校で実施する在職者訓練に活用することで、DXを推進する企業の人材育成を支援してまいります。

#### 5 ハラスメントについて

(要望)

セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの根絶に向け、職場・地域における対策の充実を図ること。

あわせて、あらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して相談できる環境を整備するとともに、職場環境の改善と人材の育成を計画的に行うよう指導を徹底すること。

(回答)

令和元年5月の労働施策総合推進法等の改正により、職場におけるハラスメント防止対策が事業主の義務となったこと等に伴い、県では、これらの普及啓発を行うため、令和2年度に中小企業のためのパワハラ対策マニュアルを作成し、配布しました。

また、県では、かながわ労働センターにおいて、職場におけるハラスメントを含む様々な労働問題について、労働者や企業からの相談を受けるとともに、令和4年度は、12月を「職場のハラスメント相談強化月間」に設定し、弁護士による特別労働相談会や街頭労働相談会、職場のハラスメントに関するセミナー等を実施しております。

今後も、職場のハラスメントなどの未然防止に向けて、普及啓発に取り組んでまいります。

## 6 働き方改革について

(要望)

男女がともに仕事と生活の調和を実現するためには、働き方を見直し、男性も含めた労働時間の短縮や、仕事と育児や介護等の両立支援に向けた環境整備が不可欠である。

男性の積極的な育休取得を促進し、妊娠・出産や育児などを経ながら男女がともに就業継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底とともに、企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの取組の促進・支援など、施策の拡充を図ること。

(回答)

県では、改正された育児・介護休業法など労働関係法規の遵守に関して、県の広報誌やホームページへの掲載のほか、各種セミナーにおいて周知を行っています。引き続き、様々な機会をとらえて普及啓発を図ってまいります。

また、県では、神奈川県子ども・子育て支援推進条例第16条に基づき、従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を「子育て応援団」として認証し、その取組を登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な雇用環境の整備を図っています。

また、子育て初心者の父親の子育てを支援するため、かながわパパ応援サイト「パパノミカタ」を開設し、最新の育児休業制度をはじめとした子育てに関する基礎知識などを情報提供することで、男性の積極的な育休取得の促進に取り組んでいます。

さらに、職場における意識改革・行動変革を促進するため、企業等の経営層向けに業務改善に向けたセミナーを実施してまいります。

## 7 コロナ下の雇用について

### (要望)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、業況が悪化している業種で働く労働者やパート・有期・派遣で働く労働者などの雇用が脅かされている。不合理な解雇等を防止する観点からも、労働関係法令を周知するとともに、雇用維持のための対応を引き続き徹底させること。

また、若者の雇用・就労の状況も、コロナ禍の影響を大きく受けている。新たな就職氷河期世代を生じさせないためにも若年者雇用対策の強化に取り組むこと。

### (回答)

県では、中小企業の経営者や人事担当者を対象に、労務管理の諸問題をテーマに「中小企業労務管理セミナー」を開催し、企業等に周知しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用機会を確保するため、神奈川県知事、神奈川県労働局長が、県内の経済団体に、雇用調整助成金や産業雇用安定助成金等の活用、若年者等における雇用維持について、令和4年6月に協力要請を実施しました。この中で、国・県の支援などを積極的に活用し、従業員の雇用を最大限維持するよう要請したところであります。

引き続き、県の広報誌やホームページへの掲載、各種セミナーなど、様々な機会をとらえて、労働関係法規の普及啓発を図ってまいります。

また、県では、39歳以下の若年者を対象にかながわ若者就職支援センターを運営し、キャリアカウンセリングや、就職活動に必要な基礎知識やノウハウを身につけるためのグループワーク等により、利用者一人ひとりの希望に添った就労支援を実施しています。

さらに、コロナ禍における雇用対策として、人手を必要とする企業と失業者等の合同就職面接会や企業相談会を実施しており、今後も、県内企業と求職者のマッチング促進に取り組んでまいります。

## 建設・企業

### 1 公共工事の発注について

#### (要望)

公共工事の発注の際には、透明性・公平性の担保をはかるとともに、県内事業者、特に中小企業の参入を促進するようつとめ、分離発注についても、更に精査し拡大すること。

また、PFIを導入する場合には、品質確保の観点からも、単なるコストダウンにならぬよう評価を考慮するとともに、地域経済活性化を図るため県内企業の参画促進にも配慮すること。

#### (回答)

中小企業への受注機会の確保・拡大を図るため、内容や特性、施工条件などを勘案し、可能であれば分離分割発注を行うことを原則としております。

P F I 事業については、事業の性質や規模等を考慮し導入の可能性について調査を行い、事業コストの削減だけでなく、公共サービス水準の向上等が期待できると評価した場合に限り導入しています。

また、P F I 事業を導入する場合には、地域経済の活性化を図るため、事業者を公募・選定する際に、県内企業の参画を促す提案を優位に評価する取組を行っており、県内企業の参画促進に配慮しています。

## 2 公共工事における働き方のあり方について

### (要望)

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づき、引き続き、公共工事においては、1日8時間・週40時間就労を基準として、週休2日工事の推進、適正な工期・積算数量等の設定を徹底すること。

また、労務費その他の係数補正を更に拡大するとともに、県内の建設業者が行う民間工事についても、円滑に制度の遵守がはかられるよう周知指導を徹底すること。

更に、公共工事は公契約であるという認識に立ち、そこで従事する労働者の適正な賃金と労働条件が担保されるよう、適切な対応をはかること。

### (回答)

工期については、基本的に作業に必要な日数、準備及び後片付けに要する日数に、雨天日や休祭日、夏季・年末年始休暇及び4週8休等の不稼働日を考慮したうえで、工事の特性を踏まえた設定をしています。工期延期に伴って必要となる経費についても、適切に計上しています。令和3年度から原則すべての工事をモデル工事の対象とし、週休2日の推進に努めています。

また、県内の建設業者が行う民間工事についても、適正な工期の確保など、働き方改革に資する取組について、様々な機会をとらえて周知に努めるとともに、建設業法違反等が確認された場合には、適切に対応してまいります。

なお、県土整備局発注工事においては、建設労働者の雇用・労働条件の改善のため、県土整備局土木工事標準現場説明書にて、適正な労働条件の設定、就業規則の作成及び賃金の確保に努めるよう雇用者に求めております。

## 3 適正な残土処理のための規制の強化について

### (要望)

近年、局所的な豪雨が頻発している中で、令和3年7月に熱海市で発生した大規模な土石流災害では、計画以上の盛り土と産業廃棄物が混入されるなど、不適切な行為によって、甚大な被害が発生した。これを受け、令和4年5月に「宅地造成及び特定盛土等規制法」が公布、また、県では、関係機関の連携体制の強化として「盛土対策連絡会議」が設置された。

「宅地造成及び特定盛土等規制法」を円滑に執行するため、宅地造成等工事規制区域や特



定盛土等規制区域の指定にあたっては、市町村と連携して対応するなど、「盛土対策連絡会議」による県、県警察、市町村県が連携・協力体制を着実に構築し、県民の命を守る立場で、盛土工事への指導に係る取組を強化すること。

(回答)

「宅地造成及び特定盛土等規制法」における規制区域の指定や、区域指定後の盛土行為に関する規制に当たっては、「盛土対策連絡会議」を活用して、市町村や県警と情報共有や意見交換等を行いながら、連携体制を強化して取り組み、危険な盛土等に伴う災害の防止を図っていきます。

#### 4 養浜対策の推進について

(要望)

平成23年に策定された相模湾沿岸海岸侵食対策計画は、より地域の実情に合った計画にするため、有識者、漁業関係者や地元の皆様の意見をふまえ、令和3年3月に改定していることは承知をしている。しかし、近年の頻発する台風等の影響を受け、計画に基づいた県の養浜対策では効果が得られず、住民からもその効果に疑問の声が上がっている地域も少なくない。

将来に渡り「美しいなぎさの継承」を図るため、現状の養浜対策の効果を「見える化」し、効果が少ない地域においては、侵食対策計画の見直しを行うこと。

また、事業の推進にあたっては、地元との調整や情報共有、周辺環境への影響に留意し、効果的な養浜対策を着実に実施すること。

(回答)

県では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策を砂浜の変化や回復状況に応じて着実に実施しています。

茅ヶ崎海岸等については、地元の侵食対策協議会を活用し、地域の皆様や市町に養浜の効果や周辺環境への影響、今後の侵食対策の方向性について意見を伺うとともに、その結果をホームページに掲載し、広く情報提供を行っています。

今後も引き続き、砂浜の調査等を行いながら、海岸特性に応じた養浜事業を実施し、砂浜の回復に取り組んでまいります。

#### 5 持続可能な公共交通の確保について

(要望)

人口減少に伴う路線バスの減便や高齢化により、県民生活の質を維持するための公共交通確保策が求められている。

現在、コミュニティーバスを運行するなど、市町村が移動手段の維持確保に努めている。国は地域公共交通確保維持改善事業費補助金による支援を行っているが、社会情勢を鑑み交通不便地域にとどまらず、超高齢社会等へ対応した公共交通の維持が行えるよう、補助要

件の拡大について国に働きかけるとともに、神奈川県生活交通確保維持費補助金についても要件の拡大を行うこと。

また、複数市町村に跨がる路線バスへの支援については、今後も確実かつ円滑に補助が受けられるために、地域公共交通計画の作成及び補助系統等の位置付けに関しては、個々の自治体の計画に委ねるのではなく、県が広域的な計画を作成し、国庫補助の計画認定手続きにおいても、従前どおり主体的な役割を果たすこと。

(回答)

国の地域公共交通維持改善事業費補助金について、交通不便地域の指定要件や新規運行に限定された補助要件などにより、地域における必要性が高い輸送手段であっても、国の補助を受けているものは、一部にとどまっています。

そこで県は、高齢者や障がい者などを含む、あらゆる人の移動手段の確保・充実のため、補助要件緩和も含め、地方が行う地域公共交通の活性化や再生に向けた取組に対し、積極的な支援を行うとともに、十分な予算措置を講ずるよう国に対し働きかけを行っているところです。

また、県は、神奈川県生活交通確保維持費補助金において、生活交通として維持する必要のある既存バス路線のうち、広域自治体の役割として、「複数の市町を跨ぐなど広域的な路線」「主要駅に接続する幹線的な路線」など、広域的な公共交通網の形成に必要な路線に対して補助を行っています。

今回いただいた御要望を踏まえ、県が将来的にどういった路線に対し携わることができるのか、他の自治体の御意見を伺いながら議論してまいります。

なお、地域公共交通の維持や確保については、これまでも地域の課題に精通した市町村が主体となって取り組んでいただいています。

国は、令和2年度に国庫補助金に係る制度改正を行ったことから、今後、国への計画認定申請は、地域公共交通計画を策定した市町村から個別に行うこととなり、これまで県が行っていた広域的な路線に係る申請についても、市町村が行うこととなります。

しかし、広域的な路線に係る申請については、国や関係市町村、バス事業者など多くの関係者間の協議が必要となるため、市町村の手続きが円滑に行えるよう、引き続き、県がバス事業者からの資料を取りまとめるなど、主体的な役割を果たしていきたいと考えています。

## 6 気候変動に対応した水害対策の推進について

(要望)

気候変動による降水量の増大や水害の激甚化・頻発化など、今後、懸念される水災害のリスクの増大に備えるため、県内14流域治水協議会が立ち上がっている。国、県、市町村、そして流域に関わるあらゆる関係者と連携し、流域治水を計画的に推進していくことで、「流域治水」という考えを県民・市民に広く周知すること。

また、市町村からは河川に堆積した土砂の撤去について多く要望が寄せられていること

から、引き続き、堆積土砂の撤去に関し緊急性の高いところから取り組むとともに、国の「緊急浚渫推進事業」を更に活用し早急に取り組を進めること。

(回答)

県内の各流域治水協議会において、令和4年3月までに、国、県、市町など流域関係者の取組を見える化した「流域治水プロジェクト」を策定し、県のホームページ等で公表しました。

引き続き、流域の市民や企業の皆様の理解促進を図るため、既存イベントの場を活用することなどにより「流域治水プロジェクト」の一層の周知に取り組んでいきます。

また、河川に堆積した土砂の撤去については、「神奈川県水防災戦略」に位置付け、重点的に実施しています。

今後も、緊急性の高い箇所から実施するとともに、国の「緊急浚渫推進事業」も活用しながら、取組を進めていきます。

## 7 空き家対策の推進について

(要望)

県内約48万戸におよぶとされる本県の空き家を解消していくためには、空き家対策は喫緊の課題である。空き家対策は市町村と連携しながら取り組まなければならないが、「空き家」の定義が統一されたものがなく、空き家バンクの有無や支援策のメニューは市町村によって様々である。県全体で空き家対策を推進していくために、県と市町村で構成する協議会などを作り、市町村の取組、進捗具合を把握し、情報の共有を図るなど、各自自治体の空き家対策が進むよう、県として積極的な支援を行うこと。

(回答)

県では、全市町村及び不動産団体等の民間団体が参加する「神奈川県居住支援協議会」において、「空き家問題対策分科会」を設置し、これまで空き家対策に関するマニュアルの作成や、県民への普及啓発などに取り組んできました。

ここ2年はコロナ禍により十分な活動ができませんでしたが、今後、感染状況も勘案しながら対面での開催により、各市町村や各団体における取組や進捗状況等の情報交換、意見交換を行い、空き家対策の取組を活性化させてまいります。

## 8 将来に渡って持続可能な水道の実現について

(要望)

従来、課題となっている水道施設の老朽化対策、耐震化等の取組には、多額の費用がかかるが、人口減による水道料金収入の減少などに加え、資材価格の高騰などにより工事費用の増大が懸念されるが、事業の進展に遅れが生じてはならない。令和5年度は神奈川県営水道事業経営計画の最終年度にあたるため、「将来に渡って持続可能な水道」の実現に向け、事業計画を確実に推進するよう取り組むこと。

(回答)

神奈川県営水道事業経営計画については、令和3年度の間時点検の結果、概ね順調に進捗していることを確認しておりますが、計画の最終年度における目標達成に向けて着実に事業を推進してまいります。

## 文教

### 1 学校と社会の連携・協働による「社会に開かれた教育課程」の積極的推進について (要望)

これからの時代を生きていくために必要な力とは何かを学校と社会が共有し、それによって児童・生徒たちをともに育むため、社会の変化を柔軟に受け止め、教育に取り入れていく「社会に開かれた教育課程」を推進する必要がある。

そのためには、教科等の学習の意義を再確認しながらも、教科等または学校段階相互の関係を繋いでいくことで、教科等における学習の成果を「何を知っているか」から「何ができるようになるか」まで発展させることが必要であると考えます。

これまで以上に学校教育は、社会との連携・協働を意識し、「社会に開かれた教育課程」の積極的推進を図っていくこと。

(回答)

「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、より良い学校教育を通してより良い社会を創るという目標を学校と社会が共有し連携・協働していくことが重要です。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)では、教職員と保護者、地域の方が、「どのような子どもたちをこの地域では育てていくのか」「そのために家庭・地域・学校ではそれぞれ何ができるか」といったことをともに考え、議論を重ねています。こうした取組を充実させることにより、「社会に開かれた教育課程」の推進につながっていくものと考えます。

公立小・中学校での取組については、地域と学校の連携・協働を推進するため、県教育委員会から市町村教育委員会に対してコミュニティ・スクールの導入・推進を積極的に働きかけております。

県では、国庫補助を活用して、「コミュニティ・スクール推進体制構築事業費補助」として、市町村がコミュニティ・スクールの導入等に要する経費を補助しており、令和5年度も引き続き所要の措置を講ずることといたしました。

また、県立高等学校では、令和元年度までに全校にコミュニティ・スクールを導入し、より一層地域と学校が連携・協働していくために推進を図っています。

今後も、こうした取組を充実させることにより、「社会に開かれた教育課程」の推進に取り組んでまいります。

### 2 新時代の高等学校教育に向けた取組と生徒に対する支援の充実について (要望)

2022年度から始まる学習指導要領にあわせて、高等学校教育の在り方が大きく変わるとともに、成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、主権者教育の充実等も一層求められている。

また「高大接続改革」の視点からは、高校卒業後の生徒の成長を見据えていく必要もあり、高等学校では、これまで以上に学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸ばすための教育への転換が不可欠である。

県教育委員会において各学校の存在意義や社会的役割、目指すべき学校像を「スクール・ミッション」として再定義し、それを受け、各高等学校においては、教育活動の指針として「スクール・ポリシー」を明確に定め、これまで以上に、教育活動の継続性を担保し、個別最適な学びと協働的な学びを実現し、変化の激しい新時代に対応した高等学校教育を実現すること。

(回答)

令和3年3月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について」を踏まえ、県立高等学校及び県立中等教育学校においては、「スクール・ミッション」及び「スクール・ポリシー」に基づき、教育課程等を運用していくこととしました。

各学校は、令和3年度に「スクール・ポリシー」を策定及び公表し、教育活動の充実、教育課程の適切な運用を始めています。

今後、三つのポリシー「グラデュエーション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」を活用して、これまで以上に教育活動の継続性を担保し、個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、変化の激しい新時代に対応するため、「生きる力」を育み、高める教育を推進してまいります。

### 3 新時代の特別支援教育に向けた取組と児童・生徒に対する支援の充実について

(要望)

障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、さらには障害者差別解消法等の関連法改正が進み、インクルーシブ教育の理念を踏まえた取組が進んでいる。

こうした中で、特別支援学校への入学希望者は増加傾向にあることから、これまで以上に、一人ひとりの児童・生徒に寄り添った、連続性のある多様な学びの場の充実、整備を着実に進める必要がある。

新時代の特別支援教育に向けた取組として、乳幼児期から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援をすべての保護者が受けられるよう、支援体制の整備を改めて見直すとともに、キャリア教育の実現を図るため、関係機関との連携を強化し、これまで以上に質の向上をはじめとする支援の充実を図ること。

(回答)

県教育委員会では、令和4年3月に策定した「かながわ特別支援教育推進指針」の中で、

連続性のある学びの場の整備と切れ目ない支援の充実をめざすこととしており、就学前から卒業後まで安心して地域で学び、生活できるよう、教育・医療・福祉・労働等の関係機関等が連携し、情報共有を図りながら、切れ目ない支援が適切に行われることをめざしてまいります。

県立特別支援学校においては、生徒本人・保護者との進路面談を定期的を実施する中で、本人・保護者の意向を把握しながら、生徒の適性にあった進路選択ができるよう、取り組んでいます。さらに、障害者雇用に精通した社会自立支援員が、障がいのある生徒の就労支援や、実習先・就労先企業等の確保等を行っており、関係機関との連携の強化を図っています。

今後も、生徒の多様な進路希望を実現するために、キャリア教育の環境整備に取り組んでいきます。

#### 4 「ともに生きる社会」を実現する教育の推進について

(要望)

県は「ともに生きる社会」の実現のために、教育を受ける一人ひとりの多様性を認め、受け止める体制を構築し、インクルーシブ教育の推進に取り組む必要がある。

具体的には、インクルーシブ教育実践推進校に対して、学年進行に伴う実態に応じた必要な加配を行うこと。また、肢体不自由、医療的ケアの必要な児童・生徒が在籍する学校に対し、県独自の財政措置を講じてでも、早期に課題解決に向けて取組を強化すること。

日本語の理解に困難がある児童・生徒への支援を拡充するために、学校の実情を踏まえ、支援に必要な十分な加配を行うこと。

特に日本語学習の支援や通訳派遣に係る支援については予算の拡充を図ること。

全日制における「在県外国人等特別募集」について、地域のバランスに鑑み、設置校の拡充を図ること。

(回答)

インクルーシブ教育実践推進校では、教育課程の展開、校務運営などのためインクルーシブ教育推進担当教員及び進路担当教員を加配していることに加えて、すべての生徒が同じ場で共に学ぶために、一斉指導によるティーム・ティーチング、小集団での指導及び個別の指導など生徒の状況に応じた多様な形態による指導を実施するために、必要となる教科担当教員を加配しています。

なお、教員加配については、特別募集の入学定員（21人）に対して指導・支援するために必要な定数を見込んで行っています。

今後も、学校の状況や意見を十分に把握し、必要な教職員の配置に努めてまいります。

肢体不自由、医療的ケアの必要な児童・生徒に対する取組については、県立特別支援学校において、令和4年度から、医療的ケア児通学支援事業を試行しています。令和5年度については、看護師や車両の確保数の状況によって、順次拡充するための予算の措置を講ずることといたしました。また、高度化・複雑化している医療的ケアに対応できるよう、看護師を

増員配置しており、令和5年度も引き続き増員配置のための予算の措置を講ずることといたしました。

日本語の理解に困難がある児童・生徒を支援するための加配については、外国籍の児童・生徒に対して日本語指導等の特別指導を実施するため、政令市を除く市町村立小・中学校においては、対象となる児童・生徒が5人以上在籍する学校に国際教室担当教員を1人、20人以上在籍する学校に2人を配置することを基本として、毎年の予算の範囲内で定数措置しております。本県では、この基準に基づき、対象児童・生徒の増加に対応して定数増を図ってまいりましたが、今後も引き続き措置してまいります。

また、県立高等学校においては、在県外国人等特別募集校をはじめとした外国につながる生徒が在籍する学校には、学校の状況把握に努め、実情に応じて、定数又は非常勤講師の加配を行ってまいります。

日本語学習の支援や通訳派遣に係る支援について、県教育委員会では、外国につながる児童・生徒の支援体制を整備するため、国庫補助を活用して「帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業費補助」として、市町村が公立小・中学校に日本語の指導・教科学習の補習を行う支援員を配置するために要する経費などを補助しております。令和5年度も引き続き所要の措置を講ずることといたしました。併せて、県教育委員会として、国庫補助率の拡大について、全国都道府県教育委員会連合会を通じて、国に対して引き続き要望してまいります。県立高等学校における日本語学習の支援や通訳派遣については、今後も必要な予算の確保に努めてまいります。

在県外国人等特別募集については、令和4年度入学者選抜から実施校を5校追加しており、さらに令和5年度入学者選抜から2校追加して、20校で実施します。追加した学校は、外国籍の中学生が一定数いるが実施校がない地域と、実施校はあるが外国籍の中学生の人数に比べて募集定員が少ない地域の学校とし、その中でも、交通の利便性が高い学校や、これまでも外国につながるのある生徒への支援を行っている学校を実施校としました。

在県外国人等特別募集の実施校を設置していない地域につきましては、引き続き、県内公立中学校における外国籍生徒の在籍状況や特別募集の受検状況などを踏まえながら検討を進めてまいります。

## 5 「GIGAスクール構想」の着実な推進について

### (要望)

国のGIGAスクール構想を受けて、県内でも生徒1人1台端末の導入がコロナ禍の対応策と相まって加速化された。校内の整備が十分でないままに、進んだ導入に伴う現場負担の状況や生徒への影響、教育活動への影響等を早急に検証すること。校務のICT化についても全校に対して技術的なサポートを行う支援体制を整備し、全校に端末及び周辺機器の管理等を行うスタッフも配置すること。

GIGAスクール構想の実現に向けて、現場の声に寄り添い、現場の課題に可及的速やかに取り組み、着実な推進を図ること。

(回答)

県教育委員会では、1人1台端末の効果的な活用例や整備・運用面での状況や課題について、政令市・中核市教育委員会とともに設置した「ICT活用に関する連絡会議」で共有するとともに、改善に向けた取組例について全県指導主事会議等を通じて情報提供をしております。また、「ICTを活用した学びづくりのための手引き(小・中学校)」を随時更新すること等を通じて、ICTを活用した学びの一層の充実に向け取り組んでまいります。

学校における教員のICT活用をサポートする情報通信技術支援員(ICT支援員)については、希望する学校すべてに配置できるよう、財政措置の更なる充実や人材確保のための支援に向けて全国都道府県教育委員会連合会を通じて引き続き国に対して要望してまいります。また、県自らも、ICT支援員を義務標準法及び高校標準法において算定するよう引き続き国に対して要望してまいります。

また、令和3年5月に政令市・中核市教育委員会とともに設置した「ICT活用に関する連絡会議」においてICT活用の課題等を集約していき、その中で得られた改善策等を情報提供するなどして各市町村教育委員会による小・中学校でのICT活用推進を支援してまいります。

GIGAスクール構想の実現に向けて、現場の声を踏まえながら、着実な推進を図ってまいります。

## 6 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの拡充及びスクールロイヤー制度の導入について

(要望)

学校では、いじめ、暴力の問題、不登校をはじめ、近年ではヤングケアラー問題など、児童生徒を取り巻く環境に応じた適切な対応が求められている。

中学校に配置されているスクールカウンセラーを小学校にも単独配置し、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材であるスクールソーシャルワーカーを全校配置し、いじめや虐待、学校内での事故、保護者からの過剰な要求など、学校内で生じる法的な問題を解決するスクールロイヤーを導入する自治体を支援すること。

(回答)

県教育委員会では、県スクールカウンセラーについては、政令市を除く全公立中学校に配置し、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しました。また、重点配置として、中学校24校では、基本となる週1日配置から週2日に増やして配置しています。令和5年度は、この重点配置を中学校90校に拡大するため、所要の措置を講ずることといたしました。

また、県スクールソーシャルワーカーを平成21年度から教育事務所に配置しており、令和5年度は、指導・助言を担う県スクールソーシャルワーカーの配置を拡充する措置を講ず



ることといたしました。

なお、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを義務標準法において算定することや、当面の措置として国庫補助率を引き上げること等について、県教育委員会として全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しているのははじめとして、県として様々な機会をとらえて国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

併せて、県教育委員会では、令和4年4月から、政令市を除く市町村立学校や、市町村教育委員会からの法律相談等に特化して対応するスクールロイヤーを新たに配置しております。令和5年度も引き続きスクールロイヤーを配置し、市町村立学校等を支援してまいります。

## 7 外国語教育の効果的な推進による国際社会で活躍できる人材育成について

(要望)

外国語によるコミュニケーションの能力の向上を通して、国際社会で活躍できる人材の育成に貢献できるよう外国語教育の充実を確実に推進することは重要であることから、学習指導要領に基づく外国語教育について、英語専科担当教員あるいは民間の英語教育指導者及び外国語指導助手（ALT）の配置に財政上の支援を行うこと。

(回答)

小学校外国語教育における指導体制の充実に向けて、国の専科教員加配を活用し、令和元年度から県域で英語専科教員を配置しており、令和5年度も引き続き、県域に68名の英語専科教員を配置する措置を講ずることとしました。今後も継続的な配置に努めてまいります。

民間の英語教育指導者を含む地域人材及び外国語指導助手（ALT）の活用の有用性については認識していますが、本県の厳しい財政の下、県独自で予算措置を講ずることは困難です。なお、地域人材や外国語指導助手の活用促進に向けた支援については、県教育委員会として、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望してきており、引き続き要望してまいります。

## 8 学校におけるセクハラ行為の根絶について

(要望)

県教育委員会では、児童・生徒の人格形成に大きな役割を担っている「学校」での、セクシュアル・ハラスメント行為の根絶に努めているとはいえ、昨年度のセクハラアンケートによると、県立学校での、セクハラ被害の訴えが増加した。

セクハラに係るアンケート調査結果を踏まえた取組の一環として、教職員の研修の充実を徹底的にすすめること。それにより安心して学校生活を送れる環境をつくること。

さらに、生徒にも、デートDVを含めた人権教育をすすめること。

(回答)

県教育委員会では、セクハラ防止意識の向上、セクハラ行為の防止のため、全県立学校で教職員を対象とした職場研修や初任者研修を初めとした階層別の教員研修を実施するほか、教職員及び生徒への啓発資料の配付・指導を行っております。

アンケート調査の結果を踏まえ、引き続き、啓発資料の充実、教職員研修の内容の見直しに取り組んでまいります。

また、生徒に対するデートDVを含めた人権教育についても、啓発資料や学習教材の内容を一層充実させることにより、推進してまいります。

## 地域要望

横須賀市

(要望)

### 1. 保育料多子軽減の拡充について

満3歳未満保育認定子どもの保育料多子軽減について、多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して第2子、第3子を産み育てられる環境を整えるため、兄弟の年齢や利用施設にかかわらず、すべての多子世帯に適用するよう国に働きかけること。

(回答)

保育料の多子軽減については、国の制度に基づいて行うほか、市町村によっては地域の実情に応じて独自に拡充し対応しているところです。

しかしながら、多子世帯の負担軽減という目的を鑑みれば、地域差があることは好ましくなく、国が一律で拡充すべき制度であると考えため、市町村の意見を聞きながら、国への働きかけを行うよう検討してまいります。

(要望)

### 2. 国民健康保険の国庫負担減額措置の撤廃について

自治体が独自で医療費助成を実施する場合の国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置について、未就学児に限らず廃止とするよう国に働きかけること。

(回答)

自治体が独自で医療費助成する場合の国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置については、県の「令和5年度国の施策・制度・予算に関する提案」や全国知事会等を通じて、国に対して国庫負担金等の減額措置の全面廃止について要望を行っており、引き続き働きかけを行ってまいります。

(要望)

### 3. 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊危険区域のかけについて、速やかに対策が講じられるよう、国庫補助採択要件の緩和と、それに伴う財源の確保を行うよう国に働きかけること。

(回答)

県では、近年の激甚化・頻発化する土砂災害に対応するために、令和2年2月に「神奈川県水防災戦略」を策定し、中長期的な視点で取組を加速させるハード対策に、急傾斜地崩壊防止施設の整備を位置付け、重点的に取り組むとともに、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の財源を活用するなど、予算を拡充して取組を進めています。

また、令和4年度から、県単独事業費を拡充し、高さが10m未満などの国の交付金事業の対象とならない箇所の施設整備を加速しています。

国の交付金事業における採択基準の緩和については、これまでも「国の施策・制度・予算に関する提案」や予算要望時等において、国に対して働きかけを行っており、令和2年度から、要配慮者利用施設かつ地域防災計画に位置付けられた避難路が保全対象に含まれる斜面について、がけの高さが10m以上から5m以上に緩和されました。

今後も、横須賀市の御協力をいただきながら、優先度の高い箇所から、着実に施設整備に取り組んでいくとともに、国に対しても、引き続き、予算の確保や採択基準の緩和について、機会あるごとに要望していきます。

平塚市

(要望)

#### 1. 脱炭素社会の実現に向けた取組について

地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の対象となる区域を市が設定する際、県が定める環境配慮基準に基づくものとされているが、その基準が定められていないため、県は早急に環境配慮基準を定め、その際、土石流被害等の地域防災についても配慮すること。

(回答)

地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の対象となる区域における県が定める環境配慮基準（以下、「基準」という。）については、都道府県は国の省令を踏まえて設定できる任意規定とされていることから、本県では、市町村の意向も十分踏まえ検討します。

本県が基準を設定する際には、県内の状況を踏まえ、地域防災や環境保全等に配慮しながら、再生可能エネルギー設備の導入拡大を進めるための必要事項等について、各市町村と十分協議したいと考えております。

(要望)

#### 2. 金目川水系の整備について

金目川水系の河川工事の見える化、河川整備目標に対応できていない箇所の整備予算の拡大及び早期整備、河内川の護岸改修の早期整備に努めること。

(回答)

県では、今後、頻繁に発生することが危惧される水害への対応力を強化するため、令和2

年2月に策定した「水防災戦略」に基づき、重点的に水害対策を推進しており、今後も、この戦略に基づき、金目川水系の整備予算の拡大や早期整備を次のとおりに努めてまいります。

また、河川工事の具体的な位置やスケジュールの見える化については、ホームページを活用するなど、市と連携して進めてまいります。

①下花水橋からJR東海道本線までの右岸については、地元市町の御協力により堤防沿いの平塚市道（唐ヶ原5号線他）の取扱について、地元の理解を得られたことから、令和2年度から工事に着手しました。引続き整備を進めてまいります。

②金目川河口付近（右岸）の堤防未整備区間については、長年懸案であった用地取得が完了したところであり、早期に護岸整備に着手できるよう努めてまいります。

③鈴川の最下流部である平塚市南原地区では、用地取得難航箇所が1件あり、堤防の整備に着手できない状況にあります。現在、土地の取得のための収用手続きなど、様々な検討を進めているところですが、まずは南原地区より下流の金目川の整備を進めることが重要です。

なお、鈴川合流部直下流の整備状況ですが、平塚市上平塚地区にある、お寺、宝積院の用地について、地元市の協力により用地取得が完了し、令和2年度に整備が完成しました。

また、鈴川最下流部の南原地区の整備を進めるにあたり、今後収用手続きなどを進めるためにも、引き続き、金目川下流の整備を推進してまいります。

④金目川長持排水路付近の整備については、国の採択を受け、令和2年度から鈴川合流点から水神橋までの区間の河床掘削に着手しており、下流より順次進め、5年間で完了させる予定です。

⑤河内川の浸水対策については、合流先の金目川の水位の影響を受けることから、金目川下流部の河道整備を実施し、その後、河内川の堤防や河道の整備、また、併せて沿川での下水道による対策を行うことが必要と考えていますが、これらの整備が終わるまでには、多くの時間がかかります。

そこで、河内川の現況流下能力が比較的に低い下河原橋上流付近から万年橋までの約600m区間について、現用地内で実施可能な河道拡幅工事を令和3年度から着手しました。引き続き、河内川の流下能力の向上に向けて整備を推進してまいります。

また、対策の状況については、引き続き、県と平塚市で構成する流域対策連絡協議会などにおいて、情報を共有しながら進めてまいります。

なお、整備完了までの間については、現在の河道の流下能力を最大限活かすため、パトロールにより土砂の堆積状況などを把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

（要望）

3. ツインシティ整備計画に定める道路2軸「平塚愛甲石田軸」及び「伊勢原大神軸」の整

備について

ツインシティ整備計画に定める道路2軸「平塚愛甲石田軸」及び「伊勢原大神軸」の整備について、平塚愛甲石田軸の県道44号（伊勢原藤沢）から県道22号（横浜伊勢原）までの区間及び、伊勢原大神軸のツインシティ大神地区から都市計画道路石田小稲葉線までの区間（先行区間）を、県道として早期整備を実現し、先行区間以外の区間については、将来の県道整備を見据えた計画具体化の取組に係る支援をすること。

（回答）

平塚愛甲石田軸の県道44号（伊勢原藤沢）から県道22号（横浜伊勢原）までの区間及び伊勢原大神軸のツインシティ大神地区から都市計画道路石田小稲葉線までの区間については、県道として整備するため、令和3年度は、測量や道路予備設計を実施し、令和4年度は、交通管理者などの関係機関との調整を進めています。

今後は、都市計画決定の手続きや農用地解除などを進めて行く必要がありますが、県と市で構成する「道路2軸（先行区間）調整会議」などの場で、情報を共有しながら、しっかりと取り組んでいきます。

それ以外の区間については、地元市が主体となって課題の整理などの計画の熟度を高める検討に着手していただいております、県としても必要な支援を行ってまいります。

鎌倉市

（要望）

1. 藤沢市村岡地区、鎌倉市深沢地区の一体的なまちづくり及びまちづくりのテーマ「ウェルネス」の実現に向けた支援・連携について

藤沢市村岡地区、鎌倉市深沢地区の一体的なまちづくりが、市域をまたがる広域のまちづくりである点に鑑み、引き続き、広域自治体として主体的に事業をけん引する役割を果たし、県が進めるヘルスケア・ニューフロンティア政策に資する本市土地区画整理事業区域に、時間的に県の企業誘致施策に係る資源を集中的に活用すること。

（回答）

県は、藤沢市、鎌倉市とともに設置した「湘南地区整備連絡協議会」の場などを通じて、JR東海道本線への新駅設置を含め、両市に跨る新たなまちづくりの検討を支援してきました。

新駅については、令和3年2月に、3県市とJR東日本の4者で、新駅を設置することの覚書を締結し、県が整備費の30%、JR東日本が15%、残りを両市で折半することとしました。また、令和4年3月には、3県市とJR東日本の4者で、新駅整備事業等を円滑に進めるため、基本協定を締結しました。令和4年度からは、新駅の詳細設計、その後に、工事着手を予定していますので、円滑な事業の実施に向けて、引き続き、JR東日本との調整に努めていきます。

まちづくりについては、令和3年3月に、3県市とUR都市機構の4者で、両地区の一体

的なまちづくりを進めるため、役割分担等を定めた基本協定を締結しました。この基本協定に基づき、両市とともに調整を進めた結果、令和4年3月に、土地区画整理事業や両地区を結ぶ道路などの都市計画を決定し、まちづくりの骨格が固まりました。県は、引き続き、事業推進に向けて、土地区画整理事業や都市計画手続きが円滑に履行できるよう調整を行うとともに、国交付金等の確保に努めていきます。

企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」により、当該地区への先端医療関連産業や未病関連産業等の集積に向け、引き続き市と連携して取り組んでまいります。

また、深沢地区における「ウェルネス」をテーマとしたまちづくりは、本県の「ヘルスケア・ニューフロンティア政策」と方向性の共有が可能な取組ととらえています。この政策の推進を通じて構築してきた様々なネットワークを活用し、まちづくりの方向性と合致する企業や研究機関の誘致に向けて、市との連携を図っていきます。

今後も県は、村岡・深沢両地区のまちづくりと新駅の実現に向けて、「湘南地区整備連絡協議会」などを通じて、藤沢市・鎌倉市と連携するとともに、UR都市機構やJR東日本との調整に、しっかり取り組んでいきます。

(要望)

## 2. 交通渋滞対策について

休日を中心に著しい交通渋滞が発生していることから、交通渋滞解消のため(仮称)鎌倉ロードプライシングや自律分散型信号制御の導入の必要性を認識しており、道路管理者である県と交通管理者である県警察本部は、これらの事業実現に向け積極的な連携を一層強化すること。

(回答)

県は、鎌倉市が交通計画の策定及び推進に関し調査及び検討を行うために設置した「鎌倉市交通計画検討委員会」及びロードプライシングに特化した「特別委員会」並びに国が設置した「鎌倉エリア観光渋滞対策実験協議会」に委員として参加しており、引き続き、こうした場を通じて必要な技術的助言を行ってまいります。

鎌倉市内の主要な信号機について、コンピュータを活用した信号制御を行う地域制御方式を既に整備しております。自律分散型信号については、整備効果等を確認し有効であれば整備を検討してまいります。

(要望)

## 3. 生活道路における安全対策について

生活道路における安全対策として、地域住民の歩行の安全を確保するため、自動車の速度抑制及び事故発生防止として、移動式(可搬式)オービスの積極的導入や、横断歩道における音響信号機の設置及び設置要件の緩和を講じること。

(回答)

可搬式オービスの取締りについては、取締り場所の確保が困難な幹線道路等著しい速度超過が認められる路線、「重点通学路」「ゾーン 30」を含めた生活道路、警察官の複数配置が困難な時間帯の運用を主な目的としているところです。

県警察としては、交通事故実態、道路状況、車両の通行量等の実態調査を踏まえた上で、効果的な時間帯、場所を選定した積極的な取締りを検討してまいります。

また、音響式信号機については、視覚障害者の方々の御要望を踏まえつつ、道路交通実態や視覚障害者の方々の利用頻度等を勘案して、緊急性の高い箇所から整備を進めております。

音響式信号機及び視覚障害者用付加装置の設置要件については、警察庁の通達で示されている「視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針」に基づき、整備を推進しております。

(要望)

#### 4. 県道の早期事業化、整備促進等について

県道 23 号（原宿六ツ浦）の鎌倉市域部分について、隣接する横浜市と同等の道路整備を速やかに行うこと。

(回答)

県道 23 号（原宿六ツ浦）の鎌倉市域については、横浜市域と同等の道路整備を行うため、引き続き、鎌倉市の協力をいただきながら、4 車線化に向けた道路設計や関係機関協議を進めてまいります。

(要望)

#### 5. 県道の電線地中化の促進について

本市において無電柱化の実現に向けて、必要となる条例の制定や指針等の策定、神奈川県無電柱化推進計画における実施計画箇所及び緊急輸送道路を中心に、無電柱化を計画的かつ迅速に推進すること。

(回答)

市町村は、無電柱化の推進に関する法律に基づき、国及び県の無電柱化推進計画を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないとされています。

こうした中、市が無電柱化の推進に向けた指針等の策定の検討を行う場合は、県として、必要な助言を行ってまいります。

また、県では、「神奈川県無電柱化推進計画」に基づき、着実に無電柱化を推進するとともに、計画に位置付けられた事業実施箇所以外でも、事業化に向けた検討・調整が進み、地域の方々や電線管理者との合意形成が得られるなど、事業実施の環境が整った箇所については、無電柱化事業に着手してまいります。

(要望)

## 6. 道路標示の修繕とエスコートゾーンの設置について

道路標示の速やかな修繕に係る予算の確保及びエスコートゾーンの設置を進めること。

(回答)

県警察としては、限られた予算の中で少しでも多くの横断歩道等の道路標示を補修できるよう、ライフサイクルコストの低減や効率的な予算執行に努めるとともに、御要望を踏まえ、迅速に補修が実施できる予算の確保に努めてまいります。

また、エスコートゾーンについては、視覚障がい者の安全を特に確保する必要がある利用需要が見込まれる横断歩道への設置について、道路管理者と連携して検討してまいります。

藤沢市

(要望)

## 1. 津波災害警戒区域内における津波避難対策の強化について

当市沿岸地域は、県から津波災害警戒区域に指定され、津波からの避難場所の拡充を進めているが、津波災害警戒区域内の県管理地等における海浜利用者や施設利用者等については、多くの避難者が見込まれるため、県管理地内に津波避難施設の確保を図ること。

(回答)

県では、沿岸市町が県有施設を津波避難ビルに指定することを希望する場合に、当該県有施設を所管する部署と当該市町の防災を所管する部署との調整の場を設けることとしており、津波避難施設の確保が図れるよう努めています。

なお、県が管理する湘南港については、港湾施設利用者が一時的に避難するための津波避難施設を既に3か所整備してあります。

(要望)

## 2. 森林病虫害防除対策（ナラ枯れ被害）について

ナラ枯れ被害の防除対策の補助金については、対象が森林法第5条に規定される森林のみとなっており、補助の対象とならない市有山林が多いことに加え、都市公園においては補助の対象となっていないため、公園・緑地におけるナラ枯れ被害対策に資するよう既存の補助制度を拡充するとともに、必要に応じて補助制度を創設するよう国に働きかけること。

(回答)

県では、ナラ枯れ被害の防除対策として、国の森林病虫害等防除事業費補助金を活用し、市町村に交付助成しています。当該補助金は、原則森林法第5条に規定される地域森林計画対象民有林（以下「5条森林」という。）が対象となりますが、防除対策を講じないと5条森林に影響を及ぼすおそれがある森林も対象となる場合があります。

なお、当該補助金は、県要望に対して十分な額が配分されていない状況であることから、



国に対して「令和5年度国の施策・制度・予算に関する提案」として、「森林病虫害等防除事業費補助金などのナラ枯れ被害対策に必要な予算を十分に確保し、地方自治体に対する財政支援をより一層充実・強化すること。」を要望しています。

そのほか、森林環境譲与税を活用して、緑地におけるナラ枯れ対策を行っている市町村もありますので、こうした取組を情報提供してまいります。

また、都市公園におけるナラ枯れ被害対策については、既存の補助制度においても、補助対象となる場合がありますので、具体的な相談をいただいた際には、必要な助言などを行ってまいります。

(要望)

### 3. 相鉄いずみ野線の延伸について

いずみ野線延伸については、延伸予定地域の沿線におけるまちづくりが先行していることから、事業の見通しを早期に明らかにすべく、鉄道延伸の検討の深度化について協働して取り組むとともに、事業スキームの検討や財政的・技術的支援に関する国への更なる働きかけについて取り組み、事業化に向けては沿線地域におけるまちづくりの計画を踏まえて検討を図ること。

(回答)

現在、いずみ野線延伸区間の沿線地域では、藤沢市及び地元住民により、鉄道の需要創出に資する新たなまちづくりの取組が進められています。

県では、いずみ野線延伸の実現に向けて、沿線地域におけるまちづくりの状況などを踏まえながら、引き続き、藤沢市を含む地元市町等と共に組織する「いずみ野線延伸検討協議会」において、事業スキーム等の検討を深めるとともに、助成制度の拡充などについて、国に働きかけてまいります。

(要望)

### 4. 河川の整備促進について

近年頻発している突発的集中豪雨などの気候危機への対策として、特定都市河川（境川・引地川）及び「かながわの川づくり計画」対象河川（境川・引地川・小出川）の河川改修事業を実施し、整備目標を早期に達成すること。

(回答)

境川、引地川及び小出川については、「都市河川重点整備計画・新セイフティリバー」に位置づけ、境川と引地川は時間雨量概ね60mm、小出川は時間雨量概ね50mmの降雨に対応できるよう、遊水地や護岸の整備を進めています。

境川については、3つの池からなる境川遊水地の供用を平成25年度までに開始しています。

また、堰跡橋から御殿橋の狭窄部については、バイパスのルートや河床掘削工法等の検討

を行っているところです。

引地川については、4つの池からなる下土棚遊水地が完成しました。

また、下土棚遊水地から上流の大和市境までの未整備区間については、六会橋から熊野橋までの区間で、平成26年度から用地買収に着手し、河幅を広げる護岸の整備を進めています。

小出川については、下流から順次、河幅を広げる護岸工事や、橋梁の架替え工事を行うほか、遊水地の整備に向け、用地取得等を進めています。

また、上流の藤沢市域における暫定整備については、慶応大学湘南藤沢キャンパス付近の新道橋から諸之木橋までの区間で、老朽化している護岸の修繕工事に合わせて、河道拡幅を行うなど、流下能力を高める対策を進めています。

(要望)

#### 5. 藤沢駅南口交番の閉鎖期間における防犯体制の維持・強化について

藤沢駅周辺地区再整備事業において、令和5年度から藤沢駅の南北自由通路拡幅工事や駅舎改良工事が開始されることに伴い、令和4年9月頃から藤沢駅南口交番が一時的に閉鎖されるが、その期間が約5年間と長期に渡るため、その間に市民の体感治安が低下しないよう、防犯体制の維持・強化を図ること。

(回答)

藤沢駅南口交番の閉鎖期間中の治安対策については、藤沢駅南口交番管内の治安維持に必要な人員を確保し、犯罪の予防、検挙活動等の強化を図ります。具体的には藤沢駅南口交番勤務員を隣接する藤沢駅北口交番及び川名交番に配置して両交番の勤務員を増員し、藤沢駅南口交番管内で発生した事件、事故等に適切に対応するとともに、交番相談員を藤沢駅北口交番に2名、アクティブ交番に1名配置し、行政サービスを含めた警察官のサポート体制を強化します。また、藤沢駅南口のロータリーを拠点として、アクティブ交番や制服警察官による「見える、見せる、声掛ける。」警戒活動を行い、体感治安の向上を図ります。

さらに、警察署の小型警ら車、パトカー、アクティブ交番等の機動力を活かした街頭活動を強化するとともに、県警察本部（地域総務課、自動車警ら隊、鉄道警察隊等）による支援体制を強化します。

JR東日本、小田急電鉄、江ノ島電鉄の3社が乗り入れている藤沢駅についても引き続き警戒活動を強化します。

そのほか、交番の一時閉鎖と閉鎖期間中の対応について、警察署ホームページ、ミニ広報紙等で地域住民への周知を図り、理解と協力を求めています。

以上の各種対策を講じ、藤沢駅南口交番の閉鎖期間中にあっても体感治安の向上及び治安の維持に努めてまいります。

小田原市

(要望)

#### 1. 公立病院の新病院建設及び広域的医療機能に係る支援について

小田原市立病院は、県西部医療圏において、高度急性期・急性期医療を中心とした広域的な医療を担っている基幹病院であり、医療介護総合確保促進法に基づく県計画に位置づけ、新病院建設事業費及びその機能維持に係る運営費について、補助の対象として財政措置を講じると共に、当該補助に係る充填率の引上げを図り、県と県立病院機構、小田原市立病院との連携協力に係る基本協定に基づく費用負担についても検討を進めること。

(回答)

小田原市立病院は地域の基幹病院であり、その建替えは、県西地域の将来の医療需要を見据え、今後必要とされる医療機能の充実・強化に資するものと認識しています。

こうした認識のもとで、本県としても、「県西地区保健医療福祉推進会議」で、小田原市立病院の再整備への地域医療介護総合確保基金活用について、地域の関係者の合意を図るほか、県西地域において、将来に渡り、安全・安心で質の高い医療を提供していくため、小田原市、県、県立病院機構の3者による小田原市立病院と県立足柄上病院の連携協力に係る基本協定の締結を全面的に支援し、両病院の緊密な連携・協力のもと、地域の医療ニーズや新たな課題に対応しつつ、医療提供体制の充実を図ることとしております。

こうした地域の関係者の合意に基づき、県西地域の住民が将来にわたって必要な医療を受けられるよう、今後、国と基金の活用について協議を進め、基金を最大限活用しながら、小田原市立病院の再整備を支援してまいります。

なお、機能維持に係る運営費については、一義的には診療報酬等によって賄われるべきものと考えます。

(要望)

#### 2. 漁港等の整備について

小田原漁港特定漁港漁場整備事業の早期完了、及び早川海岸整備に向けた予算を確保し、円滑な事業の推進を図り、今後の小田原漁港機能強化及び機能増進に当たっては、関連して本市が進める公設水産地方卸売市場の再整備の検討に係る協議調整等について、必要な指導、支援を行うこと。

(回答)

小田原漁港特定漁港漁場整備事業及び早川海岸整備については、引き続き予算の確保に努め、事業を推進してまいります。

また、公設水産地方卸売市場の再整備の検討については、「小田原市公設水産地方卸売市場再整備準備検討会」に引き続き参加し、国等の関係機関との協議調整等において、必要な指導、支援を行ってまいります。

(要望)

### 3. 県道等の早期事業化、整備について

都市計画道路穴部国府津線、城山多古線・小田原山北線、小田原中井線の整備促進を図ること。

(回答)

(都) 穴部国府津線、(都) 城山多古線・小田原山北線、(都) 小田原中井線については、いずれも県西地域における交通ネットワークを強化する重要な幹線道路であると認識しております。

(都) 城山多古線・小田原山北線については、まとまった用地が確保できた区間から、順次、道路築造工事を行っており、令和4年度からは、トンネルの本体工事に着手してまいります。

(都) 穴部国府津線、(都) 小田原中井線については、用地取得や交差する鉄道事業者との調整を進めてまいります。

(要望)

### 4. 河川の整備について

市内の二級河川については、通水断面を阻害する堆積土砂や繁茂した草木の除去を進めるなど、適切な維持管理を図り、山王川、森戸川の河川改修事業を加速させること。

(回答)

通水断面を阻害する堆積土砂や繁茂した草木の除去などについては、「神奈川県水防災戦略」に位置付け、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の財源も活用しながら、重点的に取り組んでいます。

個々の河川での実施に当たっては、土砂の堆積状況などを見ながら実施することとしており、今後も、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

山王川及び森戸川については、「神奈川県水防災戦略」に位置付け、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の財源も活用しながら、重点的に整備を進めており、山王川については、小田急線橋梁の架け替えについて、令和2年度に小田急電鉄と協定を締結し、工事着手しました。現在は鉄道の仮線工事などを実施しており、令和6年度の完成を目指し、引続き工事を進めてまいります。

また、森戸川については、現在、天神橋から第1森戸橋までの区間の、用地測量が平成30年度までに完了しており、令和2年度から用地交渉を進めているところです。工事については、まとまった用地が確保された箇所から着手するなど、早期の整備を図ってまいります。

(要望)

### 5. 海岸等の保全について

小田原海岸の養浜の強化と海岸護岸の嵩上げ等の整備推進を図り、東町の漁港海岸につ

いては、有識者等で構成する検討会を設置し、有効な対策の検討を進めること。

(回答)

小田原海岸の養浜については、令和3年度から養浜量を大幅に増やし、令和4年度も昨年度に引き続き、国府津地区と前川地区で合計約3万㎡の養浜を実施する予定です。

小田原海岸(前川地区)の護岸の嵩上げについては、現在、近接する西湘バイパスへの影響などについて、道路管理者と調整を行っており、調整が整い次第着手します。

環境農政局所管の東町の漁港海岸については、地元関係者及び関係機関とともに有効な対策の検討を開始しており、引き続き海岸工学の専門家を交えた検討を進めていきます。

(要望)

## 6. 文化財の保護について

指定文化財保存修理等補助金(県費補助金)については、地方債の起債を前提とした算定方法では、当市のように文化財を多く抱える市においては起債額が膨大になり、県内市町村における不均衡が生じる恐れがある。

よって従前のように、総事業費に補助率を乗じた補助額による補助を行うよう、財源を確保し制度の見直しを行うこと。

(回答)

指定文化財保存修理等補助金では、国及び県指定文化財の保存・修理に係る事業を補助対象としており、補助事業の必要性や緊急性などを考慮しながら、必要な予算措置に努めております。

文化財保存・修理事業に係る補助要望は、年々増加しており、限られた財源で要望事業にできる限り補助を行うため、令和4年度から補助金の算定にあたっては、起債を前提とした算出方法を取り入れました。導入にあたっては、一定額まで適応除外とするなど、可能な範囲で補助金の減少幅を縮小する制度とさせていただいたところです。

今後も市町村において、文化財保護が効果的に進められるよう必要な予算の確保や配分に努めてまいります。

茅ヶ崎市

(要望)

## 1. 個別避難計画作成に係る財政支援について

神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金において、個別避難計画の作成は補助対象とされているものの、複数事業の1つであることや補助率など、個別避難計画作成の拡充につながる直接的な補助金とはなっていないため、国の補助制度が創設されるまでの間に活用できる県単独の補助スキームを創設すること。

(回答)

個別避難計画作成については、「神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金」の対象と

なっていることから、補助メニューについて、市町村に対して、引き続き周知してまいります。

(要望)

## 2. 地域生活支援事業に対する国庫負担割合について

地域生活支援事業について、国の定める基準額ではなく、事業費の総額に対して国2分の1、県4分の1の補助を行うこと。

(回答)

地域生活支援事業の国庫補助率が2分の1を下回り市町村に大幅な超過負担が生じていること、また、他の補助対象事業が当該補助金に統合される傾向にあることについては、本県としても大変深刻な問題であると認識しています。

そのため、例年「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案として必要な財政措置を国に要望しています。また、各種ブロック会議等においても、国庫補助金の枠拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講ずるとともに、配分方法については各自治体に情報提供することについて、国に要望しています。

併せて、市町村地域生活支援事業の必須事業のうち、意思疎通支援や移動支援、日常生活用具の給付といった個人向けの給付事業については、障がい者の日常生活や社会参加など障がい者の自立支援に不可欠なサービスであることから、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、その財源については必要な経費が確保できる国庫負担金とし、地方負担分についても適確な交付税措置を行うことが適当であるとして、国に要望しているところです。

今後とも機会をとらえて継続的に要望してまいります。

(要望)

## 3. 河川の整備促進について

大雨等による浸水被害等から住民の生命、財産を守るため、平成27年4月に策定された小出川・千の川河川整備計画に基づき、小出川の治水面における安全対策を実施するとともに、平成30年7月に策定された相模川・中津川河川整備計画に基づき、早期整備について積極的に取り組むよう国に働きかけること。

(回答)

小出川では、相模川合流点から追出橋までの約7.5km区間を「都市河川重点整備計画(新セイフティリバー)」に位置付け、時間雨量50mmに対応できる河川整備を重点的に進めています。

令和4年度は、一ツ橋から追出橋区間の用地取得および護岸工事を進めてまいります。

また、茅ヶ崎市行谷地区で進めている遊水地の整備については、令和3年度から用地取得を進めており、令和4年度から用地を取得した箇所掘削工事に着手していく予定です。

今後も、地域の方々の御協力をいただき、茅ヶ崎市と寒川町の事業とも調整を図りながら、整備に向けた取組を進めていきます。

相模川の国土交通省直轄区間については、地元市等と連携し、様々な機会をとらえて、未整備区間の更なる整備を国に強く働きかけていきます。

(要望)

#### 4. 海岸侵食防止対策の継続・推進について

侵食された砂浜の回復による海岸利用者の安全確保と海岸周辺の魅力向上、環境整備のため、県管理地である柳島海岸・中海岸・菱沼海岸等の海岸侵食対策を、漁港への飛砂侵入抑止効果を含め、茅ヶ崎漁港西側の堆積砂活用の推進が必要であり、老朽化や砂に埋もれている竹簀柵等の順次改修や、南西からの飛砂対策としての竹簀柵の新設等、より効果的な砂浜維持、近年緊急度が高い菱沼海岸での養浜事業拡大も含めて見直された計画に基づく養浜の実施、漁業に支障の出ない部材において、緊急的かつ計画的な対策を実施すること。

(回答)

茅ヶ崎海岸では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、相模川上流のダムの堆積土砂を養浜材として利用しているほか、茅ヶ崎漁港西側の一帯に堆積した砂についても、漁港管理者である市と連携して、養浜材として活用しており、令和4年度は、柳島地区で約5,000 m<sup>3</sup>、中海岸地区で約15,000 m<sup>3</sup>、菱沼海岸地区で約30,000 m<sup>3</sup>の養浜を実施する予定です。

なお、侵食対策の実施の際には、大型土のうが沖合に流れないように、設置位置の変更や、大型土のうからかご枠に工法を変更するなどの対応を進めています。

竹ず柵については、飛砂の少ない漁港付近を除いて、サイクリングロードの海側に設置していますが、更なる飛砂の抑制を図るため、令和3年度から約160mの竹ず柵を二重化しました。令和4年度は竹ず柵の二重化をさらに進め、老朽化した竹ず柵の再設置を行い、効果的な砂浜維持とサイクリングロードの利便性向上に取り組んでまいります。

(要望)

#### 5. 国道134号の海岸側歩道の維持管理について

国道134号の海岸側歩道について、地域住民の通行時の安全性が確保されるよう、県においても積極的な取組を行うこと。

(回答)

国道134号の海岸側歩道については、安全に通行できるよう、砂防林の定期的な剪定を行うとともに、道路パトロール等で通行に支障がある箇所が発見された場合は、速やかに枝の撤去や除草を行うなどの適正な維持管理に努めてまいります。

逗子市

(要望)

## 1. 土砂災害特別警戒区域のハード対策の推進について

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等におけるハード対策の更なる推進を図ること。

(回答)

県では、危険箇所等の周知を図る土砂災害警戒区域等の指定や、市町村と連携しながら、警戒避難体制の整備等を図るソフト対策と合わせ、施設整備を行うハード対策を進めています。

ハード対策については、過去に災害があった箇所や住宅が多い箇所、社会福祉施設等の要配慮者利用施設がある箇所などから、優先して整備を進めています。

県では、近年の激甚化・頻発化する土砂災害に対応するため、令和2年2月に「神奈川県水防災戦略」を策定し、中長期的な視点で取組を加速させるハード対策に土砂災害防止施設を位置付け、重点的に取り組むとともに、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の財源を最大限活用するなどし、ハード対策に取り組んでいます。

急傾斜地崩壊対策事業では、令和4年度から、県単独事業費を拡充し、国の交付金事業の対象とならない斜面に係る対策の加速化を図るとともに、砂防事業を含めた土砂災害対策について、今後も、逗子市には、地元調整などの御協力をいただきながら、引き続き、優先度の高い箇所から、着実に施設整備を進めていきます。

(要望)

## 2. 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊防止工事の要望区域内に不在地主がいる場合、土地所有者の承諾を得られないことから、工事施工が不可能となるケースがあるため、土地所有者の承諾について、一定の条件を緩和、及び、要望区域内に公共用地が含まれる場合においても同様に採択すること。

(回答)

県では、傾斜度が30度以上、高さが5m以上あり、かつ、保全対象となる人家が5戸以上ある自然のがけ地において、土地所有者等からの要望を踏まえて、急傾斜地崩壊対策事業を実施しています。

土地所有者が不明な場合は、土地使用についての意向が確認できないため、事業実施は困難ですが、不在者財産管理人制度の活用により実施できる場合があります。

がけ地に公共用地が含まれる場合については、地元市町と結ぶ協定に基づき、現在でも負担割合を増額して対応しているところです。

なお、がけ地の大部分が公共用地となっている場合は、急傾斜地崩壊対策事業の実施は困難ですが、国では、交付金対象外となるがけ地において、市町村が斜面对策を行う場合、その財源対策として、緊急自然災害防止対策事業を活用できるようにしており、今後、本事業を活用する際には、県はその活用に向けた支援等を行っていきます。



(要望)

### 3. 交通円滑化と利便性向上について

道路利用者の安全安心の歩行空間の確保のため、県道 205 号にある金沢新道踏切を改良すること。

(回答)

県道 205 号（金沢逗子）の金沢新道踏切の改良については、踏切内の歩道の拡幅や、踏切外の歩行者だまりの整備に向けて、J R 東日本と連携しながら検討を進めてまいります。

(要望)

### 4. 県道等の早期事業化、整備について

県道金沢逗子線の歩道拡幅について早期事業化をすること。

(回答)

県では、「かながわのみちづくり計画」（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）に基づいて、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

県道 205 号（金沢逗子）の道路整備については、本計画に位置付けておらず、また、御要望の箇所は沿道に家屋が連坦し、部分的な改良も困難な状況であり、早期に事業化することは困難です。

(要望)

### 5. 県道等の早期事業化、整備について

三浦半島中央道路・逗子区間については早期着工すること。

(回答)

三浦半島中央道路の北側区間は、かねてから事業に対する反対が根強い地域があり、そこでは現地調査などに入れない状況となっていました。

こうした中、令和 3 年 7 月、地域の意向を確認するため、オープンハウス形式の相談会を開催したところ、事業に賛成する声があがる一方、「地盤沈下」や、「騒音・振動」といった生活環境の悪化を懸念する声が寄せられたことから、これらに対応するため、令和 4 年度は、騒音や振動などを予測、評価するための調査を実施しています。

今後、県は、こうした調査結果を、地域の方々に丁寧に説明し、事業に対する御理解をいただけるよう精力的に取り組んでまいります。

(要望)

### 6. 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

今後到来する 2025 年問題を踏まえ、同一の二次保健医療圏内における救急医療体制について、格差が生じないよう県において対策を講じること。

(回答)

現在、国では「2040 年を展望した医療提供体制の改革について」により将来の医療提供体制に向け、地域医療構想の実現等、医師・医療従事者の働き方改革の推進、実効性のある医師偏在対策の着実な推進の三位一体による推進により医療提供体制の確保を図ることを目指しています。

県保健医療計画の一部である「医師確保計画」により、医師偏在格差の縮小に取り組むとともに、広域で対応すべき救急・小児・周産期医療については、県救急医療問題調査会及び県周産期医療協議会においても、医療体制の確保に向けて引き続き議論し、初期救急医療から三次救急医療まで、患者の症状に応じた適切な治療が受けられるよう救急医療体制の整備を進めてまいります。

三浦市

(要望)

#### 1. 水道事業者の広域化の支援について

事業統合などの広域化を希望する事業者がある場合には、実現に向けた制度的・財政的支援の体制を整えるなど、広域化等に向けた具体的な枠組みを明示すること。

また、改正水道法に基づく水道広域化推進プラン策定にあたっては、本市が目標として掲げている県営水道への統合など、地域ごとの実情や水道事業者の個別事情に配慮し、広域連携を進めていくこと。

(回答)

県では、水道広域化推進プランの策定に向け、水道事業者を構成員とする会議等において、各水道事業者の意見を丁寧に伺いながら広域連携方策の検討を進めてきました。

令和4年度末に策定するプランでは、これまでの検討内容や、地域ごとの実情・水道事業者の個別事情等を踏まえた圏域ごとにふさわしい広域連携方策を示してまいります。

また、県は、水道法に基づく広域連携の推進役として、水道事業者による広域連携の取組に対し、技術面、経営面での助言や国庫補助獲得等について、支援を行ってまいります。

(要望)

#### 2. 県道等の早期事業化、整備について

三浦縦貫道路Ⅱ期区間及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路「西海岸線」の未整備区間の早期整備、並びに三浦縦貫道路Ⅰ期区間の通行料金の引き下げ、ETCの導入を実施すること。

また、県道215号(上宮田金田三崎港)宮川橋付近から、都市計画道路城ヶ島線までの歩道設置を含めた安全対策を、早期に実施すること。

(回答)

三浦縦貫道路Ⅱ期の北側区間の約1.9kmについては、地元の方々や三浦市の御協力をいただきながら、令和2年度に開通いたしました。残る南側区間については、引き続き、着手

の時期を含め、地元市との調整を進めてまいります。西海岸線については、豊かな自然が残る小網代湾を大規模な橋梁で跨ぐことなどから、環境や景観と調和するよう十分に検討し、地域の方々などの御理解を得ていく必要があります。

そこで、これまで、大気や生物などの周辺の環境調査を行うとともに、専門家の意見を伺いながら、橋梁の比較設計などの検討を進めてまいりました。令和4年度は、市の御協力をいただきながら、地域の方々や漁協関係者などに対して、検討してきた計画を丁寧に説明し、御意見を伺いながら、詳細な設計を進めてまいります。

このような段階を経た上で、順調にいけば、令和5年度には、用地取得に向けた測量などの事業に着手してまいります。

三浦縦貫道路については、開通後の利用交通量は計画を下回るなど、道路公社の経営環境は非常に厳しい状況にあるため、料金の値下げは難しい状況にあります。

なお、道路公社は、維持管理業務の合併発注など、精力的に支出の縮減を図っており、引き続き、道路公社の経営改善に向け、県としても指導していきます。

E T Cの導入には、多額の費用を要することから、道路公社では、比較的安価で、新しい技術であるネットワーク型E T Cの導入に取り組んでいます。本格導入に当たっては、まだ解決すべき課題がありますが、県と道路公社は、本町山中有料道路に引き続き、三浦縦貫道路で社会実験を実施するなどの取組を進めてまいります。

県道215号(上宮田金田三崎港)宮川橋付近から城ヶ島線までの区間については、幅員が狭く、歩道がないことは認識しており、安全対策の観点から、まずは「通学路に指定されている区間」や「バスのすれ違いが困難な箇所」から、道路改良に取り組むこととし、これまでに路線測量や道路予備設計を行うとともに、令和4年度は、道路詳細設計を実施してまいります。引き続き、地元調整などの御協力をお願いいたします。

(要望)

### 3. 国道等の早期事業化、整備について

物流拠点や観光資源が十分にいかされ、魅力的で、かつ安全・安心な三浦半島地域を実現するため、国道134号については、市内の交通の要である引橋交差点等において、交通渋滞が恒常的に発生しているため、交通渋滞の解消を図るとともに、緊急輸送道路としての機能強化、歩行空間の確保、都市景観の向上に向けて電線地中化を推進すること。

(回答)

三浦市域の国道134号では、引橋交差点付近の1km区間で無電柱化事業を行っており、令和2年度には電線共同溝の本体工事に着手し、これまでに120mの工事が完了しています。令和4年度は、引橋交差点北側の50mの工事を実施してまいります。

引き続き、早期の完成を目指して、工事を推進し、緊急輸送道路としての機能強化を図ってまいります。

(要望)

#### 4. 漁港等の整備について

国民への安全・安心な水産物の提供のため、三崎漁港における高度衛生管理に対応した超低温冷蔵庫や、水産加工場の高度衛生管理対策をはじめ、県外漁船誘致や水産物輸出の促進と、国内及び海外における三崎ブランドの浸透等の水揚げ増加対策、民間企業による漁港施設の有効活用を促進するための規制緩和や補助制度の拡充など、6次経済の構築を目指した水産振興に必要な支援を実施すること。

(回答)

三崎漁港の高度衛生管理に必要な施設について、必要な予算の確保に努めるとともに、三崎漁港の管理者として市と連携しながら整備に取り組み、県外漁船の誘致を支援してまいります。

また、輸出促進や三崎ブランドの浸透等については、「三崎漁港輸出促進協議会」への参加を通じて助言等の支援をしております。

さらに、漁港施設の有効活用については、国に対して規制緩和の促進と補助制度の拡充を働きかけてまいります。

以上の取組により、6次経済化による水産振興を支援してまいります。

(要望)

#### 5. 生活保護負担金の全額国庫負担化等について

経済状況及び雇用状況等が要因となり、生活保護世帯はここ数年増加傾向にあり、本市においても大きな財政負担となっている。生活保護制度は法定受託事務であること、及び生活保護法第1条では国の責務を明確に規定しており、本来国が果たすべき役割であることから、生活保護費負担金については、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

(回答)

国民の生存権的基本権を守ることは国の責務であることから、生活保護費を全額国の負担とするよう引き続き要望してまいります。

秦野市

(要望)

1. 国道246号バイパス(厚木秦野道路)の早期事業化及び全線整備に対する支援について  
国道246号バイパスの当市区間(10.6km)について、未事業化区間の早期事業化、事業化区間については有料道路事業など、様々な整備手法の検討を踏まえた早期整備が図られるよう、国への働きかけと、アクセス道路についての早期実現の検討を行うこと。

(回答)

国道246号バイパスについては、秦野市区間を含む未事業化区間の新規事業化や事業化区間の早期整備について、県内関係市町村や経済団体と連携して、国に要望してきたところ

で、近年では、より効果的な訴えとするため、早期整備につながる有料道路事業の導入検討や、地域のまちづくりの観点を新たに盛り込んだ要望とすることなどを沿線市町とともに検討し、国への要望に反映してまいりました。

今後は、新東名延伸後の周辺交通の渋滞状況や、まちづくりを進める上での課題を洗い出し、国道246号バイパスの必要性を更に強く訴えられるよう、沿線市町とともに、取り組んでまいります。

次に、アクセス道路となる都市計画道路渋沢小原線は、「将来に向けて検討が必要な道路」として「かながわのみちづくり計画」に位置付けており、国道246号バイパスの事業化の見通しを見極めながら、整備に向けた検討を進めていきます。

(要望)

## 2. 県道705号(堀山下秦野停車場)の改良等について

秦野駅前通り道路の整備に当たり、第2工区及び交差点工区の用地交渉の促進、電線共同溝の整備を進めている第1工区については、令和8年度目標の全線供用を見据えた、対面通行の開始など、道路の本来機能の確保に努めること。

(回答)

県道705号(堀山下秦野停車場)の第2工区及び交差点工区については、引き続き、市の御協力をいただきながら、用地取得を推進するとともに、令和4年度から、一部歩道の整備に着手してまいります。

また、第1工区の対面通行については、改めて地域の方々の合意形成や交通管理者との調整が必要となりますが、市の御協力をいただきながら、必要な調整を進めてまいります。

(要望)

## 3. 県立秦野戸川公園の整備促進について

県立秦野戸川公園(以下「戸川公園」)について、新東名高速道路の開通効果を生かしながら、地域の観光資源としての更なる魅力向上と、新たな価値の創出につながるよう、未整備区域を活用した公園整備の早期実現を目指すこと。

(回答)

秦野戸川公園は、丹沢のふもとに位置し、川遊びやスポーツを楽しめる広域公園で、約36haを開園しており、令和3年度は、年間約42万人の方に、来園いただきました。

そうした中、秦野サービスエリアスマートインターチェンジに隣接する約5haの区域については、用地を取得しているものの未整備となっています。

一方、秦野市が、表丹沢全域の魅力アップを図るために、令和2年9月に策定した「表丹沢魅力づくり構想」において、秦野戸川公園は、「山岳・里山アクティビティの活動拠点としての活用」が期待されています。

そこで、県では未整備区域の5haについて、どのような整備が望まれるのか、秦野市と

も連携しながら、公園利用者の意向を把握するアンケートを実施するとともに、様々な民間事業者へのヒアリングを行っています。

県としては、今後、未整備区域の活用に向け、地域の声や民間事業者の知見を踏まえ、表丹沢魅力づくり構想に位置付けられた地域資源との連携方策や周辺道路からのアクセスの検討など、県・市の課題を整理しながら、引き続き、市としっかり調整してまいります。

(要望)

#### 4. 表丹沢の魅力向上につながる県有施設等の効果的な活用について

表丹沢の更なる魅力向上のため、表丹沢県民の森、菜の花台園地など、県有山岳・里山施設の魅力向上につながる維持管理及び整備等の促進、表丹沢の魅力向上につながる県営林道等の活用、ヤビツ峠の快適な環境の実現に向けた効果的な対応策の検討を行うこと。

(回答)

表丹沢県民の森は、県民の皆様にあるのままの自然に親しんでいただく“森林とのふれあいの場”として設置しているため、訪れる方の安全のために必要な既存施設の維持管理に努めてまいります。

菜の花台園地や県が管理する登山道等について、表丹沢の魅力向上に取り組む関係市町村等と連携しながら、今後とも適正な維持管理に努めてまいります。

表丹沢の魅力向上につながる県営林道等の活用については、令和3年度より市、秦野市森林組合、県で林道活用に関する検討会を実施し、活用方法の検討を進めており、現在、秦野市森林組合が中心となって、森林・林業・木材を知る体験型イベントを令和4年度中に開催することとなっています。

今後、この検討会において県営林道の活用について検討してまいります。

ヤビツ峠駐車場は、自然環境への影響を考慮し24台の駐車スペースとしております。駐車場不足については、秦野市の考えや自然環境への影響等を踏まえ、必要に応じて対応策を検討してまいります。

ヤビツ峠公衆便所については、秦野市による日常管理とあわせて、施設の適切な補修や修繕を行い、快適に使用いただけるよう努めてまいります。

(要望)

#### 5. 産科医の確保及び医療体制の整備・充実について

市民が安心して医療を受けることができるよう、地域医療の連携体制の強化及び秦野赤十字病院における分娩業務の再開に向け、産科・小児科等の医療従事者が不足する現状を念頭に置いた、「県内医科大学の地域枠の拡充」や「医師・看護師等の修学資金の拡充」など、地域の実情を踏まえた一層の医師、看護師等の確保対策の推進、産科医が不足している地域の危機的状況に対応するため、総合的な救急医療体制の整備、充実を行うこと。

(回答)

各医療圏における産科・小児科等の医療体制については、救急医療問題調査会や周産期医療協議会などの場でそれぞれ検討していきます。

また、医師確保対策の中期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、産科、小児科を含む県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、これらの医師不足診療科に係る県内の医師確保に向けて取り組んでおります。この制度により、216名の医学生に修学資金の貸付けを行い、産科（18名）、小児科（17名）の希望者を含む93名の医師が県内医療機関等で勤務しております。さらに、令和5年度は新たに日本大学に2名の地域枠が設定されます。

あわせて、看護職員の確保対策として、修学資金の貸付け、離職を防止するための研修事業、院内保育所に対する助成等に、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、取り組んでいるところです。

厚木市

(要望)

#### 1. 路面標示の補修について

都道府県公安委員会が所管する道路標示等の交通安全施設の補修について、交通安全確保の観点から、不鮮明及び消失しているものに対し、迅速に対応できるよう予算措置を行うとともに、補修の施工済個所数、施工予定時期等、進捗状況に関する情報を都道府県公安委員会から市町村へ提供すること。また、都道府県公安委員会による迅速な対応が困難な場合、市町村が補修を実施できるよう法改正も視野に入れた検討を国に働きかけること。

(回答)

県警察としては、限られた予算の中で少しでも多くの横断歩道等の道路標示を補修できるよう、管内警察署と連携の上、ライフサイクルコストの低減や効率的な予算執行に努めるとともに、御要望を踏まえ、迅速に補修ができる予算の確保に努めてまいります。

なお、管轄警察署へ事前に補修場所及び時期を連絡しておりますので、必要があれば、情報提供について管轄警察署等での対応をさせていただきます。

道路標示を市町村が補修することについては、現行法上でも補修可能な交通規制がございますので、市町村と連携して行ってまいります。

(要望)

#### 2. 定期予防接種の充実について

子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じる症状（副反応）に対し、国において統一的な健康調査を実施し、健康被害救済制度の支給決定の充実と迅速化を国に働きかけること。

また、骨髄移植等により免疫を消失された方に対する予防接種の再接種を、定期予防接種に位置づけるとともに、全ての定期予防接種に係る経費は、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担にするなど、市町村間で費用負担の格差が生じることがないように、適正な財政措置

を国に働きかけること。

(回答)

健康調査については、国の分科会において、最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認されたことから、現在は実施されておりましたが、今後必要性があると判断された場合は再度実施することを国に確認しています。

健康被害救済制度の支給決定の充実と迅速化については、平成27年9月から国の救済に向けた審査が再開され、順次、審査が行われておりますので、今後も国の動向に注視し、必要に応じ国へ働きかけてまいります。

骨髄移植等により抗体が失われた方が行う再接種については、これまで「国の施策・制度・予算に関する提案」において、定期接種化を図ることに関する要望を行っており、令和5年度についても要望しました。今後も国の検討状況を注視しつつ、必要に応じて働きかけを検討してまいります。

(要望)

### 3. 個別施設計画に基づく学校施設の建て替えに係る支援制度の創設について

児童・生徒の快適な教育環境の場としての機能を始め、災害時における避難所や地域コミュニティの形成に向けた機能を有し、まちづくりにおいて重要な役割を担う学校施設について、他の公共施設との複合化など、計画的・効率的な施設整備を進める必要がある。

県は公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設の再配置等事業について、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金の補助対象にしているが、学校施設の計画的な整備に活用することができる新たな支援制度を創設するよう、県市協同で国へ働きかけること。

(回答)

県教育委員会として、学校設置者が計画する事業が円滑に実施できるよう、国に対して、必要な財源を確保するとともに、実態に即した補助要件の見直しや国庫補助の充実について、県市町村が構成団体となっている全国公立学校施設整備期成会を通じて引き続き要望してまいります。

(要望)

### 4. 厚木秦野道路（国道246号バイパス）の建設推進について

厚木秦野道路（国道246号バイパス）について、「国民の安全・安心の確保」、「首都中核地域の社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」及び「豊かで活力ある持続可能な地域づくり」を実現するため、事業化区間の整備促進、早期供用開始及び未事業化区間の早期事業化すること。

(回答)

厚木秦野道路の事業化区間の早期整備及び未事業化区間の新規事業化については、県内



関係市町村や経済団体と連携して、国に要望してきたところで、近年では、より効果的な訴えとすため、早期整備につながる有料道路事業の導入検討や、地域のまちづくりの観点を新たに盛り込んだ要望とすることなどを沿線市町とともに検討し、国への要望に反映してまいりました。

今後は、新東名延伸後の周辺交通の渋滞状況や、まちづくりを進める上での課題を洗い出し、国道246号バイパスの必要性を更に強く訴えられるよう、沿線市町とともに、取り組んでまいります。

(要望)

#### 5. 新築戸建住宅への太陽光発電設備の設置義務化について

2050年カーボンニュートラル実現に向けた、2030年度の家庭部門の温室効果ガス削減目標を確実に達成するため、新築戸建住宅及び新築集合住宅への太陽光発電設備の設置義務化について、早期実現を国に働きかけるとともに、国による法改正には時間を要すると考えられることから、県において、先行した措置を講じること。

(回答)

県は、新築住宅に限らず、新築・増改築する建築物に太陽光発電設備の設置を義務化することについて、国に対し、全国一律での実施に向けた検討を加速させるよう提案しています。

なお、県独自の太陽光発電設備の設置義務化については、先行して取り組んでいる他の自治体の動向等を注視しながら、その必要性を検討してまいります。

大和市

(要望)

#### 1. 基地問題に対する取組の強化について

厚木基地の所在により、当市では航空機騒音や事故への不安、街づくりの支障など様々な負担を強いられていることから、国に対し、こうした負担の解消を図るとともに、周辺対策等については、多大な負担に見合ったものとなるよう一層の強化を働きかけるなど、当市と十分連携のうえ、取り組むこと。

(回答)

空母艦載機移駐後の厚木基地周辺住民の負担軽減を確実なものとするよう、空母艦載機着陸訓練の硫黄島での全面実施等について関係市と連携し、国に働きかけてまいります。また、国による財政的措置及び各種支援策の充実等について、今後とも関係市と連携して、国に働きかけてまいります。

(要望)

#### 2. 地域経済支援策の拡充について

新型コロナウイルス感染症は未だ収束が見えず、商工業に与える影響も長期化している。

大きく業績が悪化した中小企業や小規模事業者の倒産防止のみならず、再建や経営継続を促し、V字回復を目指すためにも、現在国が実施している資金繰り支援制度の継続や内容の充実、消費喚起につながる需要刺激策の実施等、中小企業・小規模事業者に対する継続的な経済支援について、国に働きかけ、県も資金繰り支援制度の継続や充実や新たな消費喚起策等を講じていくこと。

(回答)

県では、これまで、国に対し、全国知事会を通じて、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、厳しい状況に立たされている事業者を支援するため、消費喚起策や資金繰り支援策などを講ずるよう、要請してきました。

引き続き、事業者の実情に応じた手厚い支援策を講ずるよう、国に要望してまいります。

また、県では、物価高騰等の影響を受ける中小企業に対し、ビジネスモデル転換の補助や消費喚起、信用保証料をゼロにするなど、中小企業の事業継続に向けた支援をしてきました。今後も、厳しい経営状況が見込まれるため、中小企業が事業継続できるよう、ビジネスモデル転換や制度融資など、中小企業が「稼ぐ力」を身につけるための支援を実施するとともに、消費喚起策として、かながわPayや商店街等のプレミアム商品券事業への補助も実施してまいります。

(要望)

### 3. 河川の整備について

平成26年6月に市内を流域とする引地川、境川が特定都市河川に指定されたことにより、市民や事業者、流域自治体に対し、新たな雨水の流出対策などの負担が求められている状況である。治水対策の根幹をなす河川改修について、両河川の未整備区間において、着実に進め、整備が完了するまでの間においても、安全対策に万全を期すこと。

(回答)

境川及び引地川については、都市河川重点整備計画・新セイフティリバーに位置づけ、時間雨量概ね60mmの降雨に対応できるよう、遊水地や護岸の整備を進めています。

引地川については、これまで藤沢市境における、大山橋の架け替えを進め、埋設物の移設に係る調整に日時を要していましたが、平成30年度に完成しました。

また、その上流の千本桜区間については、平成28年度から工事に着手し、順次、区間を区切って、護岸や他の橋梁架替などの整備を進めています。

境川については、相鉄線の橋りょう付近の約1.1km区間において、護岸の整備に取り組んでおり、平成30年度に境橋下流左岸の護岸整備に着手し、現在施工中です。

また、相鉄線の橋りょうの架け替えに向けては、これまでに橋りょうの設計が完了しており、引き続き土地所有者の御理解を得ながら用地取得や、関係機関調整に取り組み、早期の工事着手を目指します。

今後も、都市河川重点整備計画・新セイフティリバーに基づき、境川、引地の河川整備を

推進してまいります。

整備完了までの間については、現在の河道の流下能力を最大限活かすため、パトロールにより土砂の堆積状況などを把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

(要望)

#### 4. 生活保護負担金の全額国庫負担化等について

生活保護事業に係る経費については、当市における受給者数がほぼ横ばいではあるものの、依然として大きな財政負担となっている。本来、生活保護制度は国が担うべきものであることから、生活保護に関する経費は全額国庫負担とし、また、生活保護法の適用対象とならない外国人についても、早急に費用の全額を国庫負担とするよう、国に働きかけを行うこと。

(回答)

国民の生存権的基本権を守ることは国の責務であることから、生活保護費を全額国の負担とするよう引き続き要望してまいります。

生活に困窮する外国人に対する保護にかかる地方の負担については、地方交付税交付金の基準財政需要額に含まれているところであるため、交付金の充実について国に要望しております。

伊勢原市

(要望)

#### 1. 新東名高速道路、国道 246 号バイパス及び関連道路の整備について

新東名高速道路の整備促進と共に、国道 246 号バイパスの未事業化区間の令和 5 年度の新規事業化、事業化区間の早期供用開始に向けた整備促進については、国および関係機関への働きかけ、都市計画道路西富岡石倉線の日向薬師入口交差点から別れ道交差点までの約 700m 区間については、早期供用に向けた整備促進を行い、県道 611 号（大山板戸）の石倉橋交差点から市道 2611 号線の交差点までの未整備区間約 480m については、引き続きの早期整備推進を行うこと。

(回答)

新東名高速道路の整備促進と、厚木秦野道路の事業化区間の早期整備及び未事業化区間の新規事業化については、県内関係市町村や経済団体と連携して、国や高速道路会社に要望してきたところであり、今後も、引き続き、様々な機会をとらえて、国等に強く働きかけてまいります。

(都) 西富岡石倉線（県道 603 号（上粕屋厚木））については、新東名高速道路及び国道 246 号バイパスへのアクセス道路であり、県としても重点的に取り組んでおります。未開通となっている、日向薬師入口交差点から分れ道交差点までの約 700m 区間では、令和 3 年度、

渋田川を跨ぐ橋梁部の工事が完了し、令和4年度は、土工部の道路築造工事などを精力的に進め、令和5年度の完成を目指してまいります。

県道611号(大山板戸)については、現道幅員が狭いことから、交通安全確保のため、拡幅整備を進めてきており、未整備区間の約480m区間については、2工区に分けて整備することとしています。

このうち、山王中前交差点前後の約260mの工区では、令和3年度までに約180mの拡幅整備が完了し、残る約80mでは、令和4年度に東側の拡幅整備工事を実施します。西側拡幅部も用地取得の目途が立ってきており、令和5年度の整備完了を目指してまいります。

また、残る約220mの工区では、令和3年度から、用地取得を進めており、引き続き、地元調整など、市の御協力をいただきながら、出来るだけ早い全体完成を目指してまいります。

(要望)

## 2. 県道2路線の整備について

県道64号(伊勢原津久井)は周辺住民にとって日常生活の道路として大変重要な路線である。しかし、県道63号(相模原大磯)から厚木市境まで区間は幅員が5.8mと狭く、歩道もない状況であることから危険な状況にある。当該路線の拡幅整備を進め、第2期区間700mの整備推進を行うこと。

(回答)

県道64号(伊勢原津久井)の厚木市境までの第2期区間約700mについては、用地が取得できて、一連の区間として工事が実施できるようになった区間から、拡幅整備を実施しており、令和3年度は、第1期区間に続く約230mで工事を実施いたしました。

令和4年度は、続く約120mで工事を実施する予定としており、引き続き、市の御協力をいただきながら、残る用地の取得や工事を進め、令和7年度の全体完成を目指してまいります。

伊勢原市

(要望)

## 3. ツインシティ整備計画に定める道路2軸(平塚愛甲石田軸及び伊勢原大神軸)の整備について

平塚愛甲石田軸の県道44号(伊勢原藤沢)から県道22号(横浜伊勢原)までの区間、および伊勢原大神軸のツインシティ大神地区から都市計画道路石田小稲葉までの区間(以下、「先行区間」)について、引き続き早期整備にむけた取組と、先行区間以外の区間について、将来の県道整備を見据えた計画具体化の取組への支援を行うこと。

(回答)

平塚愛甲石田軸の県道44号(伊勢原藤沢)から県道22号(横浜伊勢原)までの区間及び伊勢原大神軸のツインシティ大神地区から都市計画道路石田小稲葉線までの区間について

は、県道として整備するため、令和3年度は、測量や道路予備設計を実施し、令和4年度は、交通管理者などの関係機関との調整を進めています。

今後は、都市計画決定の手続きや農用地解除などを進めて行く必要がありますが、県と市で構成する「道路2軸（先行区間）調整会議」などの場で、情報を共有しながら、しっかりと取り組んでいきます。

それ以外の区間については、地元市が主体となって課題の整理などの計画の熟度を高める検討に着手していただいております、県としても必要な支援を行ってまいります。

（要望）

#### 4. 二級河川の治水対策について

大堰端から県道44号（伊勢原藤沢）の土安橋付近までの区間2,500mについて、引き続き堆積土砂の撤去等を行い、二級河川歌川及び渋田川等を含む金目川水系の河川整備計画を早急に策定し、早期完成に向けた整備推進を行うこと。

（回答）

堆積土砂の撤去等については、「神奈川県水防災戦略」にも位置付け、重点的に取り組んでいます。

歌川の大堰橋から土安橋までの区間については、平成29年度から河床掘削工に取り組んできており、令和4年度も引き続き小稲葉地区で実施しています。

今後もパトロールにより土砂の堆積状況などを把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

また、現在、河川整備計画の策定を進めており、今後、伊勢原市をはじめ、流域の平塚市、秦野市などの御意見を伺い、令和4年度中の策定を目指してまいります。

さらに、河川整備計画策定後は、速やかに関係機関と調整を行うなど、整備推進に努めてまいります。

（要望）

#### 5. 砂防指定地の整備について

未整備区間において、現況の河川が蛇行しており、大雨の際に堤防の崩壊がおこるなど危険な状況にあることから、渋田川砂防指定地（L=1,650m）、谷戸岡沢（L=520m）について、引き続き整備推進を行うこと。

（回答）

渋田川について令和3年度は、九沢（くざわ）橋への取り付けを再検討する必要が生じたため、九沢（くざわ）橋下流部の約40mにおいて詳細設計の見直しを実施しました。

令和4年度は、見直した詳細設計に基づき、九沢（くざわ）橋までの約40mの整備に必要な用地測量を実施しました。この測量結果をもって関係地権者と調整する予定であり、引き続き、市の関係部局の協力をいただきながら、事業の進捗に努めてまいります。

谷戸岡沢について令和3年度は、市道82号線下流右岸側の管理用通路工約39mの施工に向け関係地権者と調整してきました。引き続き、関係地権者と調整していきます。

令和4年度は、残り約180m区間の市道82号線から市道81号線まで、溪流保全工の詳細設計を実施し、さらに上流部で堰堤の新設を計画しており、関係地権者との調整をしています。

今後とも、伊勢原市の関係部局の協力をいただきながら、事業の着実な進捗に努めてまいります。

(要望)

#### 6. 県立いせはら塔の山緑地公園の整備について

県立いせはら塔の山緑地公園については、第1期地区が整備され、解放をしているが、第2期・第3期の整備計画を策定し、県も初めての借地方式の県立公園であることから、整備手法の課題等の検証作業を進め、計画の早期具現化と整備を行うこと。

(回答)

いせはら塔の山緑地公園については、財政状況が厳しい中、早期に樹林地の保全を図るため、土地を無償で借地する「市民緑地制度」を活用し、「市民緑地」の部分、約12haを平成19年に供用開始し、パークセンター等の「都市公園」の部分、約1haを平成26年に供用開始しました。

県では、これまで、リーフレットの配布やイベントの実施、SNSを活用した情報発信など、利用促進に努めているものの、公園の利用者については、公園の年間利用者数は、約1万人台と少ない状況が続いており、伊勢原市のアイデアも聞きながら、さらなる利用促進を図っていく必要があります。

また、「市民緑地」の部分については、20年間の借地期間のうち15年が経過し、地権者の契約に対する意向が変化した可能性があるため、今後は、改めて地権者の意向を確認する必要があります。

このため、いせはら塔の山緑地公園については、まずは、1期のこうした課題に対して検証を進め、2期、3期の計画づくりについては、1期の検討が進んだ段階で、どのように取り組んでいくか、改めて、整理していきたいと考えています。

海老名市

(要望)

#### 1. コロナ禍における都市税財源の確保充実について

新型コロナウイルス感染症の影響による納税者の負担軽減措置として、令和3年度より土地に係る固定資産税の負担調整措置が行われる。固定資産税は地方自治体にとって、極めて重要な基幹税であり、行政サービスを行う上で貴重な財源であるため、上記の措置は、臨時、異例の措置であり、令和5年度にむけては、更なる措置延長・拡大を行うことなく、終

了させるよう国へ働きかけること。

また、万が一、特別な措置を行う場合は、その減収分について、減収補填特別交付金等により全額国費による補てんをするよう、国へ働きかけること。

(回答)

固定資産税は、安定的で税収の変動が少なく、どの地方公共団体にも税源が広く存在し、市町村税収の約4割を占める基幹税であり、その安定的な確保が重要です。

固定資産税(土地)の負担調整措置については、時限的な措置として令和3年度は課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置が、令和4年度は激変緩和の観点から商業地に係る課税標準額の上昇幅を本来の5%から2.5%とする特別な措置がそれぞれ講じられたところです。

これらの措置に係る減収については、特段の交付金等による補填がないため、交付団体においては普通交付税により減収分の75%が措置されますが、不交付団体においては、減収に対応する補填が全くない状況となっております。

県では、これらの措置が年度限りとなるよう、令和5年度においては、負担の均衡化に向けた負担調整の仕組みを確実に適用するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に係る減収については、交付税措置ではなく、不交付団体の存在も考慮した減収補填措置を講ずることを求めてきたところですが、引き続き機会をとらえて国に対して要望してまいります。

(要望)

## 2. 「パートナーシップ制度」の県域利用について

性的少数者をはじめとする多様性への理解を深め、差別や偏見のない誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、「パートナーシップ制度」が他市町村でも順次施行されているが、法的根拠がなく自治体ごとの制度であり相互利用ができない。このことから、制度利用者の利便性向上のため、県域利用ができるよう県が主体となり、パートナーシップ制度を導入している市町村間の調整を行い、相互利用ができるようにすること。

(回答)

県は、平成31年1月に「性的マイノリティ支援に係る県・市町村連絡会議」を立ち上げるなど、パートナーシップ宣誓制度の導入を検討している市町村の支援に努めてまいりました。

引き続き県では、「性的マイノリティ支援に係る県・市町村連絡会議」において、自治体相互間のより一層の連携に向けての情報共有や相互利用の実態の把握など、各自治体への支援に努めてまいります。

(要望)

## 3. 信号機の設置要望について

海老名市が進めている「市道62号線延伸道路整備事業」においては、新設道路の整備に

関して、地元自治会から警察に対し信号機の設置要望を挙げているが、既存の信号機との距離が近いことから信号機の設置ができないとの回答を得ている。しかしながら、当交差点は既存の丁字交差点が十字交差点になり、道路の優先方向が変わることから、特段の安全対策を講じる必要があるため、交差点への信号機を設置すること。

(回答)

御要望箇所への信号機設置については、新設道路が供用されたことによる交通状況等の変化に鑑みても、設置は困難です。

しかしながら、道路形状の変化や優先方向の変化に対する安全対策は必要であることから、一時停止規制や横断歩道を設置するほか、交通規制の効果を高めるための路面表示等の各種対策を海老名市に働きかけるなどして、安全を確保したいと考えております。

(要望)

#### 4. 都市計画における市街化編入手続きの迅速化について

市街化編入に際し、都市計画の手續、関東農政局等をはじめとする国・県等の関係機関の調整等に多くの時間を要することから、協議期間の短縮等のため、国関係機関や都市部門と農政部門の調整等、引き続き県庁内の積極的な調整を図るとともに、迅速かつ円滑な協議が行えるよう、国関係機関から詳細かつ適時の情報収集・提供を行うこと。

(回答)

市街化区域編入にあたり、特に時間を要する農林漁業調整については、「都市計画と農林漁業との調整措置（令和2年9月7日農村振興局長通知）」に基づき必要な調整等を実施していますが、連絡調整を密にし、協議期間の短縮等に努めています。

迅速かつ円滑な市街化区域編入のためには、県と市が一体となって取り組んでいく必要があります。県としましては、引き続き市と十分に連携しながら県庁内の積極的な調整を行うとともに、国関係機関との協議に要する情報の収集・提供に努めてまいります。

(要望)

#### 5. 学校教育の充実強化について

引き続きコロナ禍において、学習指導要領の確実な実施及び児童生徒の「学びの保障」、また、教職員が本務である教育活動に専念し子ども一人ひとりに向き合う時間の確保をしつつ、教職員の働き方改革を推進する観点から、スクールサポートスタッフ（SSS）の全校配置の継続及び配当時間を拡充するとともに、教員の人材確保を図ること。

これらのために必要な財源確保を必ず行うとともに、国に対しても働きかけること。

(回答)

スクール・サポート・スタッフの果たす役割は大変重要と考えていることから、令和5年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることといたしました。今後も引き続き、スク



ール・サポート・スタッフの配置規模拡充と全校配置について、国に要望してまいります。

人材確保については、臨時的任用職員及び非常勤職員の登録について、県のたよりにお知らせ記事を掲載することや、教員採用試験の際にお知らせの文書を配付するなど、制度周知に取り組んでおります。また、更なる人材の確保を図るため、令和3年度から「ペーパーティーチャー研修」を実施し、この研修の中で臨時的任用職員等の登録受付を行うなど、必要な人材を確保できるよう努めております。

座間市

(要望)

#### 1. 短期入所事業所増加に対する支援について

強度行動障がい児者、重度心身障がい児者、医療的ケアが必要な者（子ども含む）の需要に対応できる短期入所事業所が少ないため、急病による介護者不在などの緊急時にも対応できる短期入所事業所増加のための施設整備助成などの支援や、専門的人材の育成事業、人材確保のための財政措置、緊急受入れの際の加算の設定などの既存施設への支援等、現況を改善できるような支援策を講じること。

(回答)

地域で暮らす重度の障がい者やその御家族にとって、レスパイトや緊急時に利用できる短期入所事業所は、非常に重要な福祉基盤であると認識しています。

県では、平成30年度から、重症心身障がい児者の方々の在宅生活の維持継続のために、医療的ケアが必要な障がい児者の受入先となる医療型短期入所事業所の開設支援に取り組んでおり、平成30年度は2か所、令和元年度は1か所、令和2年度は1か所、令和3年度は2か所が、新たに開設されています。

また、強度行動障がい支援者養成研修を実施し、激しい行動障がいを伴う重度知的障がい児者に対する専門的な対応を修得した人材育成の取組や、障害者地域生活サポート事業のメニュー事業である短期入所利用促進事業において、重症心身障害児者等支援困難な障がい児者の受入を行った事業所に対して、市町村と協調して補助を行っています。

これらの事業を通じて、短期入所事業所を量質ともに充実させ、市町村における地域生活支援拠点の整備と連携を図りながら、重度障がい児者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、引き続き県としての支援を行ってまいります。

(要望)

#### 2. 一次・二次救急医療体制の維持について

一次・二次救急医療体制の維持に必要な財政支援や医師等の医療資源確保により、安定的な救急医療提供体制の充実を図る対策を講じること。

(回答)

初期救急については、国においても、地域の実情に応じた体制構築を行う観点から市町村

の業務として整理しており、また県においては、平成 24 年の緊急財政対策により救急医療体制に係る県と市町村との役割分担を整理し、平成 26 年度で補助を終了したため、運営費に対する補助は想定しておりませんが、県は広域自治体として、三次救急である救命救急センター、小児科、周産期救急など特殊救急の医療体制を継続して支援してまいります。

また、本県は国が作成した「医師偏在指標」において、医師多数でも少数でもない「中位」の県として位置づけられていますが、県央地域など相対的に指標が低い二次医療圏があることから、県内における医師の地域偏在は存在するため、医師確保対策を着実に進める必要があると認識しています。

こうした中、県では医療人材の育成・確保に向けた中期的な取組として、医師については、県内 4 大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、救急科を含む県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付を行っています。

この制度により、現在、93 名の医師が県内医療機関等で勤務しており、地域医療支援センターの取組とあわせて、特定の診療科や地域による医師の偏在の解消に取り組んでまいります。

本県は、今後も広域自治体として、救命救急センターや、特殊救急の医療体制の維持に取り組んでまいります。

(要望)

### 3. 都市計画道路広野大塚線の事業実施について

県事業により座間都市計画道路 3・3・2 号広野大塚線の事業を早期に実施すること。

(回答)

都市計画道路広野大塚線のうち、都市計画道路寺尾上土棚線から続く(都)緑ヶ丘大塚線までの区間については、「かながわのみちづくり計画」において、「事業化検討箇所」として位置付けております。

平成 26 年からは、関係する 3 市(綾瀬市、海老名市、座間市)との勉強会を立ち上げ、周辺道路の混雑状況などの現状把握や、県道とする場合の条件の整理など、事業化に向けた課題整理に取り組んでいるところです。

また、事業化検討箇所以外の区間については、今後の検討課題と考えております。

(要望)

### 4. 都市計画道路座間南林間線の整備促進について

「かながわのみちづくり計画」に位置づけられた箇所について、県の交流幹線道路網の整備として座間都市計画道路 3・4・5 号座間南林間線を早期に着工すること。

(回答)

都市計画道路座間南林間線の県整備区間では、令和 4 年度に、用地の取得や建物の補償に関する説明会を開催いたしました。

引き続き、市と連携しながら、座間南林間線の早期整備に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

(要望)

#### 5. 県道 50 号座間大和の整備促進について

県道 50 号座間大和の整備完了区間以北から県道 51 号町田厚木との交差点（相武台団地入口）までの未整備区間は、交通量の増大による渋滞が生じているため、「かながわのみちづくり計画」の事業化検討箇所へ位置づけ、未整備区間の整備を含めた慢性的な交通渋滞の解消に向け、積極的に整備を促進すること。

(回答)

県では、「かながわのみちづくり計画」（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

御要望の区間については、本計画に位置付けておらず、現時点では、整備を進めることは困難です。

南足柄市

(要望)

#### 1. 放課後児童クラブ利用料の減免額に対する補助制度の創設について

放課後児童クラブを利用するひとり親世帯等の経済的負担を軽減するため、利用料の減免（助成）を行った場合の減免（助成）額に対する補助制度を創設すること。

(回答)

放課後児童クラブを必要としながら経済的困難を抱えていて利用できない児童の支援については、放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村が、利用料の減免など、地域の実情に応じて対応しているところです。

そうした中で、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭は増加傾向にあり、経済的困難を抱え放課後児童クラブを利用できない子どもへの支援は喫緊の課題となっていることから、低所得者世帯の放課後児童クラブの利用の機会が失われることのないよう、利用料の無償化制度の創設について、引き続き国へ要望してまいります。

(要望)

#### 2. 線引き見直しにおける保留区域の位置づけについて

第 7 回線引き見直しにて工業系保留区域に位置づけられた区域について、線引き見直し期間内に市街化区域編入ができない場合、第 8 回線引き見直しにおいても引き続き保留区域に位置づけること。

(回答)

第 8 回線引き見直しについては、令和 3 年度から検討を開始し、市町の御意見も伺いなが

ら、令和4年度に県の基本的な考え方を示す「基本的基準」を策定し、その後、保留区域の設定などを行っていく予定です。

第8回線引き見直しにおける工業系保留区域の設定は、「基本的基準」に基づき、産業の見通しなどを踏まえて行うこととなります。

県としては、今後、市町との調整会議などの場を通じて、保留区域の設定等に関し、市町の御意見をしっかり伺いながら、線引き見直しを進めてまいります。

(要望)

### 3. 県道等の早期事業化、整備について

都市計画道路「和田河原・開成・大井線」について、早期に道路全線を整備し、「改定・かながわのみちづくり計画」において整備推進箇所（整備）に位置づけられている県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間の早期完成に向けては、優先的に整備を推進するとともに、県道74号（小田原山北）までの未整備区間についても、事業化検討箇所に位置づけること。

(回答)

県道74号（小田原山北）から国道255号を結ぶ都市計画道路和田河原開成大井線及び都市計画道路金子開成和田河原線のうち、県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間では、精力的に用地取得を進めるとともに、JR御殿場線との立体交差にかかる鉄道事業者との調整を進めているところで、令和4年度には、まとまって用地が取得できた箇所から、順次工事に着手するなど、早期整備に努めてまいります。

都市計画道路沼田斑目線から県道74号（小田原山北）までの未整備区間については、今後の検討課題と考えております。

(要望)

### 4. 河川の整備について

狩川・内川の県が管理する河川において、河川内に土砂が堆積している箇所があり、近年多発している集中豪雨等によって、発生が想定される河川の氾濫による浸水被害に対応するためにも、継続的に河床を浚渫すること。

(回答)

堆積土砂の撤去等については、「神奈川県水防災戦略」にも位置付け、重点的に取り組んでいます。

狩川・内川については、令和3年度に引き続き、河床掘削や河床整理を実施する予定であり、令和4年度は、神崎橋付近などで実施しています。

今後もパトロールにより土砂の堆積状況などを把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

綾瀬市

(要望)

#### 1. 基地問題に対する取組の強化について

基地交付金については、国有財産台帳価格と固定資産税台帳価格との較差を是正し、調整交付金と併せて交付額の引き上げを図るため、必要な措置を行うとともに、大規模な提供資産の追加がある場合は、別枠で予算を確保し、交付額に減少が生じないよう国へ働きかけること。また、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第5条により指定される、第二種区域内における固定資産評価額の下落及び移転補償により、国が取得した国有財産の所在に伴う市税の減収に対する補填措置がされるよう国へ働きかけること。

基地周辺住民及び市への支援について、住宅防音工事においては、航空機による騒音被害への唯一の対策であることから、市内全域を対象とするとともに、建築年次にかかわらず、全ての住宅を対象とすることや、住宅防音工事の事務手続きは市民に負担をかけないこと、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」による周辺対策事業予算を増額し申請事業の完全採択を図ることや、同法律第5条により指定される第二種区域内における固定資産評価額の下落及び移転補償により生じる、国が取得した国有財産の所在に伴う固定資産税及び、市民が市外転出したことによる市税の減収に対する補填措置を図ることを、国へ働きかけること。

(回答)

基地交付金及び調整交付金については、固定資産税等の代替的性格を有するものと認識しており、予算額の大幅な増額をはじめとした本制度の充実について、引き続き国に対して要望してまいります。

また、米軍基地が所在することで、自治体及び周辺住民は、多くの負担を強いられており、負担に相応した十分な財政的支援を講ずる必要があることから、関係市と連携し、国に財政措置の充実について重点的に働きかけております。現状では基地負担に対する国の財政的措置は不十分な状況にあるため、飛行場周辺の買い上げ国有地については、基地交付金の対象資産に準じた措置を講ずることなど、基地所在自治体の負担に十分配慮し、適切な措置を講ずることを、引き続き、関係市と連携し国に働きかけてまいります。

住宅防音工事については、これまでも住宅防音工事助成対象建築年次や対象区域の拡大及びインターネットを利用した防音工事の申込みを可能とすることなどについて、国に要望しており、引き続き、関係市と連携し国に働きかけてまいります。

また、米軍基地が所在することで、自治体及び周辺住民は、多くの負担を強いられており、負担に相応した十分な財政的支援を講ずる必要があることから、関係市と連携し、国に財政措置の充実や、申請事業の完全採択について重点的に働きかけております。現状では基地負担に対する国の財政的措置は不十分な状況にあるため、飛行場周辺の買い上げ国有地については、基地交付金の対象資産に準じた措置を講ずるなど、基地所在自治体の負担に十分配慮し、適切な措置を講ずることを、引き続き、関係市と連携し国に働きかけてまいります。

(要望)

## 2. 介護人材の確保について

依然として介護職員の給与は全産業平均と比べて低いという現状は変わっていないため、さらなるベースアップにつながる処遇改善に向けた取組の推進、及び介護人材確保は、各自治体の財政力等による取組の格差により地域偏在が生じているため、国費を投入することによる解消を図るよう国に働きかけること。

(回答)

介護従事者の処遇改善について、県ではこれまでも国に対して、介護サービス事業所が行う要介護状態の改善につながる取組や職員の定着、資質の向上の取組を介護報酬で評価するなど、事業所に対してインセンティブが働く仕組みを作るよう提案するとともに、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、賃金改善を目的とした加算を確実に取得できるよう、社会保険労務士を派遣するなど、引き続き支援を行っています。今後も、国の動向を注視し、必要な提案を行っていきます。

福祉・介護人材の養成・確保については、団塊世代のすべてが75歳以上となる2025年に向け、喫緊の課題と認識しており、地域医療介護総合確保基金等を活用して、「多様な人材の確保」、「資質の向上」及び「労働環境等の改善」の3つを大きな柱として、関係機関と連携した取組を進めています。

市町村への助成制度として、介護分野への新たな介護人材の参入促進を図るために、市町村が実施する介護に関する普及啓発事業に対して補助を行う事業を令和元年度から開始しています。今後も、各市町村や関係機関等の状況やニーズを伺いながら、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の内容について検討するとともに、国の動向を注視し、必要な提案を行っていきます。

(要望)

## 3. 定期予防接種の充実について

おたふくかぜは数年毎に大規模な流行を繰り返しており、髄膜炎や難聴などの合併症が報告されている。おたふくかぜの発症は3歳から6歳が多く、幼稚園や小学校などで免疫のない子ども達の間で流行した場合、多くの合併症を引き起こし、中には難聴により言葉の聞き取り能力が低下する幼児や学童もいるため、社会生活におけるQOLを著しく低下させる。

そのため、おたふくかぜワクチンの定期接種化について、国で検討を続けているところではあるが、更なる議論を進めていくよう国に働きかけること。

(回答)

本県では、これまで「国の施策・制度・予算に関する提案」において、WHOが推奨するワクチンのうち、定期予防接種化されていないムンプス(おたふくかぜ)ワクチンについて、

早急に定期の予防接種化を図ることについて要望を行っており、令和5年度についても要望しました。

今後も、国の検討状況を注視しつつ、必要に応じて働きかけを検討してまいります。

(要望)

#### 4. 部活動指導員の配置について

県が実施している部活動指導員配置促進事業により、現在本市が受けている補助は、部活動指導員に支払う謝金のうち 31.1%となっており、更なる部活動指導員の増員にあたっては、十分であるとは言えない。ついては、部活動指導員の人的配置の更なる拡充に向けて、十分な財政的措置を講じるよう国へ働きかけるとともに、県においても積極的な支援を行うこと。

(回答)

部活動指導員配置促進事業は、部活動指導員の配置に係る費用を国、県がそれぞれ3分の1以内の額を上限として、市町村に対し補助するものです。

部活動指導員については、配置を希望する市町村の中学校に対し、令和5年度は14名増員の39名の配置を補助する措置を講ずることといたしました。厳しい財政状況ではありますが、今後もできる限り市町村の要望に応えられるよう必要な予算の確保に努めるとともに、国に対しても更なる財政措置を要望してまいります。

(要望)

#### 5. 失業者等に対する就業支援及び生活困窮者支援について

生活困窮者に対する生活支援について財政措置を実施し、現場の事務負担を考慮した簡素な制度設計、及び困窮者が申請しやすい制度設計への変更、自立につながる支援に対応するため相談支援員の人件費及び国の制度改正により急増した住居確保給付金の市負担額4分の1について、財源措置の実施を国に働きかけること。

(回答)

生活困窮者自立支援法に基づく各種支援事業については、同法で国庫負担金率及び国庫補助率が規定されていますが、県では、生活困窮者に対する更なる生活支援の実施のため、国に対して、国庫補助率の引き上げ等を要望しています。

なお、簡易な制度設計については、制度の適正な運用を進めるにあたり、既存の枠組みの中で申請しやすいよう工夫した取組事例などを、県内各市と共有することで、負担軽減を図っていきます。

また、相談支援員の人件費や住居確保給付金の負担額4分の1については、普通交付税により財政措置されており、相談員の人件費については、国庫補助金（セーフティネット強化交付金）の活用も可能とされていますので、ご検討ください。

葉山町

(要望)

### 1. 三浦半島中央道路北側の逗子区間について

昨年は、地元への回答や懸念に対応するための地質調査などを実施し、その結果を示しながら地元との対話を継続して、事業に対する理解が得られるよう、粘り強く取り組んだことは承知している。引き続き、事業推進により地域住民の理解を得ながら、広域自治体として関連市町と調整し、早期延伸を実現すること。

(回答)

三浦半島中央道路の北側区間は、かねてから事業に対する反対が根強い地域があり、ここでは現地調査などに入れない状況となっていました。

こうした中、令和3年7月、地域の意向を確認するため、オープンハウス形式の相談会を開催したところ、事業に賛成する声があがる一方、「地盤沈下」や、「騒音・振動」といった生活環境の悪化を懸念する声が寄せられたことから、これらに対応するため、令和4年度は、騒音や振動などを予測、評価するための調査を実施しています。

今後、県は、こうした調査結果を、地域の方々に丁寧に説明し、事業に対する御理解をいただけるよう精力的に取り組んでまいります。

(要望)

### 2. 防災対策や景観向上に資する電柱の地中化について

県、市町村などの道路管理者や、電線事業者、交通管理者で構成する「神奈川県無電柱化地方協議会」などの場を通じ、情報提供を行っていることは承知している。今後は国の「無電柱化事業での低コスト手法」などを参考にし、町内の緊急輸送道路、とりわけ緊急交通路指定想定路の無電柱化事業を推進すること。

(回答)

無電柱化については、電線類を埋設するための、幅の広い歩道が一般には必要となりますが、葉山町内の県管理道路は、歩道が狭く、沿道に家屋が連担している状況があります。

こうした中、令和4年度から、町と勉強会を設け、葉山町の歩道の実態を踏まえた中で、現実的にどのようなことができるか検討を始めました。

県は、引き続き、町とともに勉強会を継続し、狭い歩道における無電柱化の実現方策について検討を深めてまいります。

(要望)

### 3. 国道134号の順次バスベイの設置について

向原バス停は昨年度工事を完了しており、順次バスベイの設置については県が取り組んでいることは承知している。継続して国道134号「風早橋バス停」など未設置の箇所への対応を図るとともに、県がすでに行っているパトロールによる良好な道路の維持管理、道幅の



確保等により、歩行者や自転車が既設の国県道を、安全かつ快適に利用できるような支援を引き続き行うこと。

(回答)

風早橋バス停のバスベイについては、町の御協力により、地権者の意向が確認できたことから、令和4年度に、バスベイ設置に向けた測量・設計を行ってまいります。

また、歩行者や自転車が安全かつ快適に通行できるよう、日常のパトロールによる適切な維持管理を行ってまいります。

寒川町

(要望)

#### 1. 一級河川目久尻川における雨水対策について

都市化や頻発する集中豪雨等による河川の急激な水位の上昇により、住民の生命・財産が脅かされている。河川の流量を確保するため、引き続き、河床の浚渫や低水敷の樹木の伐採、草刈り等の実施と併せ溢水対策の強化、町が取り組む排水抑制等の内水事業には、県の技術的支援をはじめ、国に対する財政支援の拡充についての働きかけを行うこと。

(回答)

河川整備については概ね完了していることから、現在の河道の流下能力を最大限活かすため、パトロールにより土砂の堆積状況などを把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

また、溢水対策については、河川整備だけではなく流域の対策も必要であることから、国が主体の「相模川流域治水協議会」や、県と流域市町等で構成する「目久尻川流域総合治水対策協議会」において、検討を行ってまいります。

寒川町が取り組む内水氾濫対策について、県は、市町村向けの勉強会等を実施するなど、引き続き技術的に支援していきます。また、ハード・ソフト両面に渡る十分な予算措置や交付対象範囲の拡充など、国の財政支援の拡充について、引き続き働きかけてまいります。

\*02154\*

(要望)

#### 2. 東海道新幹線新駅誘致並びにツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について

新駅設置及び新駅の受け皿となるまちづくりの実現に向けて、地元の関係者と調整を進めながら事業計画の具体化を図っていくためにも、駅設置費用の早期検討に着手し、負担割合算定に配慮すること。

(回答)

新幹線新駅誘致については、県及び地元寒川町を含む10市町等で構成される「神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会」において取り組んでいます。

新幹線新駅の実現に向けて、まずは、新駅の受け皿となるツインシティのまちづくりに、

しっかり取り組むことが必要と考えており、平塚市大神地区では、現在、土地区画整理事業が進められているところです。

一方、寒川町倉見地区のまちづくりについては、対象とするエリア、公共施設の配置、土地利用のゾーニングやスケジュール等について、地元の関係者と調整を進めながら、事業計画の具体化を図っていくことが必要です。

県としては、寒川町と連携して、具体的な事業計画の検討を進めるために、地元調整等にしっかりと取り組んだ上で、同盟会を構成する市町などとの役割分担について調整を進め、財政的な負担等について考えていきます。

(要望)

### 3. 地方交付税に係るふるさと納税の取り扱いについて

ふるさと納税制度の本来趣旨として、生まれ育ったふるさとへ貢献する仕組みであることは一定の理解をするが、国において年々交付税の予算が増加していることも踏まえ、ふるさと納税による寄附額は、基準財政収入額に算入するよう改め、より交付税を必要としている自治体への交付や、それ以外にも、より多くの自治体へ交付できるよう制度の見直しをすること。

(回答)

地方交付税は、地方団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障するという見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分することとされており、具体的な算定方法としては、標準的な水準における経費を算入する基準財政需要額と、標準的な水準における地方税収等を算入する基準財政収入額との比較によります。

基準財政収入額は、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入として算定されていますが、客観的な課税標準を基に算出される税とは異なり、ふるさと納税における収入は、個人が任意に支出する寄附金によるものであり、標準的な収入額を算出することは困難です。

地方税の算定方法については地方交付税法等により定められているところですが、地方団体の意見をよりの確に反映するとともに、その過程を明らかにするため地方公共団体の意見申出制度（地方交付税法第17条の4）が設けられております。

県では、ふるさと納税による寄附金額を基準財政収入額へ算入すべきとの県内市町村の意見申出を総務大臣に伝えてきたところですが、地方公共団体の意見申出制度については、引き続き取り組んでまいります。

大磯町

(要望)

### 1. 関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）の整備について

当町では、「大磯・高麗山のみち」と「鷹取山・里のみち」という2つのコースの関東ふ

れあいの道（首都圏自然歩道）の指定を受けており、両コースともに、当町と県の間において、平成30年3月より「長距離自然歩道維持管理協定」を締結している。

近年の台風の大型化、異常気象等による豪雨、鳥獣による地面の掘り起こしなどによる被害で通行に支障を来たすケースが年々増え、滑落死亡事故さえも発生している。

県においては広域的な役割のもと整備について方針や計画を策定、安全対策、事故等を未然に防ぐため大規模な修繕を速やかに行うこと。

（回答）

関東ふれあいの道は丘陵地・山岳地を通るため、豊かな自然環境が残されている半面、急傾斜地も多く存在します。このため、歩道の整備については、出来る限り自然を散策する雰囲気や自然景観を改変しない配慮が必要ですが、状況に応じ、利用者の安全に配慮して必要な措置（補修等）を講じます。特に、倒木など登山者への危険が差し迫っている箇所については、速やかに対応いたします。

今後、大磯町と合同で現地調査を行い、歩道の補修等の必要性について意見交換をしながら、対応策について検討してまいります。

（要望）

## 2. 県道610号大磯停車場線の道路拡幅について

県道610号大磯停車場線は、路線バスの運行経路、小学校の通学路にもなっているが、車道・歩道とも十分な幅員が確保されておらず、バスの通行時に車両がすれ違ふことができず、歩道ではすれ違ひもままならない。また、大磯停車場線沿いにある町土地開発公社所有地の一部では、崩落災害の可能性から落石防護措置を講じているが、恒久的な対策が必要である。県道610号大磯停車場線の通行者の安全性、利便性の向上のため、早期の道路拡幅整備を行うこと。

（回答）

県道610号・大磯停車場については、沿道に家屋や商店が連坦していることから、全線にわたって拡幅整備を短期的に実施することは困難ですが、湾曲部では、町の土地開発公社所有地を利用すれば、駅前広場の整備に合わせた一部拡幅整備ができるのではないかと考えています。

一方、土地開発公社所有地内には、景観を創り出している石積や樹木があり、ここを工事することについての地元の理解を得ていくことも重要であり、今後、県は、町と一緒にあって、湾曲部の拡幅を検討するとともに、土地開発公社との調整や、地元理解の醸成に向けた調整に取り組んでまいりますので、御協力をお願いします。

二宮町

（要望）

## 1. 市町村役場機能緊急保全事業の再創設について

公共施設の耐震化による安全性の確保が求められている。未来のまちづくりに向けた庁舎建設計画には、町民との対話は欠かすことができない一方で、財政力の弱い自治体が災害対応拠点としての庁舎を整備するために、市町村役場機能緊急保全事業は、極めて有効な制度であるため、改めて制度を創設するよう国に働きかけること。

(回答)

国の市町村役場機能緊急保全事業については、平成 29 年度から令和 2 年度までの 4 年間で時限とされたところであり、県としても延長の働きかけを行ってまいりましたが、令和 2 年度までで終了となりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行などによって議会・住民の合意形成に時間を要している実情もあり、災害対応拠点となる庁舎の建て替えに係る財政支援については、県としても国に働きかけてまいります。

(要望)

## 2. 葛川水系河川の改修・整備促進について

葛川水系は、近年のゲリラ豪雨や台風などの際、河川の溢水と道路や住宅地への浸水被害が発生しており、護岸整備や浚渫など必要な整備を引き続き進めることが必要である。

葛川上流部の打越川の未整備区間は渓岸浸食が顕著、下流域にも影響することから、現状に見合った砂防施設の早期整備及び排水断面の確保をおこなうこと。

(回答)

葛川については、県の「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に位置付け、下流側から順次整備を進め、川尻橋から塩海橋までの区間が完成しております。

未整備箇所の整備については、平成 31 年 3 月に「葛川水系河川整備計画」を策定し、早期の整備に向け、これまでに測量等の調査が完了し、令和 4 年度は、詳細な護岸構造の設計等を進めています。

河川整備に当たっては、未整備区間の下流から進めることが原則ですが、下流には J R 東海道本線の橋梁があり、架け替えには多大な時間を要することから、早期の浸水被害の軽減を図る現実的な整備手法の検討などを進めてまいります。

また、現在の河道の流下能力を最大限活かすため、パトロールにより土砂の堆積状況などを把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

葛川の砂防指定区間については、溪流保全工（護岸工）の整備完了以降も、必要に応じて護岸補修などの維持管理を実施しております。

また、葛川の支川である打越川の砂防指定区間については、未整備区間である若宮橋から上流は事業の優先度が低く、早期の整備は困難であります。

さらに、若宮橋から上流の区間については、渓岸浸食に伴う下流河道への土砂流出により、治水機能が低下しないよう、必要に応じ、布団かごによる侵食防止措置を講ずるなどの維持管理を実施しております。

今後も、適正な維持管理を行ってまいります。著しく溪岸侵食が進行する等の兆候があれば、水路管理者である二宮町の御協力をいただきながら、必要な対応を検討してまいります。

(要望)

### 3. 学校教育の新たな課題に対応するための指導体制の充実について

新学習指導要領の実施に伴い高度化・多様化する学習内容への対応や、それを学ぶ多様な子どもたちの発達段階や個に応じたきめ細かな教育への対応、さらに学校内における新型コロナウイルス感染症への対応など、学校に求められている様々な取組に適切に対応していくため、教職員定数の充実、小規模校に対する教職員の加配、スクール・サポート・スタッフの配置の継続、学習指導員の配置、あわせて少人数によるきめ細かな指導の充実について、国に働きかけること。

(回答)

本県の厳しい財政状況の下、義務標準法に規定のない県単独事業による教員の増員は難しいのが実情ですが、児童生徒の実態や地域の実情に応じた柔軟な学級編制や教職員配置及び定数の更なる確保・充実について、県教育委員会として、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しております。

また、スクール・サポート・スタッフの果たす役割は大変重要と考えていることから、令和5年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることといたしました。今後も引き続き、スクール・サポート・スタッフの配置規模拡充と全校配置について、国に要望してまいります。

県教育委員会としては、児童・生徒の学びの保障の観点から学習指導員の重要性を認識しており、学習指導員等の配置に係る財政措置の更なる充実を図るよう、今後も引き続き全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望してまいります。

(要望)

### 4. 医療的ケア看護職員の配置に伴う財政措置について

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の規定に則り、各市町村において独自に看護師を配置している。国は「医療的ケアのための看護職員配置事業」を実施、市町村が雇用する医療的ケア看護職員の報酬、旅費等を3分の1補助しているが、残りの3分の2は市町村の負担となる。

継続して事業を実施するために、県においても看護職員について3分の1を市町村への補助制度として確立、国、県、市町村の負担率が同様となる財政措置を行うこと。

(回答)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律により、公立小・中学校において医

療的ケア看護職員の配置等の医療的ケア児に対する適切な支援を行うことは、学校設置者である市町村の責務とされています。

医療的ケア看護職員は、学校教育法施行規則において学校職員として位置付けられたものの、義務標準法には規定されておらず、その配置に係る経費の3分の1を国が直接補助する仕組みとなっています。

こうしたことから、県の厳しい財政状況の下では、県単独予算を活用して市町村に対する補助を実施することは困難です。

なお、国に対して義務標準法において国庫負担金の算定の対象とし、国が責任をもって財政措置を講ずるよう要望しており、今後も引き続き、強く要望していきます。

また、県教育委員会としては、特別支援学校がもつ医療的ケアの専門性を活かし、小・中学校の教員への医療的ケアに関する研修や特別支援学校の看護師の市町村派遣などを通じて、引き続き各市町村教育委員会の医療的ケアを支援していきます。

中井町

(要望)

#### 1. 地域公共交通への補助について

路線バスを補完するために、町として委託によりオンデマンドバスの運行を行っているが、運賃収入によって運行にかかる費用を賄うことは到底できない状況である。

生活交通の維持について県都市部と偏りが出ないように、県地方部の公共交通の実態に即して、神奈川県生活交通確保維持費補助金交付要綱を改正すること。

(回答)

県は、神奈川県生活交通確保維持費補助金において、生活交通として維持する必要がある既存バス路線のうち、広域自治体の役割として、「複数の市町を跨ぐなど広域的な路線」「主要駅に接続する幹線的な路線」など、広域的な公共交通網の形成に必要な路線に対して補助を行っています。

今回いただいた御要望を踏まえ、県が将来的にどういった路線に対し携わることができるのか、市町村と議論してまいります。

(要望)

#### 2. 専門職員の派遣制度の拡充について

公共施設、インフラの計画的管理を推進するためには土木系・建築系の技術職員を欠かすことはできない。少子高齢化が進む中、子育て支援のためにも高齢者支援のためにも保健師は不可欠であり、さらにはDX推進の必要性が高まる中、デジタル専門人材も必要である。

よって職員派遣制度を拡充し、土木系の技術職員や保健師の派遣の規模・人数を増加するとともに、建築系技術職員、デジタル専門人材の派遣を実施すること。

(回答)

専門職員派遣は、市町村が権限移譲による事務の増加や専門人材の採用難から事務の執行体制の確保に苦慮しているため、平成 29 年度から市町村と意見交換し、県が市町村を支援・補完する取組の一つとして令和 2 年度に開始しました。

派遣する職種は、特にニーズが高かった保健師と土木職としており、毎年、市町村の派遣希望を把握した上で、県の職員採用計画に派遣分を上乗せして採用活動を行い、県はある程度経験を積んだ職員を派遣し、市町職員の育成にも繋がるよう支援しています。

この派遣制度はあくまでも補完的なものであり、派遣期間である 10 年終了後を見据えて、市町村がより一層自ら職員の確保・育成に努めることを求めています。

また、県と市町村の間では、40 年以上にわたって職員交流システムを運用しており、延べ 4,700 人が交流し、このうち 3 分の 1 を超える 1,700 人が技術系の専門人材であり、土木や農業、福祉、保健衛生など、幅広い分野にわたって業務ノウハウの共有、移転を図ってきました。

そして、新たな取組として「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」に専門人材の確保・育成に係る検討部会を令和 3 年 3 月に立ち上げて採用手法等を検討したところ、参加した市町から土木職の確保が困難という声を受けて、令和 5 年 1 月、理系学生を対象に、県と市町合同で土木職の業務を紹介するセミナーを開催しました。

建築職やデジタル人材については、御指摘のとおり県においても確保・育成に苦慮している状況にあるため、今後、実情を踏まえながら、対応等について意見交換などを行っていきたいと考えています。

なお、デジタル人材の確保・育成については、国に対し、高度な知識を有している外部デジタル人材のデータベースを各自治体へ提供することや、内部のデジタル人材の育成に向けた取組への財政支援、研修プログラムの充実・強化などを要望しています。

(要望)

### 3. 県道 77 号（平塚松田）井ノ口交差点～陣ヶ堂交差点の歩道整備について

県道 77 号（平塚松田）の井ノ口交差点周辺は、小学校、子育て支援施設、公民館、地域金融機関、商業施設等が立地しており、暮らしを支えるサービス機能、交通結節機能を持つ地域の中心的な役割を担うエリアである。このため、多くの歩行者や車両が往来しており、交通の安全を確保する必要がある。本町及び地域の生活利便性や市街地の魅力を高めるための重要な路線であり、交通の安全を確保する必要性が大きいことから、井ノ口交差点～陣ヶ堂交差点の歩道を早期に整備すること。

(回答)

県道 77 号（平塚松田）の井ノ口交差点から陣ヶ堂交差点までの区間については、令和 2 年度に交通量調査や予備設計を実施し、令和 3 年度は詳細設計を実施しました。

令和 4 年度は、地権者など地元の方々へ事業開始に向けた説明を行い、了承が得られ次第、用地取得に向けた測量調査を実施してまいります。

(要望)

4. 県道 77 号（平塚松田）中井電話局前交差点周辺の乗合自動車停車所の設置について

県道 71 号バイパス・県道 77 号中井電話局前交差点付近にある「上ノ原バス停」の付近には、民間企業の研究施設が位置しており、従業員が多く利用している。降車中、後続の車両はバスを追い越すことができないため、渋滞を引き起こしており、交差点付近における交通の安全にも支障が生じている。

車両の円滑な通行及び交通の安全のため、後続車両が停車中のバスを追い越すことができるよう、当該バス停に乗合自動車停車所を設置すること。

(回答)

県道 77 号（平塚松田）の「上ノ原バス停」は、沿道に建物が立地し、中井電話局前交差点に近いことから、現在の位置に乗合自動車停車所（バスベイ）を設置することは困難ですが、最寄りの場所への設置について検討してまいります。

大井町

(要望)

1. 消防団員による消防自動車運転時の免許要件の緩和について

道路交通法改正により、普通免許で運転可能な自動車は車両総重量が 3.5 t 未満に引き下げられ、3.5 t 以上 7.5 t 未満の自動車を運転するには、準中型運転免許の取得が必要となった。現在の普通運転免許を取得した団員は、現行の消防ポンプ車を運転できない。これは団員の進退や新たな団員確保問題に波及する大きな課題と考える。

したがって、現行使用されている一般的な消防団車両が普通免許で運転ができるような制度の構築を、国へ働きかけること。

(回答)

県では、消防団員の準中型免許取得に対する支援の拡充等について、市町村の取組を十分支援できるよう国に働きかけてまいります。

また、消防庁では新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車の活用を推奨しており、3.5 t 未満の消防ポンプ自動車の無償貸付を行う等の対応をしているところです。

(要望)

2. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴う「地域公共交通計画」の作成について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、現行の法定計画「網形成計画」が「地域公共交通計画」に移行される。今後、路線全域の市町で個々に「地域公共交通計画」の作成をしても、制度改正による手続きの煩雑化は避けられない。

したがって、地域公共交通計画の作成及び補助系統等の位置づけに関しては、県において



広域的な計画として作成し、国庫補助の計画認定手続きにおいても広域計画下、従前どおり県が主体的な役割を果たすこと。

(回答)

地域公共交通の維持や確保については、これまでも地域の課題に精通した市町村が主体となって取り組んでいただいています。

国は、令和2年度に国庫補助金に係る制度改正を行ったことから、今後、国への計画認定申請は、地域公共交通計画を策定した市町村から個別に行うこととなり、これまで県が行っていた広域的な路線に係る申請についても、市町村が行うこととなります。

しかし、広域的な路線に係る申請については、国や関係市町村、バス事業者など多くの関係者間の協議が必要となるため、市町村の手続きが円滑に行えるよう、引き続き、県がバス事業者からの資料を取りまとめるなど、主体的な役割を果たしていきたいと考えています。

(要望)

3. 主要地方道 72 号（松田国府津）（松田町行政界～国道 255 号）の歩道設置について

交通量の多い当該道路における歩行者の安全確保のため、松田町行政界から国道 255 号までの区間の歩道整備について、引き続き早期の完成をさせること。

(回答)

主要地方道 72 号（松田国府津）の東名高速道路大井松田 I C ランプ橋前後の区間については、平成 29 年度に町と連携して地元説明会を開催し、現在、用地交渉を進めているところであり、引き続き、町の協力を得ながら用地取得に努めてまいります。

(要望)

4. J R 御殿場線 I C カードの跨り利用について

J R 御殿場線では、交通系 I C カードの使用が可能となり、現在 T O I C A サービスエリアが国府津駅まで拡大され、I C 定期券の跨り利用が可能となったが、一般利用客による鉄道事業者のエリアを跨いだ利用の目途は立っていない。

観光振興、また利用者の利便性向上を図るため T O I C A エリアと S U I C A 首都圏エリアを跨る利用が可能となるよう、引き続き県が主体的に鉄道事業者や国に対して働きかけを行うこと。

(回答)

J R 御殿場線 I C カードの利用については、国に対し、さらなる対象拡大に向けた検討を行うなど、積極的な支援について要望するとともに、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」等を通じて、J R 東海や J R 東日本に働きかけを行っているところです。

(要望)

5. 社会資本整備総合交付金の拡充について

都市基盤整備を推進する上で有意義な本交付金については、交付率に対する配分額が近年、満額交付されていない状況が顕著にみられる。

使途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度とするとともに、制度実施が明示されていないものについては、継続して実施、町村に対して早期にその考えを示すよう、引き続き国へ働きかけること。

(回答)

社会資本整備総合交付金については、地方が必要とする所要額を安定的かつ継続的に確保するよう、「令和5年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に働きかけているところです。

今後も様々な機会をとらえて、引き続き、国に働きかけてまいります。

(要望)

#### 6. 農地・農業用施設災害復旧作業について

毎年のように記録的な豪雨が発生し、土砂災害・洪水などの被害が発生している。昨年は今までにない農業被害が生じ、このような状況は農業の担い手確保が大きな課題となっている現状において、農業振興に悪影響と懸念する。

国の支援の要件にあてはまらないケース等をはじめ、より手厚い支援策を県や町においても創出する必要があり、農家へ迅速な支援が実施できるよう、県としても農地の災害復旧に関しては、技術的支援にとどまらず支援策を講ずること。

(回答)

本県における農地の災害復旧事業の国負担割合は、激甚災害の指定など一定の要件を満たす場合が多く、補助率の大幅な嵩上げにより、直近3年間の事例では、国の補助率94.0%～98.8%と高補助率となっています。

なお、国庫補助事業の要件に満たない1か所の工事費が13万円以上40万円未満の復旧工事においても、農地等小災害復旧事業債による起債の対象となる場合や、国の「日本型直接支払制度」を活用した地域共同の取組において、補修や復旧等が可能となる場合もあります。

さらに、神奈川県市町村事業推進交付金の農とみどりの整備事業において、緊急に整備が必要な地区として活用できる場合もあります。

このように、被災農家の負担軽減につなげるための様々な制度があることから、災害復旧事業に係る市町村担当者研修会を実施し、市町村職員等の災害復旧事業に対する知識習得を支援するとともに、被災状況等に応じた支援制度の活用を助言するなど、引き続き市町村との連携強化に取り組んでまいります。

松田町

(要望)

## 1. 「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」の実現に向けた支援について

事業の実現に向け、新松田駅北口・南口広場を含めた駅周辺地域の整備事業の実現に向けた継続的な支援を行い、新松田駅周辺整備事業に関係が深い県道 711 号 J R 御殿場線アンダー部の道路拡幅改良事業の早期事業化を行うこと。

(回答)

新松田駅周辺のまちづくりについて、貴町は、令和元年度から「都市再開発支援事業」により、駅周辺整備事業に関する地元組織の設立に向けた勉強会等に取り組み、令和 4 年 4 月には地権者らによる「まちづくり検討会」を発足したほか、現在、新松田駅北口で計画中の市街地再開発事業について、令和 6 年度に都市計画決定する予定で関係機関との調整を始めています。

県としては、引き続き、「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」の実現に向け、町の意向を伺いながら、市街地再開発事業等について、国交付金等を活用するための国との調整や事業化に向けた助言など、技術的支援をしっかりと行ってまいります。

県道 711 号（小田原松田）の御殿場線アンダー部の道路拡幅改良事業については、これまでの概略の検討の中では、現状の道路を拡幅するには、広い作業ヤードが必要になるとともに、通行止めの期間が長くなるなどの課題があります。

一方、町では、「新松田駅周辺整備基本計画」が策定され、周辺まちづくりが動き出すと伺っており、県は、この計画に示された車両や歩行者の動線を勘案して、現状の道路拡幅だけでなく、現実的に施工可能な方策を再検討することとし、そのための調査を行っているところです。

(要望)

## 2. ヤマビル対策及び有害鳥獣対策について

ヤマビル対策に関し、県を中心とした関係市町村等との対策部会を設置するとともにその対策部会が主体的に対策事業を実施できるよう予算確保し、市町村が個々に進める有害鳥獣の捕獲や、防護の有効な強化策として制度化していただいた県独自の「有害鳥獣捕獲奨励補助金」「広域獣害防護柵補修事業費補助金」の充実及び継続的な実施を行うこと。

(回答)

ヤマビルによる地域での被害を減らすためには、地域において草刈り・落ち葉かきなど環境整備を行うほか、野生動物の餌場や隠れ場所をなくしたり網や柵を設置することで、運搬動物となる野生動物の侵入を防ぐことが有効と考えられます。これは、地域ぐるみの鳥獣被害対策における集落環境整備や被害防護対策にも通じる対応です。

対策部会の設置については、県、市町村鳥獣被害対策部局及び被害対策団体等で構成される鳥獣対策地域協議会の場で、これまで実施してきた鳥獣被害対策としてのヤマビル対策の実施例を含めて、情報提供・意見交換をしてまいります。

また、ヤマビル対策の予算確保については、地域住民自らの継続的な対策実施が必要であ

ることから、県では、市町村に対し、ヤマビル被害対策事業費補助金を交付しているほか、令和3年度から開始した「県と市町村が一体となった対策」として補助事業を活用することも考えられますので、御提案をいただければ、こうした制度の活用を図ってまいります。

「有害鳥獣捕獲奨励補助金」及び「広域獣害防護柵補修事業費補助金」については、鳥獣対策において県と市町村が一体となった解決策を検討していく中で、それが実施されるまでの被害を増やさないための緊急対策として、3年間の時限を設定し措置したものであり、積極的な活用をいただいた上で、補助金の活用状況や、その効果について各市町村からの御意見も伺いながら検証していきたいと考えます。

(要望)

### 3. 水源環境保全税の継続と森林整備の促進について

水源環境保全税を原資とした水源環境保全・再生施策大綱の計画期間は令和8年度までとされているが、水源環境保全・再生の取組みは、長期的に継続して実施することでその機能を発揮することができるため、施策大綱の延長を行い、森林環境譲与税の活用として、県内都市部の木材利用において、県西部の木材が有効に活用されるよう、需要と供給をマッチングできる体制の構築をすること。

(回答)

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」期間終了後の施策については、「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」で提出される「水源環境保全・再生かながわ県民会議」からの総合的な評価も踏まえ、施策大綱に基づく取組の到達状況や事業効果等をしつかりと検証・評価した上で、市町村、県議会、県民の皆様等の御意見を伺いながら、検討してまいります。

県産木材の需給調整のためのマッチングについては、かながわ市町村林政サポートセンターにおいて、各市町村の取組の相談を受けており、その中で、県内都市部の市町から木材調達先についての相談があった場合には、供給可能な事業者の紹介等を行っています。

また、市町村が木材利用を検討する際に生じる疑問や課題等に対し、木造建築設計や木材流通等の専門の相談員を派遣しアドバイスを行う「かながわ木造・木育アドバイザー制度」を令和3年度に創設しました。この制度により、県産木材が極力活用されるよう、木材の調達先の助言を行っています。

そのほか、サポートセンターでは、市町村の情報交換を行う場を設けており、センターを活用することで、需要側と供給側の情報交換が図られると考えます。

(要望)

### 4. 災害に強い河川環境整備の継続的な推進について

流域住民の生命・財産を守るため、引き続き、酒匂川や川音川、中津川の計画的な河床整理を推進するとともに、近年多発する台風や集中豪雨などの想定を踏まえた、災害に強い河

川環境の整備を推進すること。

(回答)

河川に堆積した土砂の撤去や繁茂した樹木の伐採等は、「神奈川県水防災戦略」にも位置付け、重点的に取り組んでおり、令和4年度は、酒匂川、川音川、中津川において、河床掘削等を実施しています。

今後もパトロールにより土砂の堆積状況などを把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

(要望)

#### 5. 足柄上病院の産科に係る医療体制の確保について

令和3年3月にとりまとめられた「小田原市立病院と県立足柄上病院との連携・協力の方向性」において、県立足柄上病院が担う分娩については、小田原市立病院に集約化を図ることとされているが、足柄上地域の分娩可能な医療機関の数や分娩の数等の状況など、医療ニーズを的確に捉え必要に応じて、産科の再開が可能となる体制の構築及び施設整備を行うこと。

(回答)

県立足柄上病院の今後の医療体制については、小田原市立病院及び県立足柄上病院連携推進会議で議論されてきましたが、令和3年3月にとりまとめられた「小田原市立病院と県立足柄上病院との連携・協力の方向性」において、県立足柄上病院が担う分娩については、ハイリスク分娩にも対応するため、小田原市立病院に集約化を図ることとされました。

地域で分娩取扱可能な医療機関の数やその分娩取扱件数については、継続した調査を実施することにより把握に努めるとともに、足柄上地域の医療ニーズにどのように応えていくか、今後も県西地域における地域医療構想にかかる議論を参考に地域の皆様の御意見をいただきながら、検討を進めてまいります。

山北町

(要望)

#### 1. 三保地域の地域振興について

山北町には、丹沢大山国定公園と県立丹沢大山自然公園に指定され、丹沢湖や中川温泉、県の水がめとして重要な役割を担っている「三保ダム」、観光資源の（現在は玄倉ダムが被災で見ることができない）「ユーシンブルー」などあるが、課題も山積している。

当地域の地域振興にあたっては、山北町単独では対処が困難な課題が数多くあるため、今後も引き続き、様々な面で県による支援、協力をおこなうこと。

(回答)

県では、「県西地域活性化プロジェクト」において、県西地域全体に新たな賑わいが生まれるよう広域的な事業展開を進めており、今後も引き続き、市町や民間と一体となって活性

化に取り組んでまいります。

また、「観光かながわNOW」等の観光情報の発信において、丹沢湖を中心とした自然環境や中川温泉など山北町の魅力についても掲載しているほか、観光関連事業者に対する補助事業を行っており、今後も、こうした取組を通じ、山北町、ひいては県西地域の観光の推進を支援してまいります。

(要望)

## 2. 林道秦野峠線について

林道秦野峠線は、松田町寄地区と山北町玄倉地区の奥地に広がる森林の活用と、集落を結ぶ林道として位置づけられているが、災害時における集落の孤立を防ぐため、この林道の活用を図ることで、両地区における孤立化対策につながる。近年における災害の激甚化を踏まえ、通行のためのルール作成、基本協定等の締結が必要と考えることから、引き続き協議の場への協力と、林道災害の早期復旧と利用目的も踏まえた災害に強い林道整備に取り組むこと。

(回答)

林道秦野峠線の利活用については、松田町、山北町と県で三者協議を行っており、引き続き調整を進めていきます。

また、当林道では令和元年度の台風第19号及び令和3年8月豪雨により甚大な被害を受けたことから、早期の復旧に向けた災害復旧工事と併せて計画的に改良工事を行い、災害に強い林道づくりに努めてまいります。

開成町

(要望)

## 1. 富士山噴火対策の充実について

現行の富士山火山広域避難計画では、市町村区域外への広域避難者の受入先が山梨県及び静岡県では示されているが、広域避難が必要な県内の市町については現時点で受入先が未定となっている。富士山ハザードマップの改定で、溶岩流が町全域に到達する可能性が示され、最悪の事態を想定した実効性のある町避難計画を早期に策定するためにも、受入先市町村の調整や避難路・交通手段の確保等、早急な対応をおこなうこと。

(回答)

富士山噴火に係る広域避難については、「富士山火山防災対策協議会」において、「富士山火山広域避難計画」を改定するため、「富士山火山広域避難計画検討委員会」を設置して、検討を行っています。

同委員会での検討を踏まえ、本県においても、富士山噴火の影響を受ける市町と連携した広域避難に係る訓練を行う予定ですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ検討してまいります。

また、県民の皆様にも、富士山の噴火の影響やその対策を理解していただくため、ハザードマップの周知を図るとともに、火山災害警戒地域に指定され、広域避難を必要とする市町が広域避難計画を策定できるよう「神奈川県富士山火山広域避難計画策定指針（仮称）」を策定するほか、「神奈川県版富士山火山防災マップ」による普及啓発を進めてまいります。

（要望）

## 2. G I G Aスクール構想整備事業について

子どもたちのオンライン授業に対応するために、I C T環境の整備は必要不可欠である。

他方、当町のように、児童生徒数が減少傾向になく、転入してくる子どもが多い自治体では整備への負担が増える一方で、端末が余っている自治体があるとも聞く。

学校におけるI C T設備の維持やP C端末の追加購入・更新に係る費用について、財源の確保や起債対象とするなどの適切な財政措置を行うと共に、児童生徒が端末を保持したまま転出入できる仕組みづくりを検討していくこと。

（回答）

児童・生徒の転出入に伴う端末の台数確保については、市町村ごとにG I G Aスクール構想に係る国庫補助等を財源として整備しているため、補助制度の制約や端末の相違があることから、端末の移管による対応は容易ではないと認識しております。

各学校において、持続的にI C T機器が活用できるよう、端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用についても国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政措置を講ずるよう、県教育委員会として全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、引き続き国に対して要望してまいります。

（要望）

## 3. デジタル田園都市国家構想について

現状、地方の実情に基づいた事例を収集している段階と考えるが、小規模自治体は、交付金を活用し、地方のデジタル化を強力に推し進めるための専属部署や人材を設置・配置が困難な状況にある。県は国からの情報を適切に市町村に伝達するのみならず、構想実現へ向けて広域自治体としてのイニシアチブを発揮し、県西地域などをモデル地区にした県事業の実施、県と市町村共同での事業実施の検討を行うこと。

（回答）

地域の活性化を図る上で、デジタル技術を活用することは今後ますます重要になっていくと考えられますので、地域一体となって進めている県西地域活性化の取組において、市町と相談しながら検討してまいります。

なお、現在、県と市町村が共同で利用できるデータ統合連携基盤の整備に向けて、まず防災分野において実証事業に取り組んでおり、今後、ヘルスケア分野についても検討してまいります。

箱根町

(要望)

#### 1. 新型コロナウイルス感染症からの回復支援について

国内外の観光客が大きく落ち込み、地域経済も停滞が続いていることから、インバウンド需要の回復も含め、観光地の活性化のため、実情に応じて必要な支援が必要である。

国へは、令和3年度に創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(事業者支援分)のような措置を求めるなど、必要な財源を確保した上で、独自のきめ細かな支援策を講じること。

(回答)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた観光事業者に対する観光需要喚起策として、令和2年度、令和3年度においては、「かながわ県民割」を実施するとともに、令和4年度においても、「かながわ旅割」、全国旅行支援「いざ、神奈川！」を実施しています。

今後も、県民や事業者の意見を踏まえ、効果的な観光需要喚起策が実施できるよう、必要に応じて国と協議をしてまいります。

また、インバウンドの本格的な需要回復を見据え、神奈川の自然や歴史、食、文化などの観光コンテンツに高い専門性を有する通訳ガイドの育成や、比較的早期の来訪が見込まれる海外の富裕層向けに開発した観光コンテンツの商品化、プロモーションに取り組んでまいります。

さらに、令和4年度以降においても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策や経済活動の自粛により大きな打撃を受けた地域経済の活性化・雇用対策を実施する必要があることから、臨時交付金制度の継続、もしくはこれを引き継ぐ新たな交付金制度の創設などにより、全ての地方自治体に対して確実かつ十分な支援を行うことを関東知事会を通じて要望しているところです。

今後も引き続き機会をとらえて地方が必要とする財源の措置について国に対して、要望していきます。

(要望)

#### 2. 公衆トイレの整備について

町が管理の施設については、バリアフリー化や温便座化など順次改修工事を行い、利便性や快適性の向上を図るとともに、老朽化が著しい施設については、建て替えなども含め景観を損なわないよう適切に維持補修をしている。

県管理の公衆トイレについても、快適な衛生空間、風光明媚な景観保全のため、老朽化した施設の更新や補修など適切な維持管理、観光客の満足度向上を図ること。

(回答)

箱根町内には、県管理の公衆トイレが10か所あり、そのうち7か所の公衆トイレについ



ては、環境農政局自然環境保全センターが管理しています。

この中でも3か所の公衆トイレは、設置から30年以上経過しており、老朽化していることから、箱根町の要望等も参考に、今後適切な補修を行うとともに更新についても検討し、日常の清掃等の維持管理と併せて、快適で衛生的な施設となるよう努めてまいります。

(要望)

3. 温泉を利用した発電等に関するガイドライン等の制定及び温泉行政に係る専門職の人材育成について

「温泉資源」を持続可能な資源として保護する取組みと共に、脱炭素社会に向け再生可能エネルギーとして活用を検討する必要があるとも認識している。

今後、県として温泉の発電利用に関するガイドライン等の制定、及び温泉行政に係る専門職の人材育成を図ることで、脱炭素社会が求められている時代の流れに合った取組を推進しながら、持続可能な温泉資源を次世代へとつなげられるよう、県がより一層重要な役割を担うこと。

(回答)

県では、2050年脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進しています。

そうした中、地熱発電は安定的な発電が期待されますが、県内の温泉は、高温の源泉数が限られていることに加え、温泉資源保護のために採取量を制限している場合が多いことから、温泉の排熱を利用するなど、本来の温泉としての利用に影響を及ぼさない範囲での活用を検討すべきと考えています。

また、温泉資源の持続的な利用を可能とするため、「神奈川県温泉保護対策要綱」を定め、温泉資源の保護にも取り組んでいます。

さらに、地熱発電を伴う温泉掘削については、環境省が温泉資源の保護を目的として策定した「温泉資源の保護に関するガイドライン」に基づき、申請者に対して許認可を行います。

なお、現時点では、環境省のガイドラインでは対応できない県独自の事例等は把握していないことから、県独自のガイドラインの策定を行う予定はありません。

温泉行政に係る専門職の人材育成については、温泉行政に係る専門職を配置していませんが、専門的な知識を有する温泉地学研究所等の協力を得ながら、庁内職員間の知識や技術の共有、継承に努めるとともに、市町村への適切な情報共有を行っています。

こうした取組を通じて、温泉源の保護と温泉の適切な利用に努めてまいります。

(要望)

4. 大涌谷における渋滞対策について

不要不急の移動が抑制される中でも大涌谷を自家用車で訪れる観光客は多く、大涌谷周辺の渋滞は引き続き発生することが予想されるため、渋滞発生分も駐車できるよう、収容台

数を増やすと同時に、突然の火山災害発生時に観光客を一時避難させるような立体屋内駐車場の新設及び、下り車線側道部に上り車線からの転回が可能な場所の設置や道路拡幅等、ハード面の整備推進を引き続き行うこと。

(回答)

大涌谷園地へ向かう県道 734 号(大涌谷小涌谷)の道路拡幅については、法規制もあり地理的に困難な場所ではありますが、町の具体的なお考えを伺ってまいります。

避難対策については、引き続き、「箱根山火山防災協議会」を通じて、箱根町や関係機関とともに検討してまいります。

(要望)

#### 5. 国道 138 号(乙女登山口～仙石原交差点)の歩道整備について

昨今のハイキングブームやインバウンド需要の高まりにより歩行者が増加傾向にあり、安全対策が求められている。また、沿道付近の金時公園においては人気アニメとコラボレーションしたデザインの公衆トイレが町により建設され、注目を集めている。

地域資源である金時山周辺地域への安全な動線を確保し、仙石原交差点改良と合せて面的整備に繋げ、沿道の活性化を図る上でも整備を行うこと。

(回答)

国道 138 号の乙女登山口から仙石原交差点までの区間は、現道内で確保できる箇所については、歩行帯を設置しております。そのほかの区間については、歩道を整備する計画は現在ありませんが、今後、町と連携し、必要に応じ現道内で対応可能な安全対策があれば検討してまいります。

(要望)

#### 6. 国道 1 号湯本地内の改良について

箱根湯本駅前の拡幅は一部終了しているが、引き続き旭橋までの拡幅改良や、防災や景観形成の観点から無電柱化を行うこと。

(回答)

県では、「かながわのみちづくり計画」及び「神奈川県無電柱化推進計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備及び無電柱化を進めているところです。

御要望の区間の拡幅改良については、「かながわのみちづくり計画」に位置づけておらず、現時点では、進めることは困難ですが、無電柱化については、「神奈川県無電柱化推進計画」に位置付け、令和 4 年度から、測量や設計に着手してまいります。

真鶴町

(要望)

#### 1. 相模湾沿岸の磯焼け対策について

かつてない速度で進行している磯焼けは、アワビなど貝類の生育に大きな影響を与え、素潜り漁を営む漁業従事者の所得への影響が懸念される。磯焼けにより、沿岸の漁獲量が減少し、当町の漁業や間接的には観光業の疲弊につながるものと思われるため、対策を行うこと。

(回答)

真鶴町を含む相模湾沿岸で進行している磯焼けについては、県としても、喫緊の課題としてとらえております。

これまでも、県水産技術センターでは、通常のカジメより成長の早い「早熟カジメ」による藻場の再生技術の開発に取り組んできました。

こうした技術の開発に加えて、国の補助事業を活用して、食害生物の除去や藻場の再生に取り組む漁業者や民間活動組織の活動を支援しています。

今後も、県は、藻場の再生にかかる問題の分析や調査結果などの情報の提供や技術指導を主体的に行うことなどを通じ、漁業者や民間組織など、地域が主体となり藻場の再生に継続的に取り組んで行けるように支援してまいります。

湯河原町

(要望)

#### 1. 防災行政無線の更新に係る財政支援について

災害時に避難情報等を一斉発信する防災行政無線は、身体・生命・財産を守る重要な手段である。現在の防災行政無線に係る財政支援は、アナログ方式の使用期限終了に伴うデジタル方式への整備を対象としているため、デジタル方式からデジタル方式への更新に対する財政支援を行うこと。

(回答)

県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、市町村が行う津波対策事業や、風水害対策事業の取組等に対する支援を強化しており、防災行政無線の整備も補助対象です。引き続き、この補助金により市町村の取組を支援してまいります。

なお、県の財政支援は、政策推進の観点から、新たな整備や増備、機能強化に関するものを補助対象としています。

(要望)

#### 2. 湯河原パークウェイの早期復旧に向けた支援について

有料道路である湯河原パークウェイは、湯河原から国道1号を經由して三島・箱根方面へ最短で移動できる、静岡県との県境をつなぐ道路であり、観光産業を基幹産業としている当町にとっては、地域経済を支える重要な道路である。しかし、現在全線通行止めとなっており、道路を管理運営している伊豆箱根鉄道株式会社が設計を進めているものの、いまだ再開の見込みが立っていない状況であり、早期復旧に向けた支援について、国へ働きかけること。

(回答)

湯河原パークウェイは、伊豆箱根鉄道が、国から道路運送法に基づく許可を得て、管理運営するいわゆる「私道」であり、道路法の道路であれば、災害復旧事業の対象となるのに対し、この道路には復旧費用はあてられない状況にあります。

こうした中、県は、急峻な地形にある同様の道路を管理している実績がありますので、伊豆箱根鉄道に対して、積極的に連絡を取らせていただき、技術的な協力を行い、11月に復旧工事の設計が完了しました。

引き続き、国や町とも連携しながら、伊豆箱根鉄道に対して、早期復旧に資するよう、施工に対する技術的な協力を行うなど、支援してまいります。

(要望)

### 3. 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について

小田原市から真鶴、湯河原の1市2町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の効率化、流通の合理化及び生活環農の整備を図り、農業振興を中心とした地域の活性化を推進すると共に、国道135号及び県道740号が通行不可となった際の防災上の観点においても、早期完成を目指すこと。

(回答)

広域農道小田原湯河原線については、事業の進捗を図るため、仮設進入路を設け、同時施工できる区間を増やすなど、早期完成に向け鋭意施工中ではありますが、現場が急傾斜で施工性が悪く、また、掘削中に巨大な転石が多数発掘され、その対応に時間を要したため令和3年度までの事業進捗率は、約7割となっています。

本路線については、農業振興のみならず防災上の観点からも重要な路線であることから、「神奈川県水防災戦略」に位置づけ、早期に着手できる箇所から優先的に整備することとしており、引き続き国の予算確保に努めながら、路線全体の早期完成を目指してまいります。

(要望)

### 4. ニホンザルの群れ（T1群）による被害防止のための積極的な対策の実施について

湯河原町、真鶴町西部、熱海市東部に出没するT1群は、市街地及びその周辺を主な行動域とし、深刻な生活被害や農業被害を与えている。一方、神奈川県レッドデータ生物調査報告書では、西湘地域に生息するニホンザルの群れを絶滅恐れのある地域個体群として維持する対象となっている。住民の安全の確保や農業者の生産意欲を維持するためには、対策を具体化し実施すること。

T1群による被害防止のため、抜本的かつ具体的な対策のため、神奈川県レッドデータ生物調査報告書の見直し及び、西湘地域個体群のあり方について検証の上、町民の安全・安心を図り、生活・農業被害を根絶するためにも全頭除去すべきか方針を検討すること。

(回答)

T1群の対策については、近年の加害個体捕獲後の群れの動向を踏まえ、令和3年度に県

が実施した市街地出没の原因・傾向の分析の結果を生かして追い上げや加害個体の捕獲のための技術支援を継続するとともに、学識者やNPOなどの協力も得ながら、農作物や地形などを考慮した効果的な追い上げ手法や新たな対策の担い手の確保を検討してまいります。

また、西湘地域個体群については、静岡県側の群れの分布や移動、被害状況等について、県・市町村等との情報交換等を継続するとともに、環境省で進められている全国のサル地域個体群の連続性・孤立性等の解析・評価の動向・成果を踏まえ、神奈川県での地域個体群の位置づけを検討し、群れの維持または除去について方針を検討してまいります。

愛川町

(要望)

#### 1. 県道 54 号における道路改良整備及び交差点改良整備・バスベイ設置の促進について

県道 54 号は、相模原市内から本町の東西方向を貫き、国道 412 号にアクセスする主要な幹線道路であるほか、緊急輸送道路に指定されており、半原日向交差点から田代交差点までの区間について、円滑な道路交通や歩行者の安全を確保するため、歩道を含めた道路改良整備を、愛川橋から深沢バス停までの区間については、令和 3 年度から町有地を活用した線形改良のための調査を行っている。残る区間にも、歩道を含めた道路改良整備の早期に工事着手、本路線の角田バス停前の交差点改良及びバスベイの設置を促進すること。

(回答)

県では、「かながわのみちづくり計画」(計画期間:平成 28 年度～令和 7 年度)に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

半原日向交差点から田代交差点までの区間については、本計画に位置付けておらず、現時点では、道路改良を進めることは困難ですが、沿線の町有地などを活用した交通安全上の必要な対策については、愛川町と調整を進めてまいります。

角田バス停前の交差点については、これまでに路面標示等の安全対策を実施しておりますが、交差点改良やバスベイ設置については、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを見ながら検討してまいります。

(要望)

#### 2. 県道 63 号における歩道整備及び交差点改良整備の促進について

県道 63 号は、本町・厚木市・相模原市を結ぶ産業経済の動脈的機能の高い幹線道路として、極めて重要な路線である。中津地区の桜台交差点から坂本水路橋先の約 300m の区間の歩道整備、歩道整備済みの区間の擦り付け部が急勾配となっている箇所のパリアフリー化した歩道の再整備、右折レーンがない桜台、中津郵便局先丁字路、愛川郵便局入口の 3 箇所の交差点の付加車線化等の着実な交差点改良整備を実施すること。

(回答)

桜台交差点から坂本水路橋先の歩道整備については、事業計画はありませんが、愛川町

の御意見を伺いながら、交通安全対策などについて検討してまいります。

歩道整備済区間のバリアフリー化は対応済みと考えていますが、再整備の具体的な箇所を御相談いただければ、現地の状況を踏まえ検討してまいります。

「桜台」、「中津郵便局T字路」及び「愛川郵便局入口」交差点については、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを見ながら検討してまいります。

(要望)

### 3. 県道 511 号及び高田橋際交差点地区の交通渋滞と交通安全対策の促進について

現在、県において、交差点における県道 511 号について、線形改良を計画しているが、引き続き、早期の工事着手に向け、着実に進め、県道 54 号・県道 63 号・県道 511 号及び周辺地区における道路計画などを総合的に検討し、本地区の交通渋滞の解消と歩道の整備等、交通安全の確保を促進すること。

(回答)

高田橋際交差点では、交通渋滞の緩和などを図るため、平成 29 年に県道 54 号（相模原愛川）の右折レーン等を設置したところです。交差する県道 511 号（大井上依知）、県道 63 号（相模原大磯）においても、右折レーン等の設置を検討するため、これまでに交通量調査や道路予備設計を実施してきており、引き続き、工事着手に向けた取組を進めてまいります。

(要望)

### 4. 県道 65 号における交差点改良整備・歩道拡幅整備の促進について

県道 65 号と県道 54 号が交差する箕輪交差点は、県道 54 号側の広幅車線化による交差点改良が既に完了したが、県道 65 号については交通渋滞の解消に向けた付加車線化等による交差点改良整備、高峰小学校から箕輪交差点間における幅員狭小区間歩道の歩行者安全を確保するために、歩道の拡幅整備を実施すること。

(回答)

箕輪交差点においては、平成 26 年度に県道 54 号（相模原愛川）の広幅車線化を実施しました。県道 65 号（厚木愛川津久井）の付加車線設置等については、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを考慮しながら検討してまいります。

高峰小学校から箕輪交差点までの歩道拡幅整備の要望区間のうち、高峰小学校付近の歩道幅員が狭小な区間については、地権者の了承が得られ次第、用地取得に向けた測量調査を実施してまいります。

(要望)

### 5. 愛川ふれあいの村体育館の耐震化について

県は令和 3 年度に当該施設の耐震性調査を実施したが、再度指定避難所として使用できることが地域住民の安心、安全の観点から必要であるため、耐震化の実現に向け早期に工事

着手すること。

(回答)

県立愛川ふれあいの村体育館については、令和3年度に耐震診断調査を実施しました。その結果の分析により、耐震改修を行う必要があることが判明したことから、令和5年度において耐震補強工事の調査・実施設計を行うため、所要の措置を講ずることといたしました。

(要望)

#### 6. 小田急多摩線の延伸促進について

県は令和4年3月に、県土の総合的な交通ネットワークの形成を図るため、交通施策の基本的な考えを示す「かながわ交通計画」を改訂した。小田急多摩線の上溝以西への延伸について位置づけられたことから、一歩前進が図られたものと認識しているが、引き続き実現に向け取り組むこと。

(回答)

小田急多摩線の延伸については、広域交通ネットワークが強化され、地域の活性化につながるものと認識しており、「かながわ交通計画」の改定にあたり、これを明確に位置付けたところです。

また、小田急電鉄には、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、延伸の要望を行うほか、国に対しては、鉄道整備費等の助成制度の拡充を働きかけているところであり、引き続き関係者と連携して、小田急多摩線の延伸に向けた取組をしっかりと支援してまいります。

清川村

(要望)

#### 1. 県水源環農保全・再生事業の継続と水源地域へ新たな支援について

県が平成19年度から全国に先駆け進めてきた、かながわ水源環境保全・再生施策大綱は令和8年度で終期を迎えることから、かながわ水源環境保全・再生施策大綱の継続及び森林整備に係る補助の拡充、水源地域が担う水質保全の取組として、水源環境保全・再生事業の枠組の中で、新たに下水道事業への支援を実施すること。

(回答)

県では、平成19年度以降20年間の水源環境保全・再生の基本的な考え方や施策の方向性、将来像を「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」として取りまとめ、令和4年度から、施策大綱に示した最後の計画となる「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（以下「第4期計画」という。）」の取組を進めています。

この計画では、施策大綱に掲げた将来像の達成に向けて、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる、「森林の保全・再生」をはじめとした特別対策事業を着実に推進していくとともに、昨今の集中豪雨などによる土砂災害の頻発化、激甚化も懸念されていること

も踏まえ、林地保全対策を強化するほか、流木被害の未然防止の工夫等を図っていきます。

また、この計画推進の主な財源である水源環境保全税は、個人県民税の超過課税として期限を設け、県民の皆様特別に御負担いただいていることから、恒久的に必要な維持管理費用等に充てることは、現在、考えておりませんが、施策大綱期間終了後の施策については、第4期計画で提出される「水源環境保全・再生かながわ県民会議」からの総合的な評価も踏まえ、施策大綱に基づく取組の到達状況や事業効果等をしっかりと検証・評価した上で、市町村、県議会、県民の皆様等の御意見を伺いながら、検討してまいります。

(要望)

## 2. 宮ヶ瀬湖畔園地の活性化について

宮ヶ瀬ダム完成から20年以上が経過し、施設の老朽化や観光ニーズが多様化する中、時代の変化に影響されない魅力の創出を実現するため、登録DMOの着実な事業展開、及びその中心を担うよう積極的に県が関与すること。

(回答)

県は、これまで宮ヶ瀬湖周辺地域（相模原市の一部、厚木市の一部、愛川町及び清川村）を計画区域とした地域再生計画に基づき、グラススライダーの再整備や、セグウェイ、SUPなどのアクティビティの充実、宮ヶ瀬和フィンなど新しい特産品の開発等を行ってきました。また、令和4年度からは、同地域の更なる活性化を推進するため、AIオンデマンドバスによる地域交通システムの実証実験に取り組むなど、登録DMOである公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団（以下、「財団」という。）や地元市町村等と連携して活性化を推進しているところです。

財団は、地域活性化を図るため、宮ヶ瀬湖周辺DMOネットワーク会議等を開催して、地元関係者との意見交換や地域連携事業の検討を行い、宮ヶ瀬湖周辺の観光資源を活用した周遊事業、特産品を活用したPR事業、宮ヶ瀬ダム監査廊の利活用（ダム貯蔵酒）、コロナ禍における来訪者誘致のための情報発信など様々な工夫を行っており、県は同会議のオブザーバーとして参加しております。

今後とも、登録DMOである財団の着実な事業展開に向けて、県は施設を良好な状態で維持するとともに、国、周辺市町村、民間企業等とともに連携・協力しながら積極的に関与してまいります。

(要望)

## 3. 自殺対策について

県内の自殺者数は、新型コロナウイルス感染症の拡大影響などにより、2020年は急増しており、県道64号伊勢原津久井線の「虹の大橋」など多くの橋梁が点在する本村においても、自殺と思われる事例が急増しているため、県民の命を守る取組みとして、全県的な対策の強化を実施すること。



(回答)

令和2年に増加した自殺者数については、令和3年は県内で1,222人とわずかに減少しましたが、長引くコロナ禍に加え、昨今の原油価格高騰や物価上昇の影響により、経済的に困窮し、悩みや不安を抱える方の増加が予想されます。

このような状況を踏まえ、県では、「こころの電話相談」の時間延長や、LINEを活用した相談「いのちのほっとライン@かながわ」の回線増設を行い、より多くの方からの相談を受けられるようにしています。

また、宮ヶ瀬湖の自殺多発地域については、引き続き厚木保健福祉事務所で定期的な巡回パトロールを行っています。

さらに、清川村域の県管理橋りょうでは、令和3年度から土木事務所が宮ヶ瀬湖周辺自殺対策連絡会部会に参画し、対策が必要とされた橋りょうにおいて、村や警察などと現地立会を行ったうえで、侵入防止フェンスや有刺鉄線などを設置しており、引き続き、関係機関と連携しながら、必要な対策に取り組んでまいります。

県では、「かながわ自殺対策計画」を令和4年度中に改定する予定です。これまで取り組んできた事業の進捗や効果を把握の上、適宜見直しを行い、新たな計画のもと、より効果的な自殺対策の推進に向け、取り組んでいきます。

(要望)

#### 4. 通学路を含む県道沿道の安全対策について

通学路を含む県道沿線の歩行者安全対策のため村内各団体と緊密な連携を図り、各種設備の適正な維持管理、及び通学路である尾崎交差点から下舟沢バス停や中里バス停、厚木市七沢方面へ向かう道路を通行する歩行者の安全確保のための「防止柵」の早急な設置を実施すること。

(回答)

県が道路管理者として行う通学路の安全対策については、県道64号(伊勢原津久井)や県道60号(厚木清川)において、ガードレールやグリーンベルトの設置など6か所で実施しました。

今後も引き続き、「清川村通学路交通安全対策協議会」に参画し、安全対策に取り組むとともに、道路パトロール等で現地の状況を確認し、防護柵の損傷などを発見した際には速やかな補修を行い、通学路の安全確保に努めてまいります。

また、歩行者の安全確保のための防止策の設置については、村と調整しながら検討してまいります。

(要望)

#### 5. 県道沿線の交通環境維持及び二輪車安全対策について

村内を通る県道沿線の交通環境維持のため、県道沿線の除草や樹木の剪定など早急かつ

定期的な対策、及びスピード超過や集団走行などの危険運転も多数あることから、交通ルールの徹底を促すべく、二輪車運転者に対する看板設置等の啓発活動を実施すること。

(回答)

県では、日常の道路パトロール等で、草木の繁茂などにより、通行の危険となる箇所を発見した場合は、速やかに剪定等を実施しているところですが、具体の箇所がございましたら、情報提供をいただければ、早急な対応を図るなど、村とも連携し、交通環境の維持に努めてまいります。

また、県警察としては、引き続き、交通指導取締りや交通安全教育等、二輪運転者等の交通ルール遵守に向けた取組を推進してまいります。

(要望)

#### 6. 村内緊急輸送道路における安全対策について

村内の緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路県道64号（伊勢原津久井）、第2次緊急輸送道路県道60号（厚木清川））の安全対策として、行政境界付近の樹木の伐採及び道路照明灯の設置を実施すること。

(回答)

村内の緊急輸送道路である県道64号（伊勢原津久井）及び県道60号（秦野清川）の行政境界付近において、現地の樹木を確認し、台風などの異常気象時に倒木などが予見される箇所については、速やかに伐採等の対応を行い、通行遮断防止に努めてまいります。

そのほかの区間においても、日常のパトロールなどで注意深く点検し、異常を確認次第、対応してまいります。

道路照明灯については、横断歩道のある箇所や交差点部、見通しの悪い曲線部など、交通安全上の対策が必要な箇所に設置していますが、具体的に視認性が悪く、災害発生時の通行に危険が伴う箇所を御相談いただければ、設置を検討してまいります。